# 有効な改正前規定ポケット六法 令和二年版

# 有効な改正前規定」について

になっている条文を調べることができなくなってしまいま籍の六法では、実際に効力をもっている条文を調べることができなくなってしまいま条文ですが、ポケット六法に掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前のり込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法の刊り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されて法令による改正を織ポケット六法は、基準日(令和元年九月一日)までに公布された法令による改正を織ポケット六法は、基準日(令和元年九月一日)までに公布された法令による改正を織

どを掲載しています。 一日以降に施行されるものについては、ポケット六法本体に小さな文字で改正規定な一日以降に施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和三年四月でに施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和三年三月三一日ま

法に掲載している条文が効力をもつことになります。行期日を定める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、ポケット六行明日を定める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、ポケット六行の日が未確定なものは「令和二・一・二六までに施行」などと表記しています。施本欄では、令和元年九月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施

令和元年九月一日

有斐閣六法編集室

凡

例

〈内容現在〉令和元年九月一日

(掲載内容) ポケット六法令和二年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の『掲載注句報報 ここの こうかい こうしょう しょうしょう しょうしょうしょうしょうしょうしょうしょうしょうしょうしょうしょう しょうしょうしょうしょう しょうしょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょうしょう しょうしょう しょうしゃく しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょうりき しょうしょう しょうしょう しょうしょう しゃくりん しょうしゃ しょしん しょうしん しまり りょく いないひこう しょうしょう しょうしょく しょくりん しょくりん しょくしょく しょくりん しょくしょくりん しょくしょく しょくしょくりん しょくりん しょくしょくしょく しょくしょく しょくしょくりん しょくしょくしょくしゃく しょくしょく しょくしょく しょくしょく しん しょくりん しょくしょく しょくりきんしょくりょくりょくしょくりょくりん しょくりん しょくしょくしょく しょくしょく しょくりん しょくしょく しょくしょく しょくしょく しょくしょく しょくしょく しょくしょく しょくしょく しょくしょく しょくしょくしょくしょく しょくしょく しょくしょく しょくしょく しょくしょく しょくしょく しょくしょく しょくしょく しょくりん しょくりん しょくしょくりん しょくりん しょくりん しょくりんしょく しょくりん しょくりんりん しょくりんりん しょくりん しょくりん しょくりん しょくりんりん しょくりんしん しょくりん しょくりんりん しょくりん しょくりんりん しょくりん しょくりんしん しょくりん しょくりんしん しょくしん しょくりんしん しょくしん しょくりんしん しょくりんしん しょくりんしん しょくりんしん しょくりんしん しょくりんしん しょくりんしん しょくり しょくりんりん しょくりんしん しょくりんしん しょくりんりんしんしんしん しんしん しんしんしんしん しんしんしん しんしんしん しょくしん しんしんしん しんしんしん しんりんしん

(施行期日の範囲) 令和二年一月二日から令和三年三月三一日まで(令和三年四月一日以規定を掲載した。

降のものはポケット六法に注記を加えて掲載した。

ては、ポケット六法令和二年版「民法―改正前規定」(五三○頁)に掲載した。いては、ポケット六法令和二年版「民法―改正前規定」(五三○頁)に掲載した。ただし、民法につい掲載の原則)該当する条文を条ごとに掲載した。ただしポケット六法と同一の部分につ

る」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。 「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が(改正法令一覧) 各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行

月次	○特定商取引に関する法律(昭和五一法五 (平成一法八一)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	O民事再生法(平成一四法一五四)	関する法律(昭和二三法五四) ・・・・・・・・・・・・三三〇私的独占の禁止及び公正取引の確保に産 業 法
公法	〇製造物責任法(平成六法八五)・・・・・・・一二〇信託法(平成一八法一〇八)・・・・・・一二	○犯罪被害者等の権利利益の保護を図る○刑法(明治四○法四五) ・・・・・・・・・二六	七法一三四)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	昭和三〇法九七):	す	〇金融商品取引法(昭和二三法二五) ・・・・・・三八
の保護に関する法律(平成一五	○見養富止去(召印二去一六四) ・・・・・・・・・   ○戸籍法(昭和二二法二二四) ・・・・・・・・・	: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	□   □   □   □   □   □   □   □   □   □
〇公 職選 挙 法 (昭和二五法一〇〇) · · · · · · · · · 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	〇児童耆特の防止等に関する法律(平成一〇児童福祉社(昭和二法一六四) ・・・・・・・・   三	〇少年法(昭和二三法一六八)・・・・・・・・ニ六	〇特許法(昭和三四法一二一) ・・・・・・・・・・・・四一二法一〇一) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○内閣府設置法(平成一一法八九)・・・・・・・ 三		社 会 法	〇商標法(昭和三四法一二七) ・・・・・・・・ 四一
•	〇後見登記等に関する法律(平成一一法一五		競争防止法(平成五法四七) ・・・・・・・・・
〇地方公務員法(昭和二五法二六一) ・・・・・・ 五	1 )	〇労働契約法(平成一九法一二八) ・・・・・・・ 二七	権法(昭和四五法四八) ・・・・・・・・・・・
•	〇商法(明治三二法四八) ・・・・・・・・・ 一	〇労働基準法(昭和二二法四九) ・・・・・・・・ 二七	
•	〇会社法(平成一七法八六) ・・・・・・・・・ 一	〇雇用の分野における男女の均等な機会	
	〇商業登記法(昭和三八法一二五) ・・・・・・・・ 一	及び待遇の確保等に関する法律(昭和四	
〇公害紛争処理法(昭和四五法一〇八) ・・・・・ 七	〇保険法(平成二〇法五六) ・・・・・・・・・ 一	七法二一三)	
〇学校教育法(昭和二二法二六) ・・・・・・・・ 七	〇手形法(昭和七法二〇) ・・・・・・・・・・一	〇短時間労働者及び有期雇用労働者の雇	
-		用管理の改善等に関する法律(平成五法	
民事法	○  年公   年手売去  (平成二三  去左二)   ・・・・・・一九   ○   (尺事訴訟法  平成八法一○九)   ・・・・・・・一九	つ育見木業、个蒦木業等) 見又よ家矣个七六) ・・・・・・二八	
○民法施行法(明治三一法一一) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	〇家事事件手続法(平成二三法五二)	護を行う労働者の福祉に関する法律	
〇一般社団法人及び一般財団法人に関す	〇国際的な子の奪取の民事上の側面に関	:	
る法律(平成一八法四八) ・・・・・・・・・ 八	す	〇労働者災害補償保険法(昭和二二法五〇) : 三〇	
:		:	
〇動産及び債権の譲渡の対抗要件に関す	〇配偶者からの暴力の防止及び被害者の	〇労働者派遣事業の適正な運営の確保及	
る民法の特例等に関する法律(平成一○	保護等に関する法律(平成一三法三一)・・・・二〇	び派遣労働者の保護等に関する法律	
•	〇仲裁法(平成一五法一三八)	(昭和六○法八八)・・・・・・・・・・・・ 三一	
〇龍子記録債権法(平成一元法二) ······ 九	する去津(平成一六去一五一) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	る去聿(平成二三去一二) ・・・・・・・・・・ 三二○個別労働関係紛争の解決の促進に関す	
	〇民事執行法(昭和五四法四)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	:	
賦販売法(昭和三六法一五九) ・・・・・・・ 一	〇破産法(平成一六法七五)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		

# ○個人情報の保護に関する法律

# 令和二年一月一日以降有効な旧規定

附則九条(令和二・一・二六までに施行) ・特定複合観光施設区域整備法(平成三○・七・二七**法八〇**)

### (事業所管大臣

第四六条(柱書略 員会(次号において「大臣等」という。) 情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣又は国家公安委 管理に関するものについては、国土交通大臣)及び当該個人 用管理に関するものについては、厚生労働大臣(船員の雇用個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち雇

## 〇公職選挙法

令和二年一 一月一日以降有効な旧規定

を改正する法律(令和一・五・三一法一六)附則二三条(令を改正する法律(令和一・五・三一法一六)附則二三条(令を改正する法律(令和一・五・三一法一六)附則二三条(令を改正する法律(令和一、五・三十二十二) 和二・二・二九までに施行)

### (永久,選挙人名簿

⑤ 選挙人名簿の調製 大条の規定は、適用しない。(改正により削られた) 第の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第)選挙人名簿の調製については、行政手続等における情報通信

### (在外選挙人名簿

第三〇条の二①一⑤ 通信の技術の利用に関する法律第六条の規定は、適用しない。 在外選挙人名簿の調製については、行政手続等における情報 (改正により削られた)

○内閣府設置法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

円滑な遂行を図ることを任務とする。 臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大 済その他の広範な分野に関係する施策に関する政府全体の見地 豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の 手続における特定の個人を識別するための番号等の適正な取扱事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、行政 及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護 男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興 推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経 いの確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で

附則一六条(令和二・一・二六までに施行) ・特定複合観光施設区域整備法(平成三○・七・二七**法八〇**)

度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制

## 〇地方自治法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に 関する法律(平成二九・六・二法四五)本則一〇六条(令和 二・四・一施行)

四)本則一条(令和二・四・一施行)・地方自治法等の一部を改正する法律(平成二九・六・九法五

の方面公安委員会については、当該方面公安委員会の管理する第七五条【監査の請求及びその処置】① 選挙権を有する者(道 当該普通地方公共団体の事務の執行に関し、監査の請求をする もつて、その代表者から、普通地方公共団体の監査委員に対し、 定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署を 方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者)は、政令の

② 前項の請求があつたときは、監査委員は、直ちに請求の要旨 を公表しなければならない。 ことができる。

その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならな 会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会 び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員 結果に関する報告を決定し、これを同項の代表者に送付し、か 監査委員は、第一項の請求に係る事項につき監査し、監査の 公表するとともに、これを当該普通地方公共団体の議会及

?

### 新 5

の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の総数の五十分の一の数について、同条第六項の規定は第一項の 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びそ 轄区域内)」と読み替えるものとする。(改正後の⑥) 請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管 中「区域内」とあるのは、「区域内(道の方面公安委員会に係る の二から前条までの規定は第一項の規定による請求者の署名に ついて準用する。この場合において、第七十四条第六項第三号 (改正により追加)

## 第一五〇条及び第一五一条

第一六〇条

有効な改正前規定 (個人情報の保護に関する法律

公職選挙法

内閣府設置法 地方自治法)

第一九八条の三【職務上の義務】① 監査委員は、その職務を遂 しなければならない。

2

### 第一九八条の四 (改正により追加)

### ③第 一九九条【職務】①② (略)

のつとつてなされているかどうかに、特に、意を用いなければ する事務の執行が第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨に 当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定 つては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び 監査委員は、第一項又は前項の規定による監査をするに当た

項の規定による監査をしなければならない 監査委員は、毎会計年度少くとも一回以上期日を定めて第

援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団援助を係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が補助金、安付金、負担金、賃付金、担矢補償、利子補給この他の財政的公司の場合の、日本の財政・日本の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団 また、同様とする。 2

98 働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労 出し、かつ、これを公表しなければならない。 地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通

め、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意は、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するた 見を提出することができる 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるとき

(改正により追加)

る。 の規定による意見の決定は、 第九項の規定による監査の結果に関する報告の決定又は前項 (改正後の⑫) 監査委員の合議によるものとす

12 (13) (改正により追加)

会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員 おいて、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方 監査委員から監査の結果に関する報告の提出があつた場合に

> き、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、そ 監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。 の旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、 その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づ

(改正により追加)

するものを除く外、監査委員に関し必要な事項は、条例でこれ第二〇二条 【条例への委任】この法律及びこれに基く政令に規定

委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の第二〇三条の二【委員会の委員等の報酬、費用弁償】① 普通地 管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人そのその他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票 に対し、報酬を支給しなければならない 他普通地方公共団体の非常勤の職員(短時間勤務職員を除く。)

給する。 **給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りで前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支** 4

ことかできる。 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受ける (改正により追加

定めなければならない。(改正後の⑤) 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、 条例でこれを

第二〇四条【常勤の職員等の給料・旅費、諸手当】① 普通地方 勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常 の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務長)、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他 の職員、委員会の常勤の委員(教育委員会にあつては、教育公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤 務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期日直手当、管理職員特別勤務手当、夜問勤務手当、休日勤務手 当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手地域手当、在局手当、外方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、 ことができる ルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)又は退職手当を支給する 付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別 手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフ へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、宿 定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導

> 第二〇四条の二【給与等の根拠】普通地方公共団体は、いかなる 前条第一項の職員に支給することができない は、これをその議会の議員、第二百三条の二第一項の職員及び給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずに

第二〇五条【**退職年金・退職一時金**】第二百四条第 退職年金又は退職一時金を受けることができる。

## 金銭債権の消滅時効)

第二三六条① 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利 団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについて これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間 また同様とする。

体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、 く。)に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法(明治消滅時効の中断、停止その他の事項(前項に規定する事項を除 また同様とする。 一十九年法律第八十九号)の規定を準用する。普通地方公共団 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、

促は、民法第百五十三条(前項において準用する場合を含む。 の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督

### (住民監査請求

の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の長若しくは委員又は当該普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団 のこうむつた損害を補塡するために必要な措置を講ずべきこと又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体 行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、 る事実 (以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、こ さをもつて予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若 他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実 を請求することができる れらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該 しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠 管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その

(改正により追加)

共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査 ため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによつ より当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避ける 違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為に) 第一項の規定による請求があつた場合において、当該行為が 委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は て人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公

四十三条の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第二百

は、監査を行い、請求に理由がないと認めるときは、理由を付④ 第一項の規定による請求があつた場合においては、監査委員 を公表しなければならない。(改正後の④) (以下本条において「請求人」という。)に通知し、かつ、これは、監査委員は、当該勧告の内容を第一項の規定による請求人 を停止すべきことを勧告することができる。この場合において に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの問当該行為

一項の職員 してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公

勧告についての決定は、監査委員の合議によるものとする。 (改正により削られた) 第三項の規定による勧告並びに第四項の規定による監査及び (改正後の⑦) (略、改正後の8)

請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

監査委員は、第四項の規定による監査を行うに当たつては、

ならない。(改正後の®)

による請求があつた日から六十日以内にこれを行なわなければ。 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定

正後の(5)

員は、当該通知に係る事項を請求人に通知し、かつ、これを公委員に通知しなければならない。この場合においては、監査委 表しなければならない。 示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査 告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に 第四項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧

(改正により追加)

貝の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第四項の規定よる普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職 第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、 き、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第 による監査若しくは勧告を同条第五項の期間内に行わないと 定による請求をした場合において、同条第四項の規定による監計四二条の二① 普通地方公共団体の住民は、前条第一項の規 つて次に掲げる請求をすることができる。 九項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条 査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第九項の規定に 共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当 害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損

調整交付金を交付するものとする。

前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第五条第

第二八二条① 都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡

(特別区財政調整交付金)

保するため、政令の定めるところにより、条例で、特別区財政化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確

である場合にあつては、当該賠償の命令をすることを求める

2 なければならない。 前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる期間内に提起し

**員の措置に不服がある場合は、当該措置に係る監査委員の通** 一 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職 知があつた日から三十日以内 監査の結果又は当該勧告の内容の通知があつた日から三十日監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合は、当該

員が措置を講じない場合は、当該勧告に示された期間を経過』 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職 勧告を行なわない場合は、当該六十日を経過した日から三十 監査委員が請求をした日から六十日を経過しても監査又は

還の請求権の時効の中断に関しては、民法第百四十七条第一号》 前項の訴訟告知は、当該訴訟に係る損害賠償又は不当利得返

した日から三十日以内

9 ければ時効中断の効力を生じない。 しくは仮処分又は第二百三十一条に規定する納入の通知をしな した日から六月以内に裁判上の請求、破産手続参加、仮差押若 の請求とみなす 第七項の訴訟告知は、第一項第四号の規定による訴訟が終了

(略、改正後の⑩⑪) (略、改正により追加

# 新第二四三条の二 (改正により追加

第二四三条の二

(略、改正後の第二四三条の二の二)

# (共同設置する機関の補助職員等

(5) 公共団体の財務に関する事務の執行及び関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び関係普通地方公共団体が共同設置する委員会が行う関係普通地方第二五二条の一一①一③ (略) を他の関係普通地方公共団体の長に提出し、かつ、これを公表める普通地方公共団体の監査委員は、監査の結果に関する報告 定めてこれを行うものとする。この場合においては、規約で定 の経営に係る事業の管理の通常の監査は、規約で定める普通地 しなければならない。 方公共団体の監査委員が毎会計年度少なくとも一回以上期日を (改正により追加)

> 掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第二号の ができるように都が交付する交付金をいう。 て得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行すること 規定により都が課するものの収入額に条例で定める割合を乗じ

交付金に関する事項について総務大臣に報告しなければならな) 都は、政令の定めるところにより、第一項の特別区財政調整

ことができる 政調整交付金に関する事項について必要な助言又は勧告をする 総務大臣は、必要があると認めるときは、第一項の特別区財

⑥ 特例一部事務組合に し、提出し、又は勧告することとされている事項の議会への報により一部事務組合の執行機関が一部事務組合の議会に報告の特別一部事務組合にあつては、この法律その他の法令の規定 提出し、又は勧告することによつて行うものとする。 団体の長を通じて当該事項を全ての構成団体の議会に報告し、告、提出又は勧告は、当該特例一部事務組合の執行機関が構成

五項、第六項及び第十項(第七十五条第五項、第七十六条第四第二九九条 市町村が第七十四条の二第一項から第三項まで、第 (第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第一十四条の三第三項において準用する場合を含む。)並びに第七十四条の三第三項 長の解職の投票に関するものに限る。)は、第二号法定受託事務 及び第八十一条第二項の規定による都道府県の議会の議員及び 規定による都道府県の議会の解散の投票並びに第八十条第三項 定により処理することとされている事務(第七十六条第三項のいて準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規 に対する請求に係るものに限る。)並びに第八十五条第一項にお 含む。)の規定により処理することとされている事務(都道府県 項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項 八十一条第二項及び第八十六条第四項において準用する場合を

# ○地方公務員法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

九・五・一七**法二九**)本則一条(令和二・四・一施行) ・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成)

# (一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第三条① 地方公務員 (地方公共団体及び特定地方独立行政法人 べての公務員をいう。以下同じ。)の職は、 |項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)のす (地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号) 第二条第 般職と特別職とに

(柱書略) 略

\_\_\_ \_\_\_ \_\_\_ \_\_\_\_

三の二(改正により追加) 三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれら の者に準ずる者の職

# (条件付採用及び臨時的任用)

員の採用は、全て条件付のものとし、その職員がその職におい第二二条① 臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職 る。(改正後の本条) 等は、条件付採用の期間を一年に至るまで延長することができ に正式採用になるものとする。この場合において、人事委員会 て六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したとき

② 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、 用される者の資格要件を定めることができる。(改正により削ら はできない。(改正により削られた) を超えない期間で更新することができるが、再度更新すること 名簿を含む。)がない場合においては、人事委員会の承認を得 て読み替えて準用する第二十一条第一項に規定する昇任候補者関する場合又は採用候補者名簿(第二十一条の四第四項におい 事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に の場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、六月 て、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。こ 前項の場合において、人事委員会は、臨時的任用につき、任

すことができる。(改正により削られた) 人事委員会は、前二項の規定に違反する臨時的任用を取り消

人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者 緊急の場合又は臨時の職に関する場合においては、

> ことができるが、再度更新することはできない。(改正により削いて、任命権者は、その任用を六月をこえない期間で更新する こえない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合にお

⑥ 臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与え ⑦ 前五項に定めるものの外、臨時的に任用された者に対して は、この法律を適用する。(改正により削られた)

第二二条の二・第二二条の三(改正により追加

### 第二五条①② (給与に関する条例及び給与の支給

Ŧi. 五 前号に規定するものを除くほか、地方自治法第二百四条第一―四 (略) 関する事項 一項に規定する手当を支給する場合においては、

当該手当に

六 非常勤職員の職その他勤務条件の特別な職があるときは、 これらについて行う給与の調整に関する事項

ti

# (営利企業への従事等の制限

第三八条① 職員は、任命権者の許可を受けなければ、 を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない 会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則) する会社その他の団体の役員その他人事委員会規則(人事委員 次条第一項において「営利企業」という。)を営むことを目的と 業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下この項及び で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬

### 〇財政法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性 の向上並びに行政運営の関索化及の対率化を図るための行政 手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部 手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部 の向上並びに行政運営の関索化及の対率化を図るための行政

# る法律の適用除外】この法律又はこの法律に基づく命令の規定第四六条の二【行政手続等における情報通信の技術の利用に関す

第四条の規定は、適用しない。(改正により削られた) 利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条及び による手続については、行政手続等における情報通信の技術の

第四六条の三【電磁的記録による作成】この法律又はこの法律に 類、調書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することが基づく命令の規定により作成することとされている書類等(書 当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、 めるものをいう。次条第一項において同じ。)の作成をもつて、 は認識することができない方式で作られる記録であつて、電子電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて できる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条におい 当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。(改正後の第四六条の 計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定 て同じ。)については、当該書類等に記載すべき事項を記録した

### 第四六条の四 (略 改正後の第四六条の三

## ○道路交通法

令和二年 一 月 一日以降有効な旧規定

道路運送車両法の一部を改正する法律(令和一・五・二 一四)附則一七条(令和二・五・二三までに施行)

本則二条(令和二・五・二三までに施行)・道路交通法の一部を改正する法律(令和一・六・五法二〇)

### 第二条①

士三の二 (改正により追加)

という。)をその本来の用い方に従つて用いることをいう。 十七 運転 道路において、車両又は路面電車(以下「車両等 八一二十三 略

### 第五一条①—② (略) (違法駐車に対する措置

2

21 を受けた者に嘱託しなければならない。 大臣又は同法第百五条第一項若しくは第二項の規定により委任両について、これらの処分等に係る同法による登録を国土交通 よる車両の廃棄又は前項の規定による車両の所有権の都道府県 に限る。以下この項において同じ。)の売却、第十三項の規定に への帰属があつたときは、政令で定めるところにより、当該車 (昭和二十六年法律第百八十五号)による登録を受けた自動車警察署長は、第十二項の規定による車両(道路運送車両法 略

### 略)

### (運転者の遵守事項 (柱書略)

一五の四 (略)

五の五 自動車又は原動機付自転車(以下この号において「自 く。同号において同じ。)のために使用し、又は当該自動車等 ため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除 置」という。)を通話 (傷病者の救護又は公共の安全の維持の に限る。第百十八条第一項第三号の二において「無線通話装 なければ送信及び受信のいずれをも行うことができないもの 装置その他の無線通話装置(その全部又は一部を手で保持し が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用 動車等」という。)を運転する場合においては、当該自動車等

### 六 (略) ないことの 第一項第三号の二において同じ。)に表示された画像を注視し 四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第百十八条運送車両法第四十一条第十六号若しくは第十七号又は第四十一条第十六号若しくは第十七号又は第四十二年間、近路

# (自動車等の運転者の遵守事項)

第七一条の二 自動車又は原動機付自転車(これらのうち内閣府 を備えている自動車又は原動機付自転車を含む。)を運転しては 障を及ぼす改造等で内閣府令で定めるものを加えた当該消音器 (当該消音器を切断したものその他の消音器の機能に著しい支に規定する消音器を備えていない自動車又は原動機付自転車 は、道路運送車両法第四十一条第十一号又は第四十四条第八号 令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)の運転者 ならない。 (罰則 (略))

# 第七一条の四の二 (改正により追加)

別表第二 (第百二十五条、第百三十条の二関係) 号の二、第五号、第七号の二、第九号から第九号の三まで、第十二 (改正後の第百十九条第一項第一号の二から第二号の二まで、第三 号の三若しくは第十五号又は第二項の罪に当たる行為の項)

の罪に当たる行為しくは第十五号又は第二	九号の二、第十二号の三	から第二号の二まで、第一日十九条第一項第一号の
等 小型特殊自動車	普通自動車等	大型自動車等
一百百	一万五千円	三角

項若第三二第

令和二年 一月一日以降有効な旧規定

関する法律(平成二九・六・二法四五)本則三一三条(令和・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に 二・四・一施行)

# (権利取得裁決に係る補償の払渡又は供託等

### 第九五条① 略

かかわらず、権利取得の時期までに補償金等を供託することが② 起業者は、左の各号に掲げる場合においては、前項の規定に

償金等を受領することができないとき。 補償金等を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又は補

起業者が過失がなくて補償金等を受けるべき者を確知する (改正により追加)

ことができないとき。

(改正後の三)

(略、改正後の四)

前項第三号の場合において補償金等を受けるべき者の請求が たとき。(改正後の五) 起業者が差押又は仮差押により補償金等の払渡を禁じられ

る補償金等の額との差額を供託しなければならない。 あるときは、起業者は、自己の見積金額を払い渡し、裁決によ

きる。 にかかわらず、権利取得の時期までに替地を供託することがで) 起業者は、左の各号に掲げる場合においては、第一項の規定

譲渡若しくは引渡を受けることができないとき 替地を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又は替地の

られたとき。(改正後の三) 起業者が差押又は仮差押により替地の譲渡又は引渡を禁じ (改正により追加)

# 〇公害紛争処理法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

### 二・四・一施行)

関する法律(平成二九・六・二法四五)本則一一六条(令和・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に

第三六条の二 前条第一項の規定により調停が打ち切られ、又は 停の申請の時に、責任裁定の申請又は訴えの提起があつたもの起したときは、時効の中断及び出訴期間の遵守に関しては、調二条の十二第一項に規定する責任裁定を申請し、又は訴えを提 た日から三十日以内に調停の目的となつた請求について第四十場合において、当該調停の申請をした者がその旨の通知を受け 同条第二項の規定により調停が打ち切られたものとみなされた とみなす

### 第四二条の二五① (時効の中断等)

② 責任裁定の申請が第四十二条の十二第二項の規定により受理の遵守に関しては、裁判上の請求とみなす。 遵守に関しては、責任裁定の申請の時に、訴えの提起があつた求について訴えを提起したときは、時効の中断及び出訴期間のの旨の通知を受けた日から三十日以内に申請の目的となつた請の目の されなかつた場合において、当該責任裁定の申請をした者がそ ものとみなす。 責任裁定の申請は、時効の中断及び出訴期間

# ○学校教育法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

・学校教育法等の一部を改正する法律(令和一・五・二四法 一)本則一条(令和二・四・一施行)

・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の 部を改正する法律(令和一・六・二六法四四)本則三条(令

る。ただし、その期間は、当該専門職大学等の修業年限の二分専門職大学等が定める期間を修業年限に通算することができ 実践的な能力の修得により当該専門職大学等の教育課程の一部第百九条第三項において同じ。に入学する場合において、当該において「専門職短期大学」という。をいう。以下この条及びにおいて「専門職短期大学」という。 ならない。 の一を超えない範囲内で文部科学大臣の定める期間を超えては により、修得した実践的な能力の水準その他の事項を勘案して を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところ 定する目的をその目的とする大学(第百四条第五項及び第六項 得した者が専門職大学等(専門職大学又は第百八条第四項に規 る実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的な能力を修

② 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科第一〇二条【入学資格】① (略) 院に入学させることができる。 定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学 臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科 学大臣が定める者を含む。)であつて、当該大学院を置く大学の 学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大

研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところに第一〇九条【自己点検・評価、認証評価】① 大学は、その教育 ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。設備(次項において「教育研究等」という。の状況について自 より、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び 略

(前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準を前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準 (改正により追加) 次条において同じ。)に従つて行うものとする。

第八八条の二【修学年限への通算】専門性が求められる職業に係

有効な改正前規定(公害紛争処理法 学校教育法)

## 〇民法施行法

### 令和 年 月一日以降有効な旧規定

四・一施行)四・一施行(平成一九・六・二法四五)本則一条(令和二・関する法律(平成二九・六・二法四五)本則一条(令和二・四・一施行)

第四条【確定日付の効果】証書ハ確定日附アルニ非サレハ第三者 ニ対シ其作成ノ日ニ付キ完全ナル証拠力ヲ有セス

# ○一般社団法人及び一般財団法人に

# 関する法律

令和! 二年一月 一日以降有効な旧規定

第八四条① 四・一施行)四・一施行(平成二九・六・二法四五)本則四九条(今和二・関する法律(平成二九・六・二法四五)本則四九条(今和二・四・一施行) (競業及び利益相反取引の制限

2 項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。) 民法(明治二十九年法律第八十九号)第百八条の規定は、前 (財産の拠出の無効又は取消しの制限)

# の相続人)は、一般財団法人の成立後は、錯誤を理由として財第一六五条 設立者(第百五十二条第二項の場合にあっては、そ

財産の拠出の取消しをすることができない。産の拠出の無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として

# 〇不動産登記法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に

# (登記することができる権利等

(略)

# 第八一条の二(改正により追加)

(買戻しの特約の登記の登記事項

等をいう。)については、同法第三条から第六条までの規定は 適用しない。

# ○動産及び債権の譲渡の対抗要件に 関する民法の特例等に関する法律

令和二年 月 一日以降有効な旧規定

・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性 の向上部がに行政運営の簡素化及の対率化を図るための行政 可能に行政運営の簡素化及の対率化を図るための行政 を改正する法律(令和一・五・三一法一六)附則五九条(令 を改正する法律(令和)・五・三一法(六)附則五九条(令

(柱書略)

新九 (改正により追加)

第三条

(略、改正後の十)

掲げるもののほか、買主が支払った代金及び契約の費用並びに第九六条 買戻しの特約の登記の登記事項は、第五十九条各号に 買戻しの期間の定めがあるときはその定めとする。

4

ができる。

# (行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適

第一五四条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手

(平成十四年法律第百五十一号)第二条第十号に規定する手続続等(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

四・一施行)四・一施行(四成二九・六・二法四五)本則二九条(令和二・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に改正法令一覧

# 第四条① 法人が債権(指名債権であって金銭の支払を目的とす (債権の譲渡の対抗要件の特例等

るものに限る。以下同じ。)を譲渡した場合において、当該債権

の譲渡につき債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたとき

合においては、当該債権の債務者は、同項に規定する通知を受は、前項に規定する通知がされたときに限り適用する。この場) 前項の場合においては、民法第四百六十八条第二項の規定 けるまでに譲渡人に対して生じた事由を譲受人に対抗すること 定日付とする。 のとみなす。この場合においては、当該登記の日付をもって確 十七条の規定による確定日付のある証書による通知があったも 一当該債権の債務者以外の第三者については、民法第四百六

とする。 「譲受人」と、「譲受人」とあるのは「譲渡人」と読み替えるものて準用する。この場合において、前項中「譲渡人」とあるのは に掲げる事由に基づいてされた債権譲渡登記の抹消登記につい)前三項の規定は、当該債権の譲渡に係る第十条第一項第二号 前三項の規定は、当該債権の譲渡に係る第十条第一項第

### (債権質への準用)

第一四条① 第四条及び第八条の規定並びに第五条、 定につき債権譲渡登記ファイルに記録された質権の設定の登記の登記人で質権を担的として質権を設定した場合において、当該質権の設第九条から前条までの規定中債権の譲渡に係る部分は、法人が (以下「質権設定登記」という。)について準用する。(後略) 第六条及び

# ○電子記録債権法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

四・一施行)四・一施行)四・一施行)

第一二条① 電子記録の請求における相手方に対する意思表示に

(意思表示の無効又は取消しの特則

よる無効又は同法第九十六条第一項若しくは第二項の規定によ

ついての民法第九十三条ただし書若しくは第九十五条の規定に

# に限る。)に対抗することができない。 な収消しは、善意でかつ重大な過失がない第三者(同条第一項 の規定による取消しにあっては、取消し後の第三者 (柱書略)

略

ある個人をいう。以下同じ。)である旨の記録がされている者 成十二年法律第六十一号)第二条第二項に規定する事業者で 個人(当該電子記録において個人事業者(消費者契約法(平 を除く。)である場合 前項の意思表示の無効又は取消しを対抗しようとする者が 略

# (無権代理人の責任の特則)

第一三条 電子記録の請求における相手方に対する意思表示につ 「過失」とあるのは、「重大な過失」とする。 いての民法第百十七条第二項の規定の適用については、同項中

### 第一六条① (柱書略)

債権の金額権であるときは債権者ごとの権であるときは債権者ごとの 債権者が二人以上ある場合において、その債権が不可分債

### ② 5 五一八 (略) 略

第二三条 電子記録債権は、 よって消滅する (消滅時効) 三年間行使しないときは、時効に

### (民法等の適用除外

### 略

第三四条① 前項の規定にかかわらず、電子記録保証人が個人(個人事業

有効な改正前規定(電子記録債権法

消費者契約法)

該電子記録保証人は、主たる債務者の債権による相殺をもって者である旨の記録がされている者を除く。)である場合には、当 債権者に対抗することができる。

### (改正により追加)

第三五条① 発生記録によって生じた債務を主たる債務とする電 責を得た額、出えんをした日以後の遅延損害金の額及び避ける子記録保証人は、次に掲げる者に対し、出えんにより共同の免 の額に限る。 部分を超えて出えんをした額のうち同号に掲げる者の負担部分 取得する。ただし、第三号に掲げる者に対しては、自己の負担 ことができなかった費用の額の合計額について電子記録債権を 四百六十三条及び第四百六十五条の規定にかかわらず、当該電録がされたときは、民法第四百五十九条、第四百六十二条、第 この条において同じ。)をした場合において、その旨の支払等記 債務として記録された債務を消滅させるべき行為をいう。以下 子記録保証人が出えん(弁済その他自己の財産をもって主たる

○消費者契約法

改正法令一覧

対抗することができない。
⑥ 第一項から第四項までの規定による消費者契約の申込み又は

があること)により生じた消費者の解除権を放棄させ、又は契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵

約の目的物に隠れた瑕疵があること(当該消費者契約が請負

消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契

与する条項

当該事業者にその解除権の有無を決定する権限を付与する条

消費者、事業者及び受託者等とみなす。

# 第六条の二 (改正により追加

# (事業者の損害賠償の責任を免除する条項等の無効)

契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵約の目的物に隠れた瑕疵があるとき(当該消費者契約が請負 があるとき。次項において同じ。)に、当該瑕疵により消費者 当該事業者にその責任の有無を決定する権限を付与する条項 に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除し、又は (改正により削られた) 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契

- するときは、同項の規定は、適用しない。 前項第五号に掲げる条項については、次に掲げる場合に該当 当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れ
- れている場合 れに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととさ た瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵のない物をもってこ
- 当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との問

# 令和二年一月一日以降有効な旧規定

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に四・一施行) 消費者契約法の一部を改正する法律(平成二八・六・三法六 一)本則(令和二・四・一

第八条の二 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

(消費者の解除権を放棄させる条項等の無効

せ、又は当該事業者にその解除権の有無を決定する権限を付

事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄さ

# (消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し

第四条①

及び第七条において同じ。)の規定の適用については、それぞれ一項から第四項まで(前項において準用する場合を含む。次条 以下同じ。)、事業者の代理人及び受託者等の代理人は、前条第 の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。)を含む。 消費者契約の締結に係る消費者の代理人(復代理人(二以上 (媒介の委託を受けた第三者及び代理人

第二条①②(略) 第十条までに規定する消費者契約の条項(第八条第一項第五号締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八条から の法律の規定によれば当該消費者契約の条項が無効とされないことを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他 除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとる 為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは それがあるときは、その事業者又はその代理人に対し、当該行 る場合に該当するものを除く。次項において同じ。)を含む消費 者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うお に掲げる消費者契約の条項にあっては、同条第二項各号に掲げ 適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を

# ときは、この限りでない。

と同時に締結されたものにおいて、当該消費者契約の目的物めにする契約で、当該消費者契約の締結に先立って又はこれ より当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは に隠れた瑕疵があるときに、当該他の事業者が、当該瑕疵に の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のた 部を負い、瑕疵のない物をもってこれに代える責任を負 又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場

# ○電子消費者契約に関する民法の特 例に関する法律

令和二年一月

一日以降有効な旧規定

有効な改正前規定(電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律

第四条 民法第五百二十六条第一項及び第五百二十七条の規定 ては、適用しない。(改正により削られた) は、隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合につい (電子承諾通知に関する民法の特例)

# ○割賦販売法

割賦販売法

特定商取引に関する法律)

令和二年一月一日以降有効な旧規定

- 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二九・六・二法四五)本則二八六条(令和二・四・一施行)

第三五条の三の一三①一④ 第三者に対抗することができない。 込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもつて善意の第一項の規定による個別信用購入あつせん関係受領契約の申 略)

### 改正法令一覧

# 意思表示の取消し) (個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の

# ○特定商取引に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

- 改正法令一覧 六・三法六〇)本則二条(令和二・四・一施行) ・特定商取引に関する法律の一部を改正する法律(平成二八・
- ・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二九・六・二法四五)本則九四条(令和二・因よの一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に

# (訪問販売における契約の申込み又はその承諾の意思表示の取

## 第九条の三①

消し)

② 前項の規定による訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供 て善意の第三者に対抗することができない。 契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもつ

(改正により追加)

# (通信販売における契約の解除等

④ この法律において「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対第二条①|③ (略)

接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものを じ。)と当該契約の申込みをした者が使用する電子計算機等とを 機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機をいう。以下同 する承諾をしようとする者が使用する電子計算機等(電子計算する承諾の通知であって、電磁的方法のうち契約の申込みに対

(改正により削られた)

(電子消費者契約に関する民法の特例)

民法第九十五条ただし書の規定は、消費者が行う電子消

を発する場合に関し民法(明治二十九年法律第八十九号)の特誤があった場合及び隔地者間の契約において電子承諾通知の錯誤があった場合及び隔地者間の契約において電子承諾通知の要素に特定

例を定めるものとする

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する

本の正法令一覧 の正法令一覧 の正法令(平成二九・六・二法四五)本則二九八条(令和 に民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に ・民法の一部を

条件について広告をした販売業者が当該商品若しくは当該特定第一五条の三① 通信販売をする場合の商品又は特定権利の販売 法律(平成十三年法律第九十五号)第二条第一項に規定する電電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する 約の解除 (以下この条において「申込みの撤回等」という。)を するまでの間は、その売買契約の申込みの撤回又はその売買契引渡し又は特定権利の移転を受けた日から起算して八日を経過 おいて単に「購入者」という。)は、その売買契約に係る商品の 方法であつて主務省令で定める方法により表示していた場合) つては、当該広告に表示し、かつ、広告に表示する方法以外の 子消費者契約に該当する場合その他主務省令で定める場合にあ た者又は売買契約を締結した場合におけるその購入者(次項に 権利の売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをし ついての特約を当該広告に表示していた場合(当該売買契約が 行うことができる。ただし、当該販売業者が申込みの撤回等に 略

# (電話勧誘販売における契約の申込み又はその承諾の意思表示

### の取消し)

を求める措置を講じた場合又はその消費者から当該事業者に対 み若しくはその承諾の意思表示を行う意思の有無について確認 む。以下同じ。)が、当該申込み又はその承諾の意思表示に際し 消費者契約の相手方である事業者(その委託を受けた者を含 のいずれかに該当するときは、適用しない。ただし、当該電子 費者契約の申込み又はその承諾の意思表示について、その電子

て、電磁的方法によりその映像面を介して、その消費者の申込

消費者契約の要素に錯誤があった場合であって、当該錯誤が次

して当該措置を講ずる必要がない旨の意思の表明があった場合

は、この限りでない。

第二四条の三① 

有効な改正前規定

### 第四〇条の三① (連鎖販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し) (略)

② 第九条の三第二項から第四項までの規定は、前項の規定によ る連鎖販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しにつ いて準用する。

# 特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示

令和二年一月

一日以降有効な旧規定

3 る特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示② 第九条の三第二項から第四項までの規定は、前項の規定によ 第四九条の二① の取消しについて準用する (略)

本の正法令一覧 ・民法の一部を成正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に ・民法の一部を成正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に な正法令一覧

# (業務提供誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取

第七章

瑕疵担保責任の特例

第五八条の二① る業務提供誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取) 第九条の三第二項から第四項までの規定は、前項の規定によ 消しについて準用する。 略

第九四条① 住宅を新築する建設工事の請負契約(以下「住宅新(住宅の新築工事の請負人の瑕疵担保責任の特例)

# ○住宅の品質確保の促進等に関する

主が第九十五条第一項に規定する瑕疵その他の住宅の隠れた瑕疵について同項に規定する瑕疵との他の住宅の隠れた瑕疵について同項に規定する瑕疵その他の住宅のは、請負人が第九十四条第一項に規定する瑕疵その他の住宅の 者又は買主に引き渡した時から二十年以内とすることができ 疵について同項に規定する担保の責任を負うべき期間は、注文

# 借地借家法

令和二年

四・一施行)四・一施行・平成二九・六・二法四五)本則二五条(今和二・関する法律(平成二九・六・二法四五)本則二五条(今和二・四・一施行) 一月一日以降有効な旧規定

第一〇条①② (略) (借地権の対抗力等)

に準用する。(改正により削られた) とができる借地権の目的である土地が売買の目的物である場合 及び第三項の規定は、前二項の規定により第三者に対抗するこ 民法第五百三十三条の規定は、前項の場合に準用する。 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百六十六条第

(改

### 正により削られた)

(建物賃貸借の期間)

第二九条①

ない。
② 民法第六百四条の規定は、建物の賃貸借については、 略

## (建物賃貸借の対抗力等)

32

用については、同項中「前項」とあるのは、「住宅の品質確保の」第一項の場合における民法第六百三十八条第二項の規定の適

促進等に関する法律第九十四条第一項」とする。

第一項及び第二項前段に規定する担保の責任を負う。 ついて、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百三十四条は雨水の浸入に影響のないものを除く。次条において同じ。)に

「住宅の構造耐力上主要な部分等」という。)の瑕疵 (構造耐力又 の浸入を防止する部分として政令で定めるもの(次条において した時から十年間、住宅のうち構造耐力上主要な部分又は雨水 築請負契約」という。)においては、請負人は、注文者に引き渡

第九五条① 新築住宅の売買契約においては、売主は、買主に引

(新築住宅の売主の瑕疵担保責任の特例)

第三一条① (略、改正後の本条) ある場合に準用する。(改正により削られた) により効力を有する賃貸借の目的である建物が売買の目的物で) 民法第五百六十六条第一項及び第三項の規定は、前項の規定 民法第五百六十六条第一項及び第三項の規定は、

民法第五百三十三条の規定は、前項の場合に準用する。 設

正により削られた)

# (瑕疵担保責任の期間の伸長等の特例

「、瑕疵修補又は」とする。

(住宅の品質確保の促進等に関する法律

借地借家法)

の促進等に関する法律第九十五条第一項」と、「又は」とあるの用については、同項中「前二項」とあるのは「住宅の品質確保」第一項の場合における民法第五百六十六条第三項の規定の適

第一項及び第二項前段中「注文者」とあるのは「買主」と、同項前段に規定する担保の責任を負う。この場合において、同条

五百六十六条第一項並びに同法第六百三十四条第一項及び第二 れた瑕疵について、民法第五百七十条において準用する同法第 引渡しの時)から十年間、住宅の構造耐力上主要な部分等の隠 から当該売主に引き渡されたものである場合にあっては、その き渡した時(当該新築住宅が住宅新築請負契約に基づき請負人

条第一項中「請負人」とあるのは「売主」とする。

令和二年一月一日以降有効な旧規定

四・一施行)四・一施行(平成二九・六・二法四五)本則五一条(令和二・関する法律(平成二九・六・二法四五)本則五一条(令和二・四・一施行)

用については、同項各号中「これによって利益を受けた者」と成十一年法律第二百二十五号)第百二十七条第一項の規定の適

再生債務者が委託者としてした信託における民事再生法

平

あるのは、「これによって利益を受けた受益者の全部又は一

とする。

(略)

第一一条① 委託者がその債権者を害することを知って信託をし 事実を知らなかったときは、この限りでない 知った時又は受益権を譲り受けた時において債権者を害すべき 者として指定されることをいう。以下同じ。)を受けたことを 規定する受益者指定権等の行使により受益者又は変更後の受益 としての指定(信託行為の定めにより又は第八十九条第一項にに存する場合において、その受益者の全部又は一部が、受益者 取消しを裁判所に請求することができる。ただし、受益者が現 かにかかわらず、債権者は、受託者を被告として、民法(明治 た場合には、受託者が債権者を害すべき事実を知っていたか否 一十九年法律第八十九号)第四百二十四条第一項の規定による 第三三条① (略)

ときは、前項の規定にかかわらず、信託財産責任負担債務に係て、委託者がその債権者を害することを知って当該信託をした〕 第三条第三号に掲げる方法によって信託がされた場合におい

(信託財産に属する財産に対する強制執行等の制限等)

ら委託者に移転する財産の価額を限度とする。 する債権者に対し、当該信託財産責任負担債務について弁済の 害すべき事実を知らなかったときは、委託者は、当該債権を有 責任を負う。ただし、同項の規定による取消しにより受託者か であるものを除く。)が当該債権を取得した時において債権者を て、信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者(委託者 前項の規定による請求を認容する判決が確定した場合におい 4 6 (略)

いて準用する。

を知らなかったときは、この限りでない。

第十一条第七項及び第八項の規定は、前項の規定の適用につ

た時又は受益権を譲り受けた時において債権者を害すべき事害 者の全部又は一部が、受益者としての指定を受けたことを知っ できる。ただし、受益者が現に存する場合において、その受益 くは担保権の実行若しくは競売又は国税滞納処分をすることが 託財産に属する財産に対し、強制執行、仮差押え、仮処分若し に限る。)に対する債権で信託前に生じたものを有する者は、信 る債権を有する債権者のほか、当該委託者(受託者であるもの

る。ただし、当該受益者が、受益者としての指定を受けたことできる。ただし、当該受益者が、受益者を被告として、民法第四百二十寸たときは、民位権者は、受益者を被告として、民法第四百二十分たときない。 き事実を知らなかったときは、この限りでない。 を知った時又は受益権を譲り受けた時において債権者を害すべ 委託者がその債権者を害することを知って信託をした場合に

第五匹条①一③(略)

(受託者の信託報酬

② 第四十一条の規定による責任に係る債権は、

十年間行使しな

(損失てん補責任等に係る債権の期間の制限)

いときは、時効によって消滅する。

第四三条①

略

第四項本文又は第五項前段の規定の適用を不当に免れる目的)受益者の指定又は受益権の譲渡に当たっては、第一項本文、 し無償で受益権を譲り渡してはならない この項において同じ。)で受益者として指定し、又は善意者に対 で、債権者を害すべき事実を知らない者(以下この項において 「善意者」という。)を無償 (無償と同視すべき有償を含む。以下

準用する。

十八条第二項及び第三項の規定は、受託者の信託報酬について 項を除く。)、第五十一条並びに第五十二条並びに民法第六百四

第四十八条第四項及び第五項、第四十九条(第六項及び第七

### (詐害信託の否認等

製造物責任法)

第一二条① 破産者が委託者としてした信託における破産法 る。 は、「これによって利益を受けた受益者の全部又は一部」とす いては、同項各号中「これによって利益を受けた者」とあるの 成十六年法律第七十五号)第百六十条第一項の規定の適用につ **伞** 

第九六条① (受益権の質入れ (略)

ない。ただし、その定めは、善意の第三者に対抗することがで② 前項の規定は、信託行為に別段の定めがあるときは、適用し

製造物責任法

# 令和二年一月一日以降有効な旧規定

四・一施行)四・一施行(平成二九・六・二法四五)本則九六条(令和二・関する法律(平成二九・六・二法四五)本則九六条(令和二・四・一施行)

### 期間の制限

② 前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害する ないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製の法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行わ第五条① 第三条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はそ 症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算す こととなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に 造物を引き渡した時から十年を経過したときも、同様とする。

第九三条①(略)

(受益権の譲渡性

ない。ただし、その定めは、善意の第三者に対抗することがで

前項の規定は、信託行為に別段の定めがあるときは、適用し

8

有効な改正前規定

(自動車損害賠償保障法

戸籍法

児童福祉法

# ○自動車損害賠償保障法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

# 二・四・一施行) コ・カ・六・二法四五) 本則三二三条(令和関する法律(平成二九・六・二法四五)本則三二三条(令和二・四・一施行)

第一九条 三年を経過したときは、時効によつて消滅する。 第十六条第一項及び第十七条第一項の規定による請求

### 〇戸籍法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

- を改正する法律(令和一・五・三一法一大)附則一五条(令手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部の向上並びにび政連営の簡素化及び効率化を図るための行政・開運信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性
- **則(令和二・五・三○までに施行)** ・戸籍法の一部を改正する法律(令和一・五・三一**法一七**)本

錯誤又は遺漏が市町村長の過誤によるものであるときは、この出事件の本人にその旨を通知しなければならない。但し、そのことを発見した場合には、市町村長は、遅滞なく届出人又は届 限りでない 前項の通知をすることができないとき、又は通知をしても戸

## で定めるところによる

- 定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してした届出② 第四十七条の規定は、情報通信技術利用法第三条第一項の規 及び申請について準用する。

# 児童福祉法

令和二年 月一日以降有効な旧規定

# ・民法等の一部を改正する法律(令和一・六・一四法三四)本 明三条(令和一・六・一六法四六)本則一条(令和一・六・一三までに施行) 四・一施行)

- いては、情報通信技術利用法第三条の規定は、適用しない。(改 による届出及び第四十一条の規定による証書の謄本の提出につ 第四十条又は民法第七百四十一条若しくは第八百一条の規定

条の規定は、適用しない。(改正により削られた) 正により削られた) 戸籍及び除かれた戸籍については、情報通信技術利用法第六

- 和二・二・二九までに施行)

**第二四条 【職権による戸籍の訂正】**① 戸籍の記載が法律上許さ

### 又は地方法務局の長の許可を得て、戸籍の訂正をすることがで籍訂正の申請をする者がないときは、市町村長は、管轄法務局 きる。前項ただし書の場合も、同様である。 (略、改正後の④) (改正により追加)

### ③新 ③ 第四四条 【届出の催告】①② 略

(改正により進加)

正後の④) 規定は、裁判所その他の官庁、検察官又は吏員がその職務上届 ない場合及び催告をしても届出をしない場合に、同条第三項の 第二十四条第二項の規定は、前二項の催告をすることができ

# 第八七条【届出義務者】①(略)

助人及び任意後見人も、これをすることができる。 死亡の届出は、同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、

手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四第一三〇条【電子情報処理組織による届出等の特例等】① 行政 については、第四章及び第五章の規定にかかわらず、法務省令同項に規定する電子情報処理組織を使用してする申請の申請地 報処理組織を使用してする届出の届出地及び同項の規定により 法」という。)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情 年法律第百五十一号。以下この条において「情報通信技術利用

# 第三三条の二【一時保護中の児童の親権等】①

関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者义の 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者义

# 第三三条の六の二・第三三条の六の三 (改正により追加)

第三四条の二〇【養育里親等の欠格事由】①

又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著 しく不適当な行為をした者 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待

### 2

# 第四七条【施設の長の親権代行】①②(略)

又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるも第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中② 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三 のため必要な措置をとることができる。 のについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉

# ○児童虐待の防止等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

四・一施行) 四・一六・二六法四六) 本則三条(令和二・改正する法律(令和一・六・二六法四六) 本則三条(令和二・ ・児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を

# (国及び地方公共団体の責務等)

要な体制の整備に努めなければならない。 その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支 な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互問 児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様のを行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の 援(児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援 見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支 養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)で生活するために必要 医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必 第三項及び次条第二項において同じ。)並びに児童虐待 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発

### (略、改正後の⑦8) (改正により追加)

## (児童虐待の早期発見等)

2 歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、第五条① 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上 ことを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。 に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にある

③ 新 ③ ⑥ 改正後の⑤ (改正により追加

## (児童虐待に係る通告

3 ② 前項の規定による適告は、児童福祉法(昭和二十二年法律第第六条① (略) 同法の規定を適用する 百六十四号)第二十五条第一項の規定による通告とみなして、

# (児童虐待を行った保護者に対する指導等

①—④ (略、改正後の②—⑤)

当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせるこ のとする。(改正後の⑥) 適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うも とが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、 児童相談所長は、第三項の規定による勧告を受けた保護者が

# (改正により追加)

施設入所等の措置の解除等)

(略)

第一三条① 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施 福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合におい設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童 ばならない。 込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなけれ 虐待が行われることを予防するために採られる措置について見 護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童 ととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保 とするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこ て、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しよう

法(明治二十九年法律第八十九号)第八百二十条の規定による第一四条① 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民(親権の行使に関する配慮等) ず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはなら 略

第一六条① 児童福祉法第三十一条第四項に規定する延長者 項において「延長者虐待」という。)については、延長者を児童がその監護する延長者について行う次に掲げる行為(以下この 下この条において「延長者」という。)、延長者の親権を行う者、下この条において「延長者」という。)、延長者の親権を行う者、以上の条(四項に規定する延長者(以 第十二条の四並びに第十三条第一項の規定を適用する。 措置とみなして、第十一条第一項から第三項まで及び第五項、二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による 法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第 と、延長者の監護者を保護者と、延長者虐待を児童虐待と、同 の項において「延長者の監護者」という。)及び延長者の監護者 未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者(以下こ

2 び延長者等の監護者がその監護する延長者等について行う次にする者(以下この項において「延長者等の監護者」という。)及 者(以下この項において「延長者等」という。)、延長者等の親 ついては、延長者等を児童と、延長者等の監護者を保護者と、 掲げる行為(以下この項において「延長者等虐待」という。)に 権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護 延長者等虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項 延長者又は児童福祉法第三十三条第十項に規定する保護延長

> 十三条の二、第十三条の四及び第十三条の五の規定を適用す 条から第十二条の三まで、第十三条第二項から第四項まで、第 項の規定による一時保護とみなして、第十一条第四項、第十二 から第十一項までの規定による一時保護を同条第一項又は第一 号まで又は第二項の規定による措置と、同法第三十三条第八項 までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三

# 令和二年一月一日以降有効な旧規定 )後見登記等に関する法律

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性 の向上車びに行政運営の簡素化及の効率化を図るための行政 主続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部 を改正する法律(令和一・五・三一法一六)附則五六条(令 を改正する法律(令和一・五・三一法一六)附則五六条(令

### (手数料)

第一条① ② 前項の手数料の納付は、収入印紙をもってしなければならな より同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の嘱る法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定にい。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関すい。 り、現金をもってすることができる。
託、申請又は請求をするときは、法務省令で定めるところによ

### 〇商法

# 令和二年一月一日以降有効な旧規定

四・一施行)四・一施行(平成二九・六・二法四五)本則三条(令和二・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に

② 譲受人が前項の規定により同項の債務を履行する責任を負う 第一八条の二① 譲渡人が譲受人に承継されない債務の債権者 たときは、この限りでない。 力が生じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかっ請求することができる。ただし、その譲受人が営業の譲渡の効 対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を 知って営業を譲渡した場合には、残存債権者は、その譲受人に (以下この条において「残存債権者」という。)を害することを (詐害営業譲渡に係る譲受人に対する債務の履行の請求)

### 知って営業を譲渡したことを知った時から二年以内に請求又は場合には、当該責任は、譲渡人が残存債権者を害することを た時に消滅する。営業の譲渡の効力が生じた日から二十年を経 請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過し

第二項又は小切手法(昭和八年法律第五十七号)第五条第二項第五十九条(昭和七年共和第二十号)第二条、第十三条火第十四条法(昭和七年共和第二十号)第二条、第十三条火第十四条(昭和一年)第五十九条(昭和一年)

及び第十九条の規定を準用する。

取得については、小切手法第二十一条の規定を準用する

金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券の

過したときも、同様とする。

# (対話者間における契約の申込み)

た者が直ちに承諾をしなかったときは、その申込みは、その効
第五〇七条 商人である対話者の間において契約の申込みを受け

# (隔地者間における契約の申込み)

② 民法第五百 (2) 民法第五百 民法第五百二十三条の規定は、前項の場合について準用す

主は、法定利息(次条の法定利率による利息をいう。以下同第五一三条① 商人間において金銭の消費貸借をしたときは、貸 じ。)を請求することができる。

### 2

は、年六分とする。 第五一四条 商行為によって生じた債務に関しては、法定利率 商事法定利率

有効な改正前規定

(商法)

きは、その取引時間内に限り、債務の履行をし、又はその履行第五二〇条 法令又は慣習により商人の取引時間の定めがあると の請求をすることができる。 (取引時間)

### (商事消滅時効)

第五三条 商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる、 時効によって があるときは、その定めるところによる。

# 第五二三条【準商行為】削除

### 第五二六条(1)(略) (買主による目的物の検査及び通知

# あることを発見したときは、直ちに売主に対してその旨の通知査により売買の目的物に瑕疵があること又はその数量に不足が〕 前項に規定する場合において、買主は、同項の規定による検〕 を発しなければ、その瑕疵又は数量の不足を理由として契約の

### (債務の履行の場所)

第五一六条①(略、改正後の本条)

ばならない。(改正により削られた) (営業所がない場合にあっては、その住所)においてしなけれ指図債権及び無記名債権の弁済は、債務者の現在の営業所

した後に所持人がその証券を提示してその履行の請求をした時行について期限の定めがあるときであっても、その期限が到来 指図債権又は無記名債権の債務者は、その債務の履 から遅滞の責任を負う。 (指図債権等の証券の提示と履行遅滞

# (有価証券喪失の場合の権利行使方法)

第五一八条 金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有 事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第百十四条に規定価証券の所持人がその有価証券を喪失した場合において、 非訟 の目的物を供託させ、又は相当の担保を供してその有価証券の する公示催告の申立てをしたときは、その債務者に、その債務

(有価証券の譲渡方法及び善意取得)

趣旨に従い履行をさせることができる

## 第五七三条①

② 運送品が不可抗力によって滅失し、又は損傷したときは、 いて、運送人が既にその運送賃を受け取っていたときは、これ送人は、その運送賃を請求することができない。この場合にお〕 運送品が不可抗力によって滅失し、又は損傷したときは、運 を返還しなければならない。(改正により削られた) 運送品がその性質若しくは瑕疵又は荷送人の過失によって滅

失し、又は損傷したときは、運送人は、運送賃の全額を請求す

ることができる。(改正後の②)

も、同様とする。 場合において、買主が六箇月以内にその瑕疵を発見したとき い。売買の目的物に直ちに発見することのできない瑕疵がある 前項の規定は、売主がその瑕疵又は数量の不足につき悪意で

解除又は代金減額若しくは損害賠償の請求をすることができな

あった場合には、適用しない。

令和 年 月 一日以降有効な旧規定

四・一施行)四・一施行(中成二九・六・二法四五)本則四六条(令和二・関する法律(平成二九・六・二法四五)本則四六条(令和二・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に

・漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三〇・一二・一四 法九五)附則七○条(令和二・一二・一三までに施行)

一七法二)附則一九条(令和二・五・一六までに施行) 約の実施に関する法律の一部を改正する法律(令和一・五・ ・民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条

# (詐害事業譲渡に係る譲受会社に対する債務の履行の請求)

② 譲受会社が前項の規定により同項の債務を履行する責任を負 第二三条の二① 譲渡会社が譲受会社に承継されない債務の債権 経過したときも、 した時に消滅する。事業の譲渡の効力が生じた日から二十年を を知って事業を譲渡したことを知った時から二年以内に請求又 う場合には、当該責任は、譲渡会社が残存債権者を害すること なかったときは、この限りでない。 渡の効力が生じた時において残存債権者を害すべき事実を知ら 行を請求することができる。ただし、その譲受会社が事業の譲社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履 を知って事業を譲渡した場合には、残存債権者は、その譲受会 者 (以下この条において「残存債権者」という。)を害すること は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過 同様とする。 (5)

# (引受けの無効又は取消しの制限)

3

第五一条① けに係る意思表示については、適用しない。 だし書及び第九十四条第一項の規定は、設立時発行株式の引受R**五一条**① 民法(明治二十九年法律第八十九号)第九十三条た

行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由② 発起人は、株式会社の成立後は、錯誤を理由として設立時発 として設立時発行株式の引受けの取消しをすることができな

## (設立手続等の特則)

契約に係る意思表示については、適用しない。 立時募集株式の引受けの申込み及び割当て並びに第六十一条の)民法第九十三条ただし耆及び第九十四条第一項の規定は、設

6

設立時募集株式の引受人は、株式会社の成立後又は創立総会

⑤ 民法第九十三条ただ

詐欺若しくは強迫を理由として設立時発行株式の引受けの取消誤を理由として設立時発行株式の引受けの無効を主張し、又は若しくは種類創立総会においてその議決権を行使した後は、錯 しをすることができない。

## (株式の価格の決定等

満了の日後の年六分の利率により算定した利息をも支払わなけ 株式会社は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の ればならない。

## (新株予約権の価格の決定等)

④ 株式会社は 満了の日後の年六分の利率により算定した利息をも支払わなけ、株式会社は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の ればならない。

# (裁判所に対する価格の決定の申立て)

第一七二条① 分の利率により算定した利息をも支払わなければならない。株式会社は、裁判所の決定した価格に対する取得日後の年六 略

### (売買価格の決定の申立て (略)

第一七九条の八① 後の年六分の利率により算定した利息をも支払わなければなら 特別支配株主は、裁判所の決定した売買価格に対する取得日

### 略

### ④ 株式会社は、裁判所 (株式の価格の決定等) (略

(5) (7) ればならない。 満了の日後の年六分の利率により算定した利息をも支払わなけ 株式会社は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の

# (引受けの無効又は取消しの制限)

規定は、募集株式の引受けの申込み及び割当て並びに第二百五第二一条① 民法第九十三条ただし書及び第九十四条第一項の し、又は詐欺若しくは強迫を理由として募集株式の引受けの取使した後は、錯誤を理由として募集株式の引受けの無効を主張を立いた日から一年を経過した後又はその株式について権利を行った日から一年を経過した後又はその株式について権利を行 消しをすることができない 募集株式の引受人は、第二百九条第一項の規定により株主と条第一項の契約に係る意思表示については、適用しない。

# (競業及び利益相反取引の制限

② 民法第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取 第三五六条(1)(略) 引については、適用しない。

引については、適用しない。② 民法第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取

第五九五条①(略)

(利益相反取引の制限)

### 第四七〇条① (株式の価格の決定等)

期間の満了の日後の年六分の利率により算定した利息をも支払④ 第一項の株式会社は、裁判所の決定した価格に対する同項の わなければならない。

(他の手続の中止等)

は財産開示手続については、この限りでない。 般の優先権がある債権に基づく強制執行、仮差押え、仮処分又 に財産開示手続は中止する。ただし、一般の先取特権その他一 執行、仮差押え及び仮処分の手続並びに外国租税滞納処分並び のに限る。)、清算株式会社の財産に対して既にされている強制とができず、破産手続(破産手続開始の決定がされていないもよるものに限る。以下この項において同じ。の申立てはするこよるものに限る。以下この項において同じ。の申立てはするこ 法(昭和五十四年法律第四号)第百九十七条第一項の申立てに 仮処分若しくは外国租税滞納処分又は財産開示手続(民事執行 始の申立て、清算株式会社の財産に対する強制執行、仮差押え

### (役員等責任査定決定

第五四五条①② 略

に関しては、裁判上の請求があったものとみなす。 第一項の申立て又は前項の決定があったときは、時効の中断 (略

第五八一条①(略) (社員の抗弁)

2 権者に対して債務の履行を拒むことができる。 て相殺権、取消権又は解除権を有するときは、社員は、当該債前項に規定する場合において、持分会社がその債権者に対し

## 第五九三条①一③ (業務を執行する社員と持分会社との関係

は「前項の職務」と読み替えるものとする。 第六百四十九条及び第六百五十条中「委任事務」とあるのは において、同法第六百四十六条第一項、第六百四十八条第二項、執行する社員と持分会社との関係について準用する。この場合 「その職務」と、同法第六百四十八条第三項中「委任」とあるの 民法第六百四十六条から第六百五十条までの規定は、業務を

第六二条①

(退社に伴う持分の払戻し)

ならない。

た日後の年六分の利率により算定した利息をも支払わなければ⑤ 前項に規定する場合には、持分会社は、除名の訴えを提起し

第五一五条① 特別清算開始の命令があったときは、破産手続開 第七〇一条① 社債の償還請求権は、

## 時効によって消滅する。 略

③ 前項前段の規定による請求権は、十年間行使しないときは、

第七〇五条①② (略)

(社債管理者の権限等)

② 社債の利息の請求権及び前条第二項の規定による請求権は、

五年間行使しないときは、時効によって消滅する。

時効によって消滅する。

(社債の償還請求権等の消滅時効

十年間行使しないときは、

第七五九条①一③ (株式会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等)

できる。ただし、吸収分割承継株式会社が吸収分割の効力が生た財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することが 存債権者」という。)を害することを知って吸収分割をした場合式会社に承継されない債務の債権者(以下この条において「残」第一項の規定にかかわらず、吸収分割会社が吸収分割承継株 じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったとき には、残存債権者は、吸収分割承継株式会社に対して、承継し

を経過したときも、 は、その期間を経過した時に消滅する。効力発生日から二十年 ら二年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対して 債権者を害することを知って吸収分割をしたことを知った時か 行する責任を負う場合には、当該責任は、吸収分割会社が残存吸収分割承継株式会社が第四項の規定により同項の債務を履 は、この限りでない。

(持分会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等)

分会社に承継されない債務の債権者(以下この条において「残) 第一項の規定にかかわらず、吸収分割会社が吸収分割承継持

(5) (7)

有効な改正前規定(会社法)

は、この限りでない。 じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったときできる。ただし、吸収分割承継持分会社が吸収分割の効力が生 た財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することが には、残存債権者は、吸収分割承継持分会社に対して、承継し存債権者」という。)を害することを知って吸収分割をした場合

65 を経過したときも、同様とする。 は、その期間を経過した時に消滅する。効力発生日から二十年 ら二年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対して 債権者を害することを知って吸収分割をしたことを知った時か行する責任を負う場合には、当該責任は、吸収分割会社が残存 吸収分割承継持分会社が第四項の規定により同項の債務を履

# (株式会社を設立する新設分割の効力の発生等)

の成立の日から二十年を経過したときも、同様とする。は、その期間を経過した時に消滅する。新設分割設立株式会社は、その期間を経過した時に消滅する。新設分割設立株式会社 債権者を害することを知って新設分割をしたことを知った時か行する責任を負う場合には、当該責任は、新設分割会社が残存》 新設分割設立株式会社が第四項の規定により同項の債務を履

# (持分会社を設立する新設分割の効力の発生等)

第七六六条①—⑤ は、その期間を経過した時に消滅する。新設分割設立持分会社 ら二年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対して 債権者を害することを知って新設分割をしたことを知った時か行する責任を負う場合には、当該責任は、新設分割会社が残存) 新設分割設立持分会社が第四項の規定により同項の債務を履

# (新株予約権の価格の決定等)

の成立の日から二十年を経過したときも、同様とする。

支払わなければならない。 項の期間の満了の日後の年六分の利率により算定した利息をも 組織変更後持分会社は、裁判所の決定した価格に対する第一

(5) | |8 銀織変更後持分会社第七七八条①—③(略) 第七八六条①—③(略) (株式の価格の決定等)

期間の満了の日後の年六分の利率により算定した利息をも支払け 消滅株式会社等は、裁判所の決定した価格に対する第一項の わなければならない。

# (新株予約権の価格の決定等)

期間の満了の日後の年六分の利率により算定した利息をも支払④ 消滅株式会社等は、裁判所の決定した価格に対する第一項の 第七八八条①一③ わなければならない。

(5)—(8) (略)

### 第七九八条①一③ (株式の価格の決定等

④ 存続株式会社等は、裁判所の決定した価格に対する第一項の 5-7 (略) **助間の満了の日後の年六分の利率により算定した利息をも支払** 

### (株式の価格の決定等

(5) (7) 第八〇七条①一③ わなければならない。 期間の満了の日後の年六分の利率により算定した利息をも支払 消滅株式会社等は、裁判所の決定した価格に対する第一項の

### 第八〇九条①一③ (新株予約権の価格の決定等)

(野) わなければならない。 期間の満了の日後の年六分の利率により算定した利息をも支払 消滅株式会社等は、裁判所の決定した価格に対する第一項の

# (清算持分会社の財産処分の取消しの訴え

2 第八六三条①(略) るものとする 第八百六十三条第一項各号に掲げる行為によって」と読み替え によって」とあるのは、「会社法(平成十七年法律第八十六号)合において、同法第四百二十四条第一項ただし書中「その行為 四百二十六条の規定は、前項の場合について準用する。この場 民法第四百二十四条第一項ただし書、第四百二十五条及び第

# (社債発行会社の弁済等の取消しの訴え)

第八六五条① において、同法第四百二十四条第一項ただし書中「その行為に定は、第一項及び前項本文の場合について準用する。この場合定は、第一項及び前項本文の場合について準用する。この場合では、第一項を対して、第一項を対 行為が著しく不公正であること」と、同法第四百二十五条中 行為によって」と、「債権者を害すべき事実」とあるのは「その よって」とあるのは「会社法第八百六十五条第一項に規定する 「債権者」とあるのは「社債権者」と読み替えるものとする。 (略)

## 第九四三条(柱書略)

法律 (平成二十一年法律第五十九号) 第二十条第四項、第六 団法人に関する法律第三百三十三条並びに資金決済に関する四項、信託業法第五十七条第六項、一般社団法人及び一般財中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十六条の二第 五十三年法律第三十六号)第八条の二第五項、銀行法第四十十九号)第二十五条の二十三の二第六項、森林組合法(昭和の場合を含む。)、社会保険労務土法(昭和四十三年法律第八 八条の三第五項(同法第四十八条の九第七項において準用す農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)第四十 二十八年法律第二百二十七号)第九十一条の四第四項、技術法律第三百四十六号)第五十五条第五項、労働金庫法(昭和连用する場合を含む。)、中小漁業融資保証法(昭和二十七年 二百九十九号)第十五条第六項(同法第十九条の六において第八十七条の四第四項、輸出入取引法(昭和二十七年法律第合を含む")、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号) 及び第百八十六条の二第四項、税理士法第四十八条の十九の 五条第二項(同法第五十九条において準用する場合を含む。 書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)第四十五条の二第 律第二百五号)第三十条の二十八第六項(同法第四十三条第において準用する場合を含む。)、弁護士法(昭和二十四年法 第百八十五号)第五条の二十三第三項及び第四十七条第二項 並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律 興に関する法律(昭和二十九年法律第百五十四号)第二十条四年法律第百八十一号)第三十三条第七項(輸出水産業の振 号)第百二十一条第五項、中小企業等協同組合法(昭和二十第六項、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二 費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第二十六条第三十四条の二十第六項及び第三十四条の二十三第四項、消十条の二第十項及び第六十六条の四十第六項、公認会計士法 第百三十二号)第九十七条の四第五項、金融商品取引法第五 十一条第七項及び第六十三条の二十第七項(以下この節にお 律(平成十年法律第百五号)第百九十四条第四項、弁理士法 九条の二第二項、保険業法(平成七年法律第百五号)第六十 研究組合法 (昭和三十六年法律第八十一号) 第十六条第八項 法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二十 七条の二及び第二百十七条第三項、資産の流動化に関する法 二第六項(同法第四十九条の十二第三項において準用する場 三項において準用する場合を含む。)、船主相互保険組合法 (平成十二年法律第四十九号) 第五十三条の二第六項、農林 (昭和二十五年法律第百七十七号) 第五十五条第三項、司法 この節の規定若しくは農業協同組合法 (昭和二十二年法律

執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は九百五十五条第一項の規定又はこの節の規定に基づく命令に

〇保険法

## 〇商業登記法

### 令和. 一年一月一日以降有効な旧規定

・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性 の向上並びに行政運営の関索化及の対率化を図るための行政 手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部 を改正する法律(令和一・五・三一法一六)附則四二条(令 和二・二・二九までに施行)

# (電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証

⑩ 前項に規定するT 第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。)第三条及における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律)前項に規定する証明及び証明の請求については、行政手続等) び第四条の規定は、適用しない。(改正により削られた)

② 第一三条① 第十条か

第十条から前条までの手数料の納付は、

収入印紙をもつてし

証明書又は印鑑の証明書の交付を請求するときは、法務省令でなければならない。ただし、法務省令で定める方法で登記事項 定めるところにより、現金をもつてすることができる

②第

項の規定中申請書への記載に関する部分は、適用しない。 る電子情報処理組織を使用してする登記の申請については、前 が報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定す

3

年 月 一日以降有効な旧規定

四・一施行) 四・一施行) 四・一施行)

## 第九五条① 保険給付を請求する権利、保険料の返還を請求する 払戻しを請求する権利は、三年間行わないときは、時効によっ 権利及び第六十三条又は第九十二条に規定する保険料積立金の

よって消滅する 保険料を請求する権利は、 (消滅する。 一年間行わないときは、時効に

### 改正法令一覧

年

月

日以降有効な旧規定

四・一施行) で成二九・六・二法四五) 本則九条(令和二・関する法律(平成二九・六・二法四五)本則九条(令和二・四・一施行)

# 第一一条【法律上当然の指図証券性】①

②振出人ガ為替手形ニ「指図禁止」ノ文字又ハ之ト同一ノ意義ヲ スル方式ニ従ヒ旦其ノ効力ヲ以テノミ之ヲ譲渡スコトヲ得有スル文言ヲ記載シタルトキハ其ノ証券ハ指名債権ノ譲渡ニ関 略

第二〇条【期限後裏書】①満期後ノ裏書ハ満期前ノ裏書ト同 成期問経過後ノ裏書ハ指名債権ノ譲渡ノ効力ノミヲ有ス 効力ヲ有ス但シ支払拒絶証書作成後ノ裏書又ハ支払拒絶証書作 (略

# 第四八条【遡求金額】①

年六分ノ率ニ依ル満期以後ノ利息 略

2 略

### 第四九条【再遡求金額】 (柱書略)

後ノ利息 前号ノ金額ニ対シ年六分ノ率ニ依リ計算シタル支払ノ日以

# 略)

ヲ受ケタル場合ニ在リテハ前者ニ対シ訴訟告知ヲ為スニ因リテスル為替手形上及約束手形上ノ請求権ノ消滅時効ハ其ノ者ガ訴第八六条【消滅時効の中断】①裏書人ノ他ノ裏書人及振出人ニ対 着ニ対シテノミ其ノ効力ヲ生ズ
第七一条【時効の中断】時効ノ中断ハ其ノ中断ノ事由ガ生ジタル

②前項ノ規定ニ因リテ中断シタル時効ハ裁判ノ確定シタル時ヨリ 更ニ其ノ進行ヲ始ム

# 〇小切手法

〇手形法

年 月 日以降有効な旧規定

②記名式小切手ニシテ「指図禁止」ノ文字又ハ之ト同一ノ意義ヲ第一四条【法律上当然の指図証券性】①(略) 従ヒ且其ノ効力ヲ以テノミ之ヲ譲渡スコトヲ得有スル文言ヲ記載シタルモノハ指名債権ノ譲渡ニ関スル方式ニ ・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に ・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に 四・一施行)

宣言ノ作成後ノ裏書又ハ呈示期問経過後ノ裏書ハ指名債権ノ譲第二四条【期限後裏書】①拒絶証書若ハ之ト同一ノ効カヲ有スル

渡ノ効力ノミヲ有ス

第三三条【振出人の死亡又は無能力】振出ノ後振出人が死亡シ又 ハ行為能力ヲ失フモ小切手ノ効力ニ影響ヲ及ボスコトナシ

# 第四四条【遡求金額】(柱書略

年六分ノ率ニ依ル呈示ノ日以後ノ利息

# 第四五条【再遡求金額】

= 後ノ利息 略) 前号ノ金額ニ対シ年六分ノ率ニ依リ計算シタル支払ノ日以

第五二条【時効の中断】時効ノ中断ハ其ノ中断ノ事由ガ生ジタル

者二対シテノミ其ノ効力ヲ生ズ

スル小切手上ノ請求権ノ消滅時効ハ其ノ者ガ訴ヲ受ケタル場合 第七三条【消滅時効の中断】①裏書人ノ他ノ裏書人及振出人ニ対 ②前項ノ規定ニ因リテ中断シタル時効ハ裁判ノ確定シタル時ヨリ こ在リテハ前者ニ対シ訴訟告知ヲ為スニ因リテ中断ス

## 〇民事訴訟法

# 令和二年一月一日以降有効な旧規定

四・一施行)四・一施行(平成二九・六・二法四五)本則二七条(令和二・関する法律(平成二九・六・二法四五)本則二七条(令和二・四・一施行)

# 部を譲り受けたことを主張して、第四十七条第一項の規定によ第四九条 訴訟の係属中その訴訟の目的である権利の全部又は一(権利承継人の訴訟参加の場合における時効の中断等)

かのぼって時効の中断又は法律上の期間の遵守の効力を生ずり訴訟参加をしたときは、その参加は、訴訟の係属の初めにさ る。(改正後の①) (改正により追加)

2

裁判籍(民事訴訟法第四条第二項から第六項までに規定する普第八六条 前条の規定による申立てに係る事件は、債務者の普通

通裁判籍をいう。以下同じ。)の所在地を管轄する地方裁判所の

管轄に属する。

(申立書の記載事項)

裁判上の請求は、訴えを提起した時又は第百四十三条第二項第一四七条 時効の中断又は法律上の期間の遵守のために必要な(時効中断等の効力発生の時期) る場合を含む。)の書面を裁判所に提出した時に、その効力を生 (第百四十四条第三項及び第百四十五条第四項において準用す

各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければな第八七条① 第八十五条の許可の申立書には、第四十三条第二項 債務者及び裁判上の代位により行使しようとする権利の義

申立書に同項各号に掲げる事項が記載されていない場合につい 第四十三条第四項前段、第五項及び第六項の規定は、前項の 使しようとする権利の表示 申立人が保全しようとする債権及び裁判上の代位により行

2

### (代位の許可等)

第八八条① 裁判所は、第八十五条の規定による申立てを理由が 列の処分をすることができない。 前項の規定による告知を受けた債務者は、 裁判上の代位を許可することができる。 あると認めるときは、担保を立てさせて、又は立てさせないで、 前項の規定による許可の裁判は、債務者に告知しなければな

# 有効な改正前規定

(民事訴訟法 非訟事件手続法

家事事件手続法) その代位に係る権

3

# ○非訟事件手続法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

四・一施行) 四・一施行) 四・一施行)

## 第一章 裁判上の代位に関する事件

第八五条 債権者は、自己の債権の期限前に債務者の権利を行使 (明治二十九年法律第八十九号)第四百二十三条第二項の規定の債権を保全するのに困難を生ずるおそれがあるときは、民法 しなければ、その債権を保全することができないとき、又はそ による裁判上の代位の許可を申し立てることができる。 (裁判上の代位の許可の申立て)

### 2 3

第九〇条 第八十六条の事件の手続費用については、申立人及び 用する。

### (手続の公開等)

**第九一条** 第三十条及び第四十条の規定は、第八十六条の事件の

者の指定の事件は、共有物の分割がされた地を管轄する地方裁第九二条① 民法第二百六十二条第三項の規定による証書の保存 (共有物分割の証書の保存者の指定)

## 判所の管轄に属する。

債務者を当事者とみなして、民事訴訟法第六十一条の規定を準

第八九条 前条第一項の規定による許可の裁判に対しては、

担保を立てる場合における供託及び担保について準用する。) 第七十二条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により

○家事事件手続法

者に限り、即時抗告をすることができる。

(手続費用の負担の特則)

令和二年一月一日以降有効な旧規定

則二条(令和二・六・一三までに施行)・民法等の一部を改正する法律(令和一・六・

四法三四) 本

別表第一(第三条の二―第三条の十一、第三十九条、 六十八条、第百七十六条、第百七十七条、第百八十二条、第二六十八条、第百二十七条、第百四十八条、第百二十九条、第百二十九条、第百三十六条、 百三十四条、第二百四十条—第二百四十四条関係)条、第二百二十五条—第二百二十七条、第二百三十二条、第二 百一条—第二百三条、第二百九条、第二百十六条、第二百十七

(改正により百二十八の三の項追加)

# 有効な改正前規定(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律

4

# ○国際的な子の奪取の民事上の側面 に関する条約の実施に関する法律

# 令和二年一月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧 一七法二)本則二条(令和二・五・一六までに施行) 約の実施に関する法律の一部を改正する法律(令和一・五・民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条 (間接強制の前置

# 第一三六条 子の返還の代替執行の申立ては、民事執行法第百七

期間の経過がこれより後である場合は、その期間を経過した 十二条第一項の規定による決定が確定した日から二週間を経過

でなければすることができない。

(改正により追加)

した後(当該決定において定められた債務を履行すべき一定の

② (改正により追加)

(子の返還を実施させる決定

第一四〇条① 執行官は、債務者による子の監護を解くために必

(執行官の権限)

その他債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をする 要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、債務者の住居

があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をするこの場所において子を捜索すること。この場合において、必要

(改正により削られた)

債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り、

3

り削られた)

る。(改正により削られた)

が債務者と共にいる場合に限り、することができる。(改正によ

前二項の規定による子の監護を解くために必要な行為は、子

る者の同意を得て、同項各号に掲げる行為をすることができ 行為として、債務者に対し説得を行うほか、当該場所を占有す を考慮して相当と認めるときは、子の監護を解くために必要な 2

心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情

執行官は、前項に規定する場所以外の場所においても、子の

立ち入らせること。(改正により削られた) 会させること。(改正により削られた)

債務者の住居その他債務者の占有する場所に返還実施者を 返還実施者と子を面会させ、又は返還実施者と債務者を面

## ができる。(改正後の②) 以工後の②) めに必要な行為をするに際し抵抗を受けるときは、その抵抗を執行官は、第一項又は第二項の規定による子の監護を解くた 0

# )配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護等に関する法律

をすることができる。(改正により削られた)

めに必要な行為をするに際し、返還実施者に対し、必要な指示

執行官は、第一項又は第二項の規定による子の監護を解くた

(略、改正後の③)

### ③第 |四|条①② (略) (改正により追加) (返還実施者の権限

# 令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を

# 四・一施行) (被害者の保護のための関係機関の連携協力

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務 う、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。 者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよ 所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害

当該仲裁手続が仲裁判断によらずに終了したときは、この限り 仲裁手続における請求は、時効中断の効力を生ずる。ただし、

### 〇仲裁法

配偶者暴力防止法

仲裁法)

### 令和二年 一月一日以降有効な旧規定

四・一施行)四・一施行・平成二九・六・二法四五)本則三九条(今和二・関する法律(平成二九・六・二法四五)本則三九条(今和二・四・一施行)

# (仲裁手続の開始及び時効の中断)

### 第二九条①(略)

有効な改正前規定

# ○裁判外紛争解決手続の利用の促進 に関する法律

### 令和二年一月 一日以降有効な旧規定

四・一施行)四・一施行(平成二九・六・二法四五)本則四四条(今和二・関する法律(平成二九・六・二法四五)本則四四条(今和二・四・一施行)

一七法二)本則一条(令和二・五・一六までに施行)

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外 争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択するこ 等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断 要なものとなっていることにかんがみ、裁判外紛争解決手続に を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重解決を図る手続をいう。以下同じ。)が、第三者の専門的な知見 うとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その 紛争解決手続(訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしよ とを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資するこ とを目的とする。 ついての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争

第三条

(債務名義)

規定により非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)四の二 訴訟費用、和解の費用若しくは非訟事件(他の法令の

が成立する見込みがないことを理由に手続実施者が当該認証紛第二五条○ 認証紛争解決手続によっては紛争の当事者間に和解 紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があったものといて訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該認証 から一月以内に当該認証紛争解決手続の目的となった請求につ 実施の依頼をした当該紛争の当事者がその旨の通知を受けた日 **争解決手続を終了した場合において、当該認証紛争解決手続の** 

2

### 四(略) (柱書略)

## 新五 (改正により追加)

五一七 (略、改正後の六一八)

## (期限付債権の配当等)

第八八条① の法定利率による利息との合算額がその債権の額となるべき元)前項の債権が無利息であるときは、配当等の日から期限まで

(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律

民事執行法)

本額をその債権の額とみなして、配当等の額を計算しなければ

民事執行法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

# (給付請求権に対する競合する債権差押命令等の効力の停止

第九三条の四① 用する場合を含む。)に掲げる時後であるときは、この限りでな く。)の規定を準用する場合及び第百九十三条第二項において準 条の十四において第百六十五条各号(第三号及び第四号を除 付義務者に対する効力の発生が第百六十五条各号(第百六十七 のは、その効力を停止する。ただし、強制管理の開始決定の給 対する差押命令又は差押処分であつて既に効力が生じていたも (定の効力が給付義務者に対して生じたときは、給付請求権に 略

十九年法律第八十九号)、商法(明治三十二年法律第四十八号)第一条 強制執行、担保権の実行としての競売及び民法(明治二

産の開示(以下「民事執行」と総称する。)については、他の法その他の法律の規定による換価のための競売並びに債務者の財

令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる

四十六号)第一条に規定する日本船舶に対する強制執行につい 五十四条及び第八十二条の規定は船舶法(明治三十二年法律第第四十八条、第五十四条、第五十四条。四二第八十二字法律、第六十二条の規定は船舶執行について、第四十八条、第二十四条の二、第八十一条及の三十四条の三 の先取特権」とあるのは「先取特権」と読み替えるものとする。 て準用する。この場合において、第五十一条第一項中「第百八 ・一条第一項各号に掲げる文書」とあるのは「文書」と、「一般

### 第一四五条①一③ (改正により追加)

74新 854 (改正により追加) (略、改正後の56

額を定める裁判所書記官の処分(後者の処分にあつては、確第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の

件の手続の費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分又は の規定を準用することとされる事件を含む。)若しくは家事事

定したものに限る。

### 第一五五条① (差押債権者の金銭債権の取立て) (略)

(5) | |8 (略、改正後の34) (改正により追加)

(改正により追加)

第六八条の四(改正により追加) 第六五条の二(改正により追加)

(売却不許可事由

### 第一五九条①一⑤(略 (転付命令)

(略、改正後の⑦) (改正により追加

### (転付命令の効力)

差押債権者の債権及び執行費用は、転付命令に係る金銭債権が第一六〇条 差押命令及び転付命令が確定した場合においては、 存する限り、その券面額で、転付命令が第三債務者に送達され

第九十三条第四項の規定により強制管理の開始

# (不動産に対する強制競売の規定の準用)

第一二一条 前款第二目 (第四十五条第一項、第四十六条第二項)

(移転登記等の嘱託)

② | 6 第一六四条① 第百五十条に規定する債権について、転付命令若 くくは譲渡命令が確定したとき、又は売却命令による売却が終 うしたときは、裁判所告記では、申立てにより、その債権を取 得した差押債権者又は貨受人のために先取特権、質権又抵抵当 権の移転の登記等を郷託しなければならない。

### (配当等の実施)

する第百九条に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、配第一六六条① 執行裁判所は、第百六十一条第六項において準用 当等を実施しなければならない。

(略)

(改正により追加

### 第一六七条の五① 差押処分) 略

② 第百四十五条第二項から第四項までの規定は、差押処分につ

ついての裁判所書記官の処分について準用する。この場合にお⑤ 民事訴訟法第七十四条第一項の規定は、差押処分の申立てに いては、第三項及び前項並びに同条第三項の規定を準用する。 -(8) (改正により追加)

## (差押禁止債権の範囲の変更)

権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押処分の全部若第一六七条の八① 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債

た時に弁済されたものとみなす。

### 第一六一条①一④

(改正により追加)

(略、改正後の⑥)

九十八条から第百四条まで並びに第百六条から第百十条までの第九十四条第二項、第九十五条第一項、第三項及び第四項、第理命令について、第八十四条第三項及び第四項、第八十八条、 基づく執行官の売却について、第百五十九条第二項の規定は管抗告について、第六十五条及び第六十八条の規定は売却命令にについて、第百五十九条第六項の規定は譲渡命令に対する執行 規定は管理命令に基づく管理について準用する。この場合にお の経過後」と読み替えるものとする。(改正後の⑦) のは、「第百六十一条において準用する第百七条第一項の期間 いて、第八十四条第三項及び第四項中「代金の納付後」とある 第百五十九条第二項及び第三項並びに前条の規定は譲渡命令

有効な改正前規定(民事執行法)

権の部分について差押処分をすべき旨を命ずることができる。 する第百五十二条の規定により差し押さえてはならない金銭債 しくは一部を取り消し、又は第百六十七条の十四において準用

## (配当等のための移行等)

第一六七条の一一① 第百六十七条の十四において準用する第百 できないため配当を実施すべきときは、執行裁判所は、その所 供託金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することが により供託がされた場合において、債権者が二人以上であつて五十六条第一項若しくは第二項又は第百五十七条第五項の規定 行させなければならない。 在地を管轄する地方裁判所における債権執行の手続に事件を移 32

略

合において、当該差押命令を発した執行裁判所が第百六十一条の 差押えに係る金銭債権について更に差押命令が発せられた場 に事件を移行させなければならない。 は、当該差押命令を発した執行裁判所における債権執行の手続項第二号の規定により配当等を実施するときは、執行裁判所 第六項において準用する第百九条の規定又は第百六十六条第一 65

た場合について準用する。 ・ は第五項の規定による決定について、同条第六項の規定は第一 は第五項の規定による決定について、同条第六項の規定は第一 手続について、前条第三項の規定は第一項、第二項、第四項又は第三項の規定により裁判所書記官が実施する弁済金の交付の 第八十四条第三項及び第四項、第八十八条、第九十一条(第 項第六号及び第七号を除く。)並びに第九十二条第一項の規定

## (債権執行の規定の準用)

第一六七条の一四 第百四十六条から第百五十二条まで、第百五 裁判所書記官の処分」と、第百六十五条(見出しを含む。)中 るのは「差押処分の取消決定若しくは差押処分を取り消す旨の とき」と、第百六十四条第五項中「差押命令の取消決定」とあ 百四十七条第一項及び第百四十八条第一項中「差押えに係る債百四十七条第一項中「差押命令」とあるのは「差押処分」と、第百四十七条第一項、第百五十条及び第百百四十七条第一項、第百五十条及び第百百四十七条第一項 中「差押命令を発する」とあるのは「差押処分をする」と、第 裁判所」とあるのは「裁判所書記官」と、第百四十六条第一項 大条第百五十五条第三項及び第百五十六条第三項中「執行 額訴訟債権執行について準用する。この場合において、第百四並びに第百六十五条(第三号及び第四号を除く。)の規定は、少 る。(改正後の① 権」とあるのは「差押えに係る金銭債権」と、第百四十九条中 「配当等」とあるのは「弁済金の交付」と読み替えるものとす 「差押命令が発せられたとき」とあるのは「差押処分がされた 五条から第百五十八条まで、第百六十四条第五項及び第六項

# (目的物を第三者が占有する場合の引渡しの強制執行

② 第**一七〇条**① 前項の強制執行について準用する。 第百五十五条第一項及び第二項並びに第百五十八条の規定は、 第百四十四条、第百四十五条、第百四十七条、第百四十八条、

第一七一条① をする方法により行う。 る請求に係る強制執行は、 会強制執行は、執行裁判所が民法の規定に従い決定 民法第四百十四条第二項本文又は第三項に規定す

4 をあらかじめ債権者に支払うべき旨を命ずることができる。 しなければならない。 債務者に対し、その決定に掲げる行為をするために必要な費用 執行裁判所は、第一項の決定をする場合には、申立てにより、 債務者を審尋

第六条第二項の規定は、第一項の決定を執行する場合につい 略

て準用する。

# 新第一七四条―第一七六条 (改正により追加

第一七四条 (略、改正後の第一七七条)

第一七八条及び第一七九条 削除(改正により追加) 一七五条から第一七九条まで 削除(改正により削られた)

第四章 財産開示手続

第一節名(改正により追加

第一九六条 この章の規定による債務者の財産の開示に関する手 轄する。 裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管 続(以下「財産開示手続」という。)については、債務者の普通

第一九七条① 開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。ただし、 執行力のある債務名義の正本(債務名義が第二十二条第二号、十九七条① 執行裁判所は、次のいずれかに該当するときは、 当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始する する金銭債権の債権者の申立てにより、債務者について、財産 定判決と同一の効力を有する支払督促であるものを除く。)を有 第三号の二から第四号まで若しくは第五号に掲げるもの又は確 ことができないときは、この限りでない。

2

(改正により追加

## を実施する旨の決定をしなければならない。 た債権者の申立てにより、当該債務者について、財産開示手続 産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出し、執行裁判所は、次のいずれかに該当するときは、債務者の財

限りでない。 ない。ただし、次に掲げる事由のいずれかがある場合は、この るときは、財産開示手続を実施する旨の決定をすることができ う。以下同じ。)においてその財産について陳述をしたものであての日前三年以内に財産開示期日(財産を開示すべき期日をい にあつてはその代表者。第一号において同じ。)が前二項の申立 ある場合にあつては当該法定代理人、債務者が法人である場合 前二項の規定にかかわらず、債務者(債務者に法定代理人が (略)

④ 第一項又は第二項の決定がされたときは、当該決定(第二項 に送達しなければならない の決定にあつては、当該決定及び同項の文書の写し)を債務者

### 第二〇一条 (財産開示事件の記録の閲覧等の制限 (柱書略)

を有する支払督促であるものを除く。)を有する債権者 まで若しくは第五号に掲げるもの又は確定判決と同一の効力 正本(債務名義が第二十二条第二号、第三号の二から第四号 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の

# 第二節(新第二〇四条―第二一一条)(改正により追加

第二〇五条① (柱書略) (陳述等拒絶の罪) 第二〇四条 (略、改正後の第二一二条)

• (改正により追加) (略、改正後の四) (略)

略 (改正により追加

第二〇六条① 次の各号に掲げる場合には、三十万円以下の過料 に処する。 (過料に処すべき場合

けた財産開示期日に出頭せず、又は当該財産開示期日におい 開示義務者が、正当な理由なく、執行裁判所の呼出しを受 て宣誓を拒んだとき

# (改正により削られた) べき事項について陳述をせず、又は虚偽の陳述をしたとき。なく第百九十九条第一項から第四項までの規定により陳述す 財産開示期日において宣誓した開示義務者が、正当な理由

(略、改正後の①) (改正により追加)

### (改正後の第二一四条)

第二〇七条 前条に規定する過料の事件は、執行裁判所の管轄と する。(改正後の第二一五条)

## 民事保全法

令和 一年一月一日以降有効な旧規定

一七法二) 附則一四条(令和二・五・一六までに施行) 約の実施に関する法律の一部を改正する法律(令和一・五・ 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条

# (債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行)

(5) 及び第六項並びに第百六十七条の規定は、第一項の債権及びそ 条から第百五十三条まで、第百五十六条、第百六十四条第五項 の他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。 民事執行法第百四十五条第二項から第五項まで、第百四十六

〇破産法

令和二年 一 月 一日以降有効な旧規定

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二九・六・二法四五)本則四一条(令和二・四・一施行)

2

略

約の実施に関する法律の一部を改正する法律(令和一・五・民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条

(令和一・六・一二法三一)附則八条(令和二・四・一施行)・国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律一七法二)附則一八条(令和二・五・一六までに施行)

### (他の手続の失効等

第四二条①—⑤ 権又は財団債権に基づく財産開示手続はその効力を失う。び第二項において同じ。)の申立てはすることができず、破産債 産開示手続をいう。以下この項並びに第二百四十九条第一項及に基づく財産開示手続(民事執行法第百九十六条に規定する財) 破産手続開始の決定があったときは、破産債権又は財団債権 (略)

2

# (債権者代位訴訟及び詐害行為取消訴訟の取扱い)

第四五条① 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十三 手続は、中断する の提起した訴訟が破産手続開始当時係属するときは、その訴訟 条又は第四百二十四条の規定により破産債権者又は財団債権者

### 第七八条①(略) (破産管財人の権限)

(柱書略)

二 鉱業権、漁業権、公共施設等運営権、特許権、 作隣接権の任意売却 意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、 著作権又は著 実用新案権、

### 三—十五 (略) 6 (略)

### 第九九条① (柱書略) (劣後的破産債権等

間の年数(その期間に一年に満たない端数があるときは、こ息のもののうち、破産手続開始の時から期限に至るまでの期一 破産手続開始後に期限が到来すべき確定期限付債権で無利

# 破産債権者を害する行為の否認

債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでなし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、破産者が破産債権者を害することを知ってした行為。ただ

が、その行為の当時、支払の停止等があったこと及び破産債債権者を害する行為。ただし、これによって利益を受けた者節において「支払の停止等」という。)があった後にした破産 権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。 破産者が支払の停止又は破産手続開始の申立て(以下この 略

# (相当の対価を得てした財産の処分行為の否認

う。)をするおそれを現に生じさせるものであること。 与その他の破産債権者を害する処分(以下この条並びに第百 る財産の種類の変更により、破産者において隠匿、無償の供当該行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分によ 六十八条第二項及び第三項において「隠匿等の処分」とい

## 第一六二条① (特定の債権者に対する担保の供与等の否認

する事実を知らなかったときは、この限りでない。 もの。ただし、債権者がその行為の当時他の破産債権者を害 しない行為であって、支払不能になる前三十日以内にされた一 破産者の義務に属せず、又はその時期が破産者の義務に属 略

### 第一六七条①(略) (否認権行使の効果)

び破産債権者を害する事実を知らなかったときは、その現に受て、相手方は、当該行為の当時、支払の停止等があったこと及 けている利益を償還すれば足りる。 第百六十条第三項に規定する行為が否認された場合におい

# の額に相当する部分 の額に相当する部分 (応じた債権に対する法定利息)

の定期金に相当する利息を生ずべき元本額を超えるときは、 の額を各定期金の合計額から控除した額が法定利率によりそ 期金につき第二号の規定に準じて算定される額の合計額(そ その超過額を加算した額)に相当する部分 金額及び存続期間が確定している定期金債権のうち、

# 一六〇条①

一六一条① (柱書略)

略

# (受遺者に対する担保の供与等の否認

### 第二三五条①

り否認された場合について準用する。この場合において、同条の第百六十七条第二項の規定は、前項の行為が同項の規定によ 第二項中「破産債権者を害する事実」とあるのは、「第二百三十 五条第一項の破産債権者を害する事実」と読み替えるものとす

第二四四条の一〇①一③ 否認権に関する規定の適用関係等

### (強制執行の禁止等)

見官こよら被雇手売廃止の決定の確定又は第二百二十条第一項「項の規定による破産手続廃止の決定、第三百十七条第一項の規定による破産手続廃止の決定、第三百十七条第一項の「設作業育と表す」。

## (転得者に対する否認権)

第一七〇条① 次に掲げる場合には、否認権は、 行使することができる

転得者に対して

四のあることを知っていたとき。 転得者が転得の当時、それぞれその前者に対する否認の原 否認の原因のあることを知らなかったときは、この限りでなあるとき。ただし、転得の当時、それぞれその前者に対する 転得者が第百六十一条第二項各号に掲げる者のいずれかで

因があるとき。

医科した場合において、それぞれその前者に対して否認の原転得した場合において、それぞれその前者に対して否認の原

略

## 第一七〇条の二・第一七〇条の三 (改正により追加

## (否認権行使の期間

きは、行使することができない。否認しようとする行為の日か 第一七六条 否認権は、破産手続開始の日から二年を経過したと ら二十年を経過したときも、同様とする。

# (役員の責任の査定の申立て等)

## 第一七八条①一③

に関しては、裁判上の請求があったものとみなす。 第一項の申立て又は前項の決定があったときは、

適用については、当該行為の相手方が受託者等又は会計監査人④ 第一項に規定する場合における第百六十八条第二項の規定の 項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。 であるときは、その相手方は、当該行為の当時、受託者等が同

ているもの及び破産者について既にされている破産債権に基づて無利が行等の手続とは処分で破産者の財産に対して既にされて無租税滞納処分を除く)はすることができ、破産債権に基づく国税滞納処分(外足破産者の財産に対する破産債権に基づく国税滞納処分(外 制執行等」という。)、破産債権に基づく財産開示手続の申立て除く。)による競売(以下この条において「破産債権に基づく強 く財産開示手続は中止する。 権の実行若しくは留置権(商法又は会社法の規定によるものを 破産債権に基づく強制執行、仮差押え、仮処分若しくは外国租 の規定による破産手続終結の決定があったときは、当該申立て 税滞納処分若しくは破産債権を被担保債権とする一般の先取特 についての裁判が確定するまでの問は、 免責許可の決定が確定したときは、前項の規定により中止し 破産者の財産に対する

# 〇民事再生法

令和二年一 月一日以降有効な旧規定

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二九・六・二法四五)本則ニ三条(令和二・四・一施行)

一七法二)附則一六条(令和二・四・一、令和二・五・一六約の実施に関する法律の一部を改正する法律(令和一・五・·民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条・ までに施行)

### \_ 条 ① (登記のある権利についての登記等の嘱託

3

基づく財産開示手続は、その効力を失う。

た破産債権に基づく強制執行等の手続又は処分及び破産債権に

② | | | | しくは第二項の規定による保全処分があったとき。 項において準用する場合を含む。)又は第百四十二条第一項若 登記のある権利に関し第百三十四条の二第一項(同条第七

# (事件に関する文書の閲覧等)

(柱書略

十九条第一項の規定による処分、第百三十四条の二第一項の人家三十条第一項の規定による中止の命令、第三十条第一項の規定による保全処分、第三十一条第一項の規定による傑生処分、第三十一条第一項の規定による禁止の命 の命令又は再生手続開始の申立てについての裁判 規定による保全処分、第百九十七条第一項の規定による中止 再生債務者以外の利害関係人 第二十六条第一項の規定に

# (再生手続開始の申立ての取下げの制限)

第三二条 再生手続開始の申立てをした者は、再生手続開始の決 条第一項の規定による処分、第百三十四条の二第一項の規定による中止の命令、第五十四条第一項若しくは第七十九の規定による中止の命令、第五十四条第一項若しくは第七十九十四年第一年第二十六条第一項の規定による中止の命令、包括的 がされた後は、裁判所の許可を得なければならない。 よる保全処分又は第百九十七条第一項の規定による中止の命令 定前に限り、当該申立てを取り下げることができる。この場合

第三九条① 再生手続開始の決定があったときは、 (他の手続の中止等) 破産手続開

求を認容する決定に対する異議の訴訟が再生手統開始当時係属した訴訟又は破産法の規定による活認の訴訟若しくは否認の計一三条若としは第四百二十四条の規定によう語と訴訟者と、は否認の請計・日本の規定により再生債権者の提起。 するときは、その訴訟手続は、中断する。

3-7 (略) 受継の申立ては、相手方もすることができる。 訟に係るものを受け継ぐことができる。この場合においては、 ち、民法第四百二十三条の規定により再生債権者の提起した訴 再生債務者等は、前項の規定により中断した訴訟手続のう

### (再生債権者の議決権

第八七条① (柱書略)

額から控除した額 り捨てるものとする。)に応じた債権に対する法定利息を債権 数(その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切めの 再生手続開始の時から期限に至るまでの期間の年 再生手続開始後に期限が到来すべき確定期限付債権で無利

超えるときは、その元本額) 定利率によりその定期金に相当する利息を生ずべき元本額を で うき前号の規定に準じて算定される額の合計額(その額が法 ・金額及び存続期間が確定している定期金債権 各定期金に

### (略)

③ 開始後債権に基づ

処分の例によってする処分についても、 外国租税の請求権に基づく再生債務者の財産に対する国税滞納 する期間は、することができない。開始後債権である共助対象 差押え及び仮処分並びに財産開示手続の申立ては、前項に規定。 開始後債権に基づく再生債務者の財産に対する強制執行、仮 同様とする。

# (再生債権者を害する行為の否認

再生債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りで ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、再生債務者が再生債権者を害することを知ってした行為。

対して既にされている再生債権に基づく強制執行等の手続及び に基づく外国租税滞納処分又は再生債権に基づく財産開示手続の財産に対する再生債権に基づく強制執行等若しくは再生債権 再生債権に基づく外国租税滞納処分並びに再生債権に基づく財 の申立てはすることができず、破産手続、再生債務者の財産に 産開示手続は中止し、特別清算手続はその効力を失う。 、再生手続開始若しくは特別清算開始の申立て、再生債務者

(債権者代位訴訟等の取扱い)

## 第一二七条の三①(柱書略) (特定の債権者に対する担保の供与等の否認)

権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の再生債 義務に属しない行為であって、支払不能になる前三十日以内再生債務者の義務に属せず、又はその時期が再生債務者の

### (否認権行使の効果)

第一三二条①(略)

② 第百二十七条第三項に規定する行為が否認された場合におい けている利益を償還すれば足りる。 び再生債権者を害する事実を知らなかったときは、その現に受て、相手方は、当該行為の当時、支払の停止等があったこと及

## (転得者に対する否認権)

第一三四条① 次に掲げる場合には、否認権は、 行使することができる。 転得者に対して

因のあることを知っていたとき。 転得者が転得の当時、それぞれその前者に対する否認の原 する否認の原因のあることを知らなかったときは、この限りかであるとき。ただし、転得の当時、それぞれその前者に対 転得者が第百二十七条の二第二項各号に掲げる者のいず

因があるとき。 転得した場合において、それぞれその前者に対して否認の原 転得者が無償行為又はこれと同視すべき有償行為によって

若しくは特別清算開始の申立て(以下この節において「支払」 再生債務者が支払の停止又は再生手続開始、破産手続開始 を知らなかったときは、この限りでない。 時、支払の停止等があったこと及び再生債権者を害する事実 の停止等」という。)があった後にした再生債権者を害する行 ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当

第一二七条の二①(柱書略) (相当の対価を得てした財産の処分行為の否認

٤ 分」という。)をするおそれを現に生じさせるものであるこ 第百三十二条の二第二項及び第三項において「隠匿等の処 の供与その他の再生債権者を害する処分(以下この条並びに る財産の種類の変更により、再生債務者において隠匿、無償 当該行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分によ 有効な改正前規定(会社更生法)

### 2 略

# 新第一三四条の二・第一三四条の三 (改正により追加)

# 第一三四条の二・第一三四条の三(略、改正後の第一三四条の四 第一三四条の五)

始の日)から二年を経過したときは、行使することができない り前に破産手続が開始されている場合にあっては、破産手続開 否認しようとする行為の日から二十年を経過したときも、同様

⑤ 第一項の申立で ・ 第一項の申立で 開始決定があったときは、時効の中断に関しては、裁判上の請③ 第一項の申立てがあったとき、又は職権による査定の手続の 求があったものとみなす。 (住宅資金特別条項を定めることができる場合等

第一九八条① 住宅資金貸付債権 (民法第五百条の規定により住

宅資金貸付債権を有する者に代位した再生債権者が当該代位に

6

### るものが存するときは、この限りでない の上に第五十三条第一項に規定する担保権で当該抵当権に後れ号に規定する抵当権が設定されている場合において当該不動産 る抵当権を除く。)が存するとき、又は住宅以外の不動産にも同 十三条第一項に規定する担保権(第百九十六条第三号に規定す 資金特別条項を定めることができる。ただし、住宅の上に第五 より有するものを除く。)については、再生計画において、

# (通常の再生手続に関する規定の適用除外)

2

(略

## 第二三八条 小規模個人再生においては、第三十四条第二項、第 く。)、第四十二条第二項(約定劣後再生債権に係る部分に限三条の規定により再生債権者の提起した訴訟に係る部分を除 る。)及びただし書、第四十条、第四十条の二(民法第四百二十

第一三九条 否認権は、再生手続開始の日(再生手続開始の日よ(否認権行使の期間)

第一四〇条① 否認権限を有する監督委員又は管財人は、第四十 合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる 対する異議の訴訟に係るものを受け継ぐことができる。この場 の規定による否認の訴訟若しくは否認の請求を認容する決定に 百二十四条の規定により再生債権者の提起した訴訟又は破産法 条の二第一項の規定により中断した訴訟手続のうち、民法第四 (詐害行為取消訴訟等の取扱い 第二百五条第二項並びに第十二章の規定は、適用しない 第百八十八条、第二百条第二項及び第四項、第二百二条第一項合を含む。)、第百八十六条第三項及び第四項、第百八十七条、

(2) |-(4)

(損害賠償請求権の査定の申立て等

# 条第三項、第八十九条第二項及び第九十四条第一項(これらのる。)、第三章第一節及び第二節、第八十五条第六項、第八十七 規定中約定劣後再生債権に係る部分に限る。)、第四章第三節 〇会社更生法

(第百十三条第二項から第四項までを除く。)及び第四節、第百 一十六条、第六章第二節、第百五十五条第一項から第三項まで、

令和二年一月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

一七法二)附則一七条(令和二・五・一六までに施行) 約の実施に関する法律の一部を改正する法律(令和一・五・ ・民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条 四・一施行) 関する法律 (平成二九・六・二法四五) 本則三七条 (令和二・関する法律 (平成二九・六・二法四五) 本則三七条 (令和二・ 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に

第百九十条第二項及び第百九十五条第七項において準用する場 十一条第一項及び第二項、第百八十五条(第百八十九条第八項) 百七十五条第二項、第百七十八条から第百八十条まで、第百八 十二条を除く。)、第百七十四条第一項、第百七十四条の二、第四条第二項後段、第百六十五条第一項、第七章第三節(第百七 十七条から第百五十九条まで、第百六十三条第二項、第百六十 第百五十六条 (約定劣後再生債権に係る部分に限る。)、第百五

### 他の手続の中止等

第五〇条① 更生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立第五〇条① 更生手続開始の決定があったときは、破産手続開 特別清算手続はその効力を失う。 手続、企業担保権の実行手続及び同項第六号に規定する外国租 産に対して既にされている同項第二号に規定する強制執行等の立てはすることができず、破産手続、再生手続、更生会社の財る外国租税滞納処分又は更生債権等に基づく財産開示手続の申る外国租税滞納処分又は更生債権等 る強制執行等、企業担保権の実行若しくは同項第六号に規定す 税滞納処分並びに更生債権等に基づく財産開示手続は中止し て、更生会社の財産に対する第二十四条第一項第二号に規定す

# (債権者代位訴訟、詐害行為取消訴訟等の取扱い

十三条若しくは第四百二十四条の規定により更生債権者の提起第五二条の二① 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二 生手続開始当時係属するときは、その訴訟手続は、中断する。 訟若しくは否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟が更 した訴訟又は破産法若しくは民事再生法の規定による否認の訴

### |否認権行使の期間|

前に破産手続又は再生手続が開始されている場合にあっては、第九八条 否認権は、更生手続開始の日(更生手続開始の日より 破産手続開始又は再生手続開始の日)から二年を経過したとき 一十年を経過したときも、 、行使することができない。否認しようとする行為の日から 同様とする。

## (中止した手続等の失効)

第二〇八条 更生計画認可の決定があったときは、第五十条第 産手続並びに同法第二十六条第一項第二号に規定する再生債権 おいて、民事再生法第三十九条第一項の規定により中止した破 項の規定により中止した破産手続、再生手続(当該再生手続に

続又は処分については、この限りでない。 力を失う。ただし、第五十条第五項の規定により続行された手 に規定する強制執行等の手続、企業担保権の実行手続、同項第 に基づく外国租税滞納処分を含む。)、第二十四条第一項第二号 六号に規定する外国租税滞納処分及び財産開示手続は、その効 に基づく強制執行等の手続及び同項第五号に規定する再生債権

有効な改正前規定(刑法

### 〇刑法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

# し、賃貸し、又は保険に付したものである場合において、これ自己の所有に係るものであっても、差押えを受け、物権を負担第一一五条 第百九条第一項及び第百十条第一項に規定する物が (差押え等に係る自己の物に関する特例)

七・一三法七二)附則一三条(令和二・四・一施行)・民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成三〇・

## (非現住建造物等浸害)

を焼損したときは、他人の物を焼損した者の例による。

第二二〇条① (略) け、物権を負担し、賃貸し、又は保険に付したものである場合。 浸害した物が自己の所有に係るときは、その物が差押えを受 に限り、前項の例による。

又は賃貸したものを損壊し、又は傷害したときは、前三条の例第二六二条 自己の物であっても、差押えを受け、物権を負担し、(自己の物の損壊等)

# ○犯罪被害者等の権利利益の保護を 図るための刑事手続に付随する措

# 置に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に ・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に 改正法令一覧

ときは、当該告知を受けた時から六月以内に、その申立てに係一号に該当することを理由とするものを除く。)の告知を受けた明から六月以内に、その申立ては、前条第一項の決定(同項第 え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生め、仮差押表又は仮処分をしなければ、時期の中立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押は家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)による調停と、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)若しく る請求について、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申

### 〇少年法

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律

少年法)

令和二年一月一日以降有効な旧規定

・児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を

観察官、保護司、児童福祉司(児童福祉法第十二条の三第二項第一六条① 家庭裁判所は、調査及び観察のため、警察官、保護 きる。 で同じ。)又は児童委員に対して、必要な援助をさせることがでて同じ。) 第四号に規定する児童福祉司をいう。第二十六条第一項におい (略 (援助、協力)

### 改正法令一覧

四・一施行) 改正する法律(令和一・六・二六**法四六**)附則九条(令和一改正する法律(令和一・六・二六**法四六**)附則九条(令和

有効な改正前規定

## ○労働契約法

# 令和二年一月一日以降有効な旧規定

(平成三〇・七・六法七一)本則八条(令和二・四・一施行)・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律

# (期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の使用者第二〇条 有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容 認められるものであってはならない。(改正により削られた) 内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と 度(以下この条において「職務の内容」という。)、当該職務の 件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程 の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条

第二一条・第三二条

(略

改正後の第二〇条・第二一条)

## 〇労働基準法

令和二年一 一月一日以降有効な旧規定

関する法律(平成二九・六・二法四五)本則一六四条(令和・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に 二・四・一施行

### (審査及び仲裁)

第一項の規定により第八五条①—④ (略) 裁判上の請求とみなす による審査又は仲裁の開始は、時効の中断に関しては、これを 第一項の規定による審査又は仲裁の申立て及び第二項の規定

# 令和二年一月一日以降有効な旧規定

六・四までに施行)
六・四までに施行)
・六・五法二四)本則四条(令和) ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を 関する法律(平成二九・六・二法四五)本則二〇九条(令和民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に 二・四・一施行)

### 第 章

第二節 事業主の講ずべき措置

# 職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上

### 第一条①

新②③ (改正により追加)

② 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置 (次項において「指針」という。)を定めるものとする。(改正後に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針

### (略、改正後の⑤

新第一一条の二 (改正により追加)

# する|雇用管理上の措置| (職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関

## 第一条の二①(略)

新② (改正により追加)

に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針 (次項において「指針」という。)を定めるものとする。(改正後 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置

# 第一一条の四

(略、改正後の④)

(改正後の第一一条の三)

(改正により追加

# 律 機会及び待遇の確保等に関する法

0

# 雇用の分野における男女の均等な

### 第三章

第一三条の二(改正により追加)

第 節 紛争の解決の援助

(紛争の解決の促進に関する特例

第一六条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項、 #一六条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項に定める事項十一条の二第一項、第十二条及び第十三条第一項に定める事項十二条第一項、第 用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。号)第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二

### (紛争の解決の援助

② 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、第一七条① (略) 当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならな

### (調停の委任)

第一八条① ② 前条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合につい て準用する。 略

### 第二〇条① 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、 正後の本条) 関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。 設

に必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があると事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のため② 委員会は、第十一条第一項及び第十一条の二第一項に定める② 委員会は、第十一条第一項及び第十一条の二第一項に定める きは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な 言動又は同項に規定する言動を行つたとされる者の出頭を求

### (時効の中断

その意見を聴くことができる。(改正により削られた)

の提起があつたものとみなす。したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、

十二条及び第十三条第一項の規定に違反している事業主に対項から第三項まで、第十一条第一項、第十一条の二第一項、第第三〇条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一 告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表する し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧

ことができる

する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号のする法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二章第二章 二十条の規定は、一般職の国家公務員(万敗執行法人の参関係に関
第三、章、第二章第一節とび第二章 百九十九号)の適用を受ける裁判所職員、国会職員法(昭和二十六年法律第二職員を除く。)、裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二 員に関しては適用しない。 十二年法律第八十五号)の適用を受ける国会職員及び自衛隊法 (昭和二十九年法律第百六十五号)第二条第五項に規定する隊

# ○短時間労働者及び有期雇用労働者 の雇用管理の改善等に関する法律

有効な改正前規定(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律)

令和二年一月一日以降有効な旧規定

(平成三○・七・六法七一)本則七条(令和二・四・一施行)・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を 六・四までに施行) 改正する法律(令和一・六・五法二四)附則一一条(令和二・

②附

(改正により追加)

# 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律

す役割の重要性が増大していることにかんがみ、短時間労働者の果た造の変化等の社会経済情勢の変化に伴い、短時間労働者の果た第一条 この法律は、我が国における少子高齢化の進展、就業構 を有効に発揮することができるようにし、もつてその福祉の増の衝撃を講ずることができるよう。 通常の解除等を図ることにより、通常の労働者との均衡のとれば、職業能力の開発及び向上等に関するの労働者への転換の推進、職業能力の開発及び向上等に関する 進を図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与することを目的 について、その適正な労働条件の確保、雇用管理の改善、通常

第二条 この法律において「短時間労働者」とは、一週間の所定 者)の一週間の所定労働時間に比し短い労働者をいう。(改正後 を除き、当該労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働所に雇用される労働者にあっては、厚生労働省令で定める場合 所に雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業 労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者(当該事業

## (改正により追加)

# 第二条の二 (改正により追加)

(事業主等の責務

第三条① 事業主は、その雇用する短時間労働者について、その 者への転換(短時間労働者が雇用される事業所において通常の 実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善及び通常の労働 就業の実態等を考慮して、適正な労働条件の確保、教育訓練の

# 国及び地方公共団体の責務

援助を行うように努めるものとする。

労働者の雇用管理の改善等に関し、必要な助言、協力その他の)事業主の団体は、その構成員である事業主の雇用する短時間

2

ができるように努めるものとする。

り、当該短時間労働者がその有する能力を有効に発揮すること

間労働者の能力の有効な発揮を妨げている諸要因の解消を図る 間労働者の能力の有効な発揮を妨げている諸要因の解消を図る はいいまれたの者に対し必要な指導、援助等を行うともに、短時のの関係者の自主が必要ながあるが、対している事業を表している事業を表している事業を表している事業を表している事業を表している事業を表している事業を表している事業を表している事業を表している事業を表している。 かつ効果的に推進するように努めるものとする。 の促進その他その福祉の増進を図るために必要な施策を総合的 ために必要な広報その他の啓発活動を行うほか、その職業能力 の開発及び向上等を図る等、短時間労働者の雇用管理の改善等

の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するように努める ものとする。 地方公共団体は、前項の国の施策と相まって、短時間労働者

### 第二章 短時間労働者対策基本方針

第三章 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等

(労働条件に関する文書の交付等

第六条① 事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、 ばならない。 働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「特定規定する厚生労働省令で定める事項以外のものであって厚生労 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十五条第一項にに、当該短時間労働者に対して、労働条件に関する事項のうち 事項」という。)を文書の交付その他厚生労働省令で定める方法 (次項において「文書の交付等」という。)により明示しなけれ 速やか

## (就業規則の作成の手続

第七条 (略、改正後の①)

# (短時間労働者の待遇の原則)

第八条 事業主が、その雇用する短時間労働者の待遇を、当該事 合においては、当該待遇の相違は、当該短時間労働者及び通常 業所に雇用される通常の労働者の待遇と相違するものとする場 の労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下 「職務の内容」 という。)、当該職務の内容及び配置の変更の範囲

ことにより、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図 労働者として雇い入れられることをいう。以下同じ。)の推進 (以下「雇用管理の改善等」という。)に関する措置等を講ずる その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであっては ならない。

# (通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取扱

第九条 事業主は、職務の内容が当該事業所に雇用される通 施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱い間労働者であることを理由として「賃金の決定、教育訓練の実等働者と回ばすべる意時間労働者」というごについては、短時労働者と明確すべる意時間労働者」というごについて、通常の変更されると見込まれるもの(次条及び同項において「通常の変更されると見込まれるもの(次条及び同項において「通常の変更されると見込まれるもの(次条及び同項において「通常の変更されると見込まれるもの(次条及び同項において、 をしてはならない。 常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で る慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇用関係が終了 内容同一短時間労働者」という。)であって、当該事業所におけ 労働者と同一の短時間労働者(第十一条第一項において「職務 するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該通

者を除く。次条第二項及び第十二条において同じ。)の職務の内雇用する短時間労働者(通常の労働者と同視すべき短時間労働署(通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その第一〇条・事業主は、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その 勤手当、退職手当その他の厚生労働省令で定めるものを除く。) 容、職務の成果、意欲、能力又は経験等を勘案し、その賃金(通 を決定するように努めるものとする。

② 事業主は、前項に定めるもののほか、通常の労働者との均衡 第一一条① 事業主は、通常の労働者に対して実施する教育訓練 時間労働者に対しても、これを実施しなければならない。 合その他の厚生労働省令で定める場合を除き、職務内容同一短項において同じ。)が既に当該職務に必要な能力を有している場 力を付与するためのものについては、職務内容同一短時間労働であって、当該通常の労働者が従事する職務の遂行に必要な能 の成果、意欲、能力及び経験等に応じ、当該短時間労働者に対 を考慮しつつ、その雇用する短時間労働者の職務の内容、職務 合その他の厚生労働省令で定める場合を除き、職務内容同 者(通常の労働者と同視すべき短時間労働者を除く。以下この

### (福利厚生施設)

して教育訓練を実施するように努めるものとする。

第一二条 事業主は、通常の労働者に対して利用の機会を与える 慮しなければならない。 用する短時間労働者に対しても、利用の機会を与えるように配 するものとして厚生労働省令で定めるものについては、その雇福利厚生施設であって、健康の保持又は業務の円滑な遂行に資

## (通常の労働者への転換)

の雇用する短時間労働者について、次の各号のいずれかの措置第一三条 事業主は、通常の労働者への転換を推進するため、そ

を講じなければならない。

業所において雇用する短時間労働者に周知すること。 内容、賃金、労働時間その他の当該募集に係る事項を当該事 事業所に掲示すること等により、その者が従事すべき業務の 通常の労働者の募集を行う場合において、当該募集に係る

通常の労働者の配置を新たに行う場合において、当該配置

働者への転換を推進するための措置を講ずること 者への転換のための試験制度を設けることその他の通常の労 する短時間労働者に対して与えること。 の希望を申し出る機会を当該配置に係る事業所において雇用 一定の資格を有する短時間労働者を対象とした通常の労働

# (事業主が講ずる措置の内容等の説明)

第一四条① 事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、 している措置の内容について、当該短時間労働者に説明しなけ働省令で定める事項及び特定事項を除く。)に関し講ずることと されている事項(労働基準法第十五条第一項に規定する厚生労 かに、第九条から前条までの規定により措置を講ずべきことと ればならない。 速や

② 事業主は、その雇用する短時間労働者から求めがあったとき て考慮した事項について、当該短時間労働者に説明しなければを講ずべきこととされている事項に関する決定をするに当たっ ならない。 は、第六条、第七条及び第九条から前条までの規定により措置

### 3 (改正により追加)

② 第五条第三項から第五項までの規定は指針の策定について、 第一五条① のほか、 同条第四項及び第五項の規定は指針の変更について準用する。 要な指針 (以下この節において「指針」という。)を定めるもの 関する措置等に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必のほか、第三条第一項の事業主が講ずべき雇用管理の改善等に 厚生労働大臣は、第六条から前条までに定めるもの

# (相談のための体制の整備

第一六条 事業主は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する 切に対応するために必要な体制を整備しなければならない。 事項に関し、その雇用する短時間労働者からの相談に応じ、適

第一七条 事業主は、常時厚生労働省令で定める数以上の短時間 改善等に関する事項を管理させるため、短時間雇用管理者を選 により、指針に定める事項その他の短時間労働者の雇用管理の 労働者を雇用する事業所ごとに、厚生労働省令で定めるところ 任するように努めるものとする。

# (報告の徴収並びに助言、指導及び勧告等)

第一八条① 厚生労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等 る事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告を図るため必要があると認めるときは、短時間労働者を雇用す をすることができる

> 第 項

と読み替えるものとする。

第四章

### 第一節 紛争の解決の援助

## (苦情の自主的解決

めるものとする。 し当該苦情の処理を委ねる等その自主的な解決を図るように努 当該事業所の労働者の苦情を処理するための機関をいう。) に対 表する者及び当該事業所の労働者を代表する者を構成員とする 者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代 び第十二条から第十四条までに定める事項に関し、短時間労働1二二条 事業主は、第六条第一項、第九条、第十一条第一項及

# (紛争の解決の促進に関する特例)

第二三条 前条の事項についての短時間労働者と事業主との間の 紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律 定めるところによる ら第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに (平成十三年法律第百十二号) 第四条、第五条及び第十二条か

### (紛争の解決の援助

して、当該短時間労働者に対して解雇その他不利益な取扱いを してはならない。 事業主は、短時間労働者が前項の援助を求めたことを理由と

### (調停の委任)

(略

について準用する 前条第二項の規定は、短時間労働者が前項の申請をした場合

第二六条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保 は関係当事者と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考を雇用でれる労働者をの他の参考を雇用で重用でする労働者をの他の参考を関する法律第二十五条第一項」と、同者の雇用管理の改善等に関する法律第二十五条第一項」と、同 二十条第一項及び第二十一条から第二十六条までの規定は、前等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十九条、第 は「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二十五条 人」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるの 同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「短時間労働条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、

### 育児休業、 族介護を行う労働者の福祉に関す 介護休業等育児又は家

令和二年一月一日以降有効な旧規定

・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を 六・四までに施行) 六・四までに施行)

第二条 この法律 (第一号に掲げる用語にあっては、第九条の三 並びに第六十一条第三十三項及び第三十四項を除く。)におい て、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

るためにする休業をいう。 において準用する場合を含む。)を除き、以下同じ。)を養育す の四第二号に規定する養子縁組里親である労働者に委託され 者が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百 労働者との間における同項に規定する特別養子縁組の成立に 定めるところにより、その子(民法(明治二十九年法律第八 次章から第八章まで、第二十一条から第二十六条まで、第二 ている者を含む。第四号及び第六十一条第三項(同条第六項 で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託され ている児童及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令 六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条 件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該労働 いて家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事 -九号)第八百十七条の二第一項の規定により労働者が当該 育児休業 労働者 (日々雇用される者を除く。以下この条) 八条、第二十九条及び第十一章において同じ。)が、次章に

第九章 事業主が講ずべき措置

# る雇用管理上の措置) (職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関す

② (改正により追加) ② (改正により追加)

第二五条の二 (改正により追加)

有効な改正前規定 (育児休業、 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)

第二八条 厚生労働大臣は、第二十一条から前条までの規定に基 事項を定め、これを公表するものとする。 関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき が図られるようにするために事業主が講ずべきその他の措置に い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立 づき事業主が講ずべき措置及び子の養育又は家族の介護を行

### 職業家庭両立推進者)

第二九条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、 るように努めなければならない の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者を選任す 活との両立が図られるようにするために講ずべきその他の措置の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生 十一条から第二十七条までに定める措置及び子の養育又は家族

# ○労働者災害補償保険法

令和二年一 一月一日以降有効な旧規定

関する法律(平成二九・六・二法四五)本則一六六条(令和・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に 二・四・一施行

第四二条 康診断等給付を受ける権利は、二年を経過したとき、障害補償償給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健 五年を経過したときは、時効によつて消滅する。 給付、遺族補償給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、 【時効】療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補

第六四条【年金給付と損害賠償との関係】① については、当分の間、次に定めるところによるものとする。 する部分に限る。)を受けることができるときは、当該損害賠償 償」といい、当該年金給付によつててん補される損害をてん補業主から民法その他の法律による損害賠償(以下単に「損害賠 ついて、当該労働者を使用している事業主又は使用していた事を請求することができる場合に限る。)であつて、同一の事由に 前払一時金(以下この条において「前払一時金給付」という。) 補償年金前払一時金又は障害年金前払一時金若しくは遺族年金 に、当該年金給付に係る障害補償年金前払一時金若しくは遺族 べき場合(当該年金給付を受ける権利を有することとなつた時 遺族年金 (以下この条において「年金給付」という。)を受ける 族が障害補償年金若しくは遺族補償年金又は障害年金若しくは 号の規定により損害賠償の責めを免れたときは、その免れた 前払一時金給付の最高限度額に相当する額となるべき額 計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該 に係る前払一時金給付を受けるべき時までの法定利率により利が消滅するまでの間、その損害の発生時から当該年金給付 事業主は、当該労働者又はその遺族の年金給付を受ける権 労働者又はその遺

るべき額の限度で、その損害賠償の責めを免れる。 当該合算した額が当該年金給付又は前払一時金給付の額とな までの法定利率により計算される額を合算した場合における は、事業主は、その損害の発生時から当該支給が行われた時 おいて、年金給付又は前払一時金給付の支給が行われたとき 前号の規定により損害賠償の履行が猶予されている場合に

する第三十二条の九第一項の規定により無料の職業紹介事業による場合に限る。)又は第三十三条の三第二項において準用

第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたこと

る。)の規定により廃止を命じられた場合については、当該法 二項において準用する第三十二条の九第一項(第一号に限の廃止を命じられた者が法人である場合(第三十三条の三第

人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつた

とかできる。

額を控除した額)の限度で、その損害賠償の履行をしないこ

六 第三十二条の九第一項(第三十三条第四項において準用す

る場合を含む。)の規定により職業紹介事業の許可を取り消さ

規定により許可を取り消された場合については、当該法人が限る。)(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)のれた者が法人である場合(第三十二条の九第一項(第一号にれた者が法人である場合(第三十二条の九第一項(第一号に

### 0 職業安定法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

**一四**)本則五条(令和二・三・三○施行) 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二九・三・三一

第五条の五 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事 ないことができる。 第二項の規定による明示をしないときは、その申込みを受理し て著しく不適当であると認めるとき、又は求人者が第五条の三ある賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べ その申込みの内容が法令に違反するとき、その申込みの内容で業者は、求人の申込みは全て受理しなければならない。ただし、

### (許可の欠格事由

国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第 二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第除く。)により、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号) 五十条(第二号に係る部分に限る。)及び第五十二条の規定を等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止 つた日から起算して五年を経過しない者 せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな 七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処 に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは出入 に関する法律の規定 (次号に規定する規定を除く。)であつて 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働

> ② 第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、有料職業紹介事 第三二条の一① 申込みについては、適用しない。 業者に係る前項に規定する職業に係る求人の申込み及び求職の (取扱職業の範囲) (略)

# (取扱職種の範囲等の届出等)

は、第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、その範囲内に者が、前項の規定により、取扱職種の範囲等を届け出た場合に② 有料の職業紹介事業を行おうとする者又は有料職業紹介事業 第三二条の一二① 限り適用するものとする。

ないもの た者で、当該取消し又は命令の日から起算して五年を経過し のと認められる者を含む。以下この条において同じ。)であつ 執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するも であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人の ことによる場合に限る。)において、当該取消し又は命令の処

九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第 七・八 (略) 六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」

者(以下この条において「暴力団員等」という。) という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない

2

# ○労働者派遣事業の適正な運営の確 保及び派遣労働者の保護等に関す

# 令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正する法律(令和一・六・五法二四)本則五条及び附則一・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 二条(令和二・六・四までに施行) (平成三○・七・六法七一) 本則五条 (令和二・四・一施行)

項の規定により当該労働者派遣契約を締結するに当たり、あら、次項において同じ。)の役務の提供を受けようとする者は、第一(第四十条の二第一項各号のいずれかに該当するものを除く。 とする者の事業所その他派遣就業の場所の業務について同条第 供が開始される日以後当該労働者派遣の役務の提供を受けよう かじめ、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣の役務の提 | 項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければな 派遣元事業主から新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣

(改正により追加

業務と同種の業務に従事する一般の労働者の賃金水準又は当該 の賃金水準との均衡を考慮しつつ、当該派遣労働者の従事する 事する業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者 験等を勘案し、当該派遣労働者の賃金を決定するように配慮し 派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力若しくは経 なければならない。 (均衡を考慮した待遇の確保) 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の従

なければならない

2 実施その他当該派遣労働者の円滑な派遣就業の確保のために必 慮しつつ、当該派遣労働者について、教育訓練及び福利厚生の 同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者との均衡を考 要な措置を講ずるように配慮しなければならない 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の従事する業務と

# 新第三〇条の四一第三〇条の六 (改正により追加

# (派遣労働者等の福祉の増進)

第三〇条の四 前三条に規定するもののほか、派遣元事業主は、 の増進を図るように努めなければならない。(改正後の第三〇条 図るために必要な措置を講ずることにより、これらの者の福祉 び教育訓練の機会の確保、労働条件の向上その他雇用の安定を機会(派遣労働者以外の労働者としての就業の機会を含む。)及 る労働者について、各人の希望、能力及び経験に応じた就業の その雇用する派遣労働者又は派遣労働者として雇用しようとす

する等必要な協力をするように努めなければならない。(改正 遂行の状況その他の情報であつて当該措置に必要なものを提供 先に雇用される労働者に関する情報、当該派遣労働者の業務の る派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する当該派遣 め、派遣元事業主の求めに応じ、その指揮命令の下に労働させ 十条の三の規定による措置が適切に講じられるようにするた 慮しなければならない。(改正により削られた) 前項に定めるもののほか、派遣先は、第三十条の二及び第三

### 第三一条の二①(略) (待遇に関する事項等の説明

② 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあつた 新②③ (改正により追加) 当該派遣労働者に説明しなければならない。(改正後の④) る事項に関する決定をするに当たつて考慮した事項について、 ときは、第三十条の三の規定により配慮すべきこととされてい (改正により追加)

### 第三五条① 派遣先への通知

(改正により追加)

(略、改正後の三一六)

2 く、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。 号から第四号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞な 派遣元事業主は、前項の規定による通知をした後に同項第一

## (適正な派遣就業の確保等

第四〇条①(略) 合を除き、派遣労働者に対しても、これを実施するよう配慮し に必要な能力を有している場合その他厚生労働省令で定める場 るための教育訓練については、当該派遣労働者が既に当該業務 の雇用する労働者が従事する業務の遂行に必要な能力を付与す じ、当該派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事するそ て、当該派遣労働者を雇用する派遣元事業主からの求めに応 派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者につい

3 るように配慮しなければならない。 ものとして厚生労働省令で定めるものについては、その指揮命会を与える福利厚生施設であつて、業務の円滑な遂行に資する 令の下に労働させる派遣労働者に対しても、利用の機会を与え 派遣先は、当該派遣先に雇用される労働者に対して利用の機

4 しているもの(前項に規定する厚生労働省令で定める福利厚生の施設であつて現に当該派遣先に雇用される労働者が通常利用 に行われるようにするため、適切な就業環境の維持、診療所等 労働させる派遣労働者について、当該派遣就業が適正かつ円滑 前三項に定めるもののほか、派遣先は、その指揮命令の下に

有効な改正前規定(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律)

ように努めなければならない。 施設を除く。)の利用に関する便宜の供与等必要な措置を講ずる

することその他の厚生労働省令で定める措置を講ずるように配 る情報又は当該業務に従事する労働者の募集に係る事項を提供 務に従事する当該派遣先に雇用される労働者の賃金水準に関す 揮命令の下に労働させる派遣労働者が従事する業務と同種の業定されるようにするため、派遣元事業主の求めに応じ、その指 派遣先は、第三十条の三第一項の規定により賃金が適切に決

# する法律の適用に関する特例 (雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関

第四七条の二 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命 第一項中「雇用管理上」とあるのは、「雇用管理上及び指揮命令 る。この場合において、同法第十一条第一項及び第十一条の一 条の二第一項、第十二条及び第十三条第一 七年法律第百十三号)第九条第三項、第十一条第一項、第十 る男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十 関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当 令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に 該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、雇用の分野におけ とする。 項の規定を適用す

# に関する法律の適用に関する特例) (育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉

第四七条の三 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命 合において、同条中「雇用管理上」とあるのは、 する場合を含む。)、第十六条の十、第十八条の二、第二十条の(同法第十六条、第十六条の四及び第十六条の七において準用 該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、育児休業、介護休 関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当 令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に 業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第十条 二、第二十三条の二及び第二十五条の規定を適用する。この場 5指揮命令上」とする。

# 第四七条の四 (改正により追加

新第四章 (第四七条の五―第四七条の一〇) (改正により追加)

# 第四章名・第五章名(改正後の第五章名・第六章名)

**附則**(平成三〇・七・六法七一

# (派遣労働者に係る紛争の解決の促進に関する特例に関する経

第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に紛争調整 争であって、新労働者派遣法第四十七条の五に規定する紛争に の例による。 該当するものについては、同条の規定にかかわらず、なお従前 委員会(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十 (中略)) に係属している同法第五条第一項のあっせんに係る紛 三年法律第百十二号)第六条第一項の紛争調整委員会をいう。

# ○個別労働関係紛争の解決の促進に 関する法律

# 令和二年一月一日以降有効な旧規定

本の正法令一覧 の正法令一覧 の正法令(平成二九・六・二法四五)本則二二一条(令和 に民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に ・民法の一部を

### (時効の中断

第一六条 前条の規定によりあっせんが打ち切られた場合におい 訴えの提起があったものとみなす。 起したときは、時効の中断に関しては、あっせんの申請の時に、 ら三十日以内にあっせんの目的となった請求について訴えを提 て、当該あっせんの申請をした者がその旨の通知を受けた日か

# 〇生活保護法

令和二年 一 一月一日以降有効な旧規定

条(令和二・四・一、令和三・一・一施行) 等の一部を改正する法律(平成三〇・六・八法四四)本則四条(令和二・四・一、令和三・一・一施行) 

(相談及び助言)

第二七条の二 保護の実施機関は、第五十五条の七第一項に規定 の相談に応じ、必要な助言をすることができる。の相談に応じ、必要な助言をするとができる。要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。

### (生活扶助の方法

第三〇条① 生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとす 設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私は、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施 る。ただし、これによることができないとき、これによつては 人の家庭に養護を委託して行うことができる 保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したとき

# 第九章 被保護者就労支援事業

第五五条の七①一③ (改正により本条に見出しが付された)

第五五条の八・第五五条の九 (改正により追加)

らした者は、

一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

その他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所だし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくは第六二条① 被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項た 対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければ とを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うこ 指示等に従う義務

ならない。

生活保護法)

(市町村の支弁)

### 第七〇条 (柱書略) イ・ロ (略)

二-五(略) 必要な事務費(以下「委託事務費」という。) し、又は私人の家庭に養護を委託する場合に、これに伴 施設に入所させ、若しくはその入所を適当な施設に委託第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を適当な

七・八 (略) 援事業の実施に要する費用 その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支

## (都道府県の支弁

七·八 (略) 接事業の実施に要する費用 
大 その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支 略

### 第七五条(1) (柱書略) (国の負担及び補助

2 四 都道府県が支弁した被保護者就労支援事業に係る費用のう 略 定めるところにより算定した額の四分の三における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で 勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三ち、当該市町村における人口、被保護者の数その他の事情をち、当該市町村における人口、被保護者の数その他の事情を一 ち、当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村

第八五条の二 第五十五条の七第三項の規定に違反して秘密を漏 る権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。第七六条の三 就労自立給付金又は進学準備給付金の支給をで 就労自立給付金又は進学準備給付金の支給を受け

# ○私的独占の禁止及び公正取引の確 保に関する法律

とによりその対価に影響することとなるもの

供給量又は購入量 取引の相手方

# 令和二年一月一日以降有効な旧規定

- を改正する法律(令和一・五・三一法一人)附則一三条(令手飜等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部の向上部では行政運営の簡素化及び効率はを図るための子の行政連合の簡素化及び効率はを図るための手 和二・二・二九までに施行)
- 和二・三・二五までに、令和二・一二・二五までに施行)正する法律(令和一・六・二六法四五)本則一条及び二条(令 ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改

# 第二条の二(改正により追加)

② 公正取引委員会は、第三第七条【排除措置命令】① とができる。ただし、当該行為がなくなつた日から五年を経過 行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずるこ 対し、当該行為が既になくなつている旨の周知措置その他当該 ときは、第八章第二節に規定する手続に従い、次に掲げる者に 既になくなつている場合においても、特に必要があると認める したときは、この限りでない。 公正取引委員会は、第三条又は前条の規定に違反する行為が

響することとなるもの

市場占有率

次のいずれかを実質的に制限することによりその対価に影

第七条の二【課徴金納付命令】① 事業者が、不当な取引制限又 ついては百分の三、卸売業については百分の二とする。を乗じ令で定める方法により算定した購入額)に百分の十(小売業に を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政る方法により算定した売上額(当該行為が商品又は役務の供給 日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期当該事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行つた きは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、 くは国際的契約で次の各号のいずれかに該当するものをしたと は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若し その納付を命ずることができない。 ければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、 事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下 「実行期間」という。)における当該商品又は役務の政令で定め て得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じな (当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての

> に準用する。この場合において、前項中「当該商品又は役務の役務について、次の各号のいずれかに該当するものをした場合この項において「被支配事業者」という。)が供給する商品又は を支配することによるものに限る。)で、当該他の事業者(以下 前項の規定は、事業者が、私的独占(他の事業者の事業活動 商品又は役務について次のいずれかを実質的に制限するこ を命ずることができない。(改正により削られた) らない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付 定した売上額に百分の六(当該事業者が小売業を営む場合は百 めに必要な商品又は役務を含む。)の政令で定める方法により算 務を供給する当該他の事業者が当該商品又は役務を供給するた 該商品又は役務(当該一定の取引分野において当該商品又は役 に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければな分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。)を乗じて得た額

あるのは「百分の一」とする。 と、「百分の三」とあるのは「百分の一・二」と、「百分の二」とる者であるときは、同項中「百分の一」とあるのは「百分の四」 第一項の場合において、当該事業者が次のいずれかに該当す

### (改正後の②)

(当該被支配事業者が当該行為に係る一定の取引分野において

(当該連長行為に係る実行期間が二年未満である場合に限る。) であるときは、第一項中 「百分の一」とあるのは「百分の一」とあるのは「百分の一」とあるのは「百分の一」とあるのは「百分の一」とあるのは「百分の一」とあるのは「百分の一」と、 ときは、この限りでない。(改正後の③) う。)を受けた日の一月前の日) までに当該違反行為をやめた者 第二十条の二から第二十条の五までにおいて「事前通知」とい 準用する第五十条第一項の規定による通知(次項、第十項及び が当該違反行為について第六十二条第四項において読み替えての一月前の日(当該処分が行われなかつたときは、当該事業者のに行われた日(以下この条において「調査開始日」という。) 項第四号に掲げる処分又は第百二条第一項に規定する処分が最 該事業者が、当該違反行為に係る事件について第四十七条第一

限りでない。 事業者が、第九項の規定の適用を受ける者であるときは、この「百分の一」とあるのは「百分の一・五」とする。ただし、当該

によるものに限り、第二項の規定に該当するものを除く。)をし、事業者が、私的独占(他の事業者の事業活動を排除すること

の価額のうち一若しくは二以上の事業者が供給し、若しくは供取引分野において一定の期間内に供給される商品若しくは役務

を受ける当該商品若しくは役務の数量の占める割合又は一定の 数量のうち一若しくは二以上の事業者が供給し、若しくは供給 引分野において一定の期間内に供給される商品若しくは役務の

前二項及び第八項に規定する「市場占有率」とは、一定の取

(改正により削られた)

給を受ける当該商品若しくは役務の価額の占める割合をいう。

(改正により削られた)

規定による命令を受けたことがある者(当該命令が確定して 調査開始日から遡り十年以内に、第一項若しくは第四項の

おいて「違反行為期間」という。における、当該行為に係る一為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。第二十七項に

くなる日までの期間(当該期間が三年を超えるときは、当該行 従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がな たときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に

第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当

む場合は百分の二とする。)」と読み替えるものとする は「(当該事業者が小売業を営む場合は百分の三、卸売業を営 ては百分の三、卸売業については百分の二とする。)」とあるの 政令で定める方法により算定した売上額」と、「(小売業につい 該商品又は役務 (当該被支配事業者に供給したものを除く。)の む。)及び当該一定の取引分野において当該事業者が供給した当 当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含 は「当該事業者が被支配事業者に供給した当該商品又は役務 は役務の政令で定める方法により算定した購入額)」とあるの 役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又 政令で定める方法により算定した売上額(当該行為が商品又は

その対価に係るもの

第二十一項の規定による通知若しくは第六十三条第二項の規いる場合に限る。次号において同じ。)又は第十八項若しくは

定による決定を受けたことがある者

ある者 若しくは第六十三条第二項の規定による決定を受けたことががある者又は第十八項若しくは第二十一項の規定による通知内に、第一項若しくは第四項の規定による命令を受けたこと が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以 に規定する処分が行われなかつた場合において、当該事業者 第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第百二条第

第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときに自分の四・五」と、「百分の二」とあるのは、「百分の二」と、「百分の二」とあるのは、「百分の二」とあるのは、「百分の二」とあるのは、「百分の二」とあるのは、「百分の二」とあるのは、「百分の二」とあるのは、「百分の六」という。 るのは「百分の一・五」とする。ただし、当該事業者が、次項分の一・二」とあるのは「百分の一・八」と、「百分の一」とあ の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。 (改正により削られた)

ことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為 つ、他の事業者に対し当該違反行為をすること又はやめない単独で又は共同して、当該違反行為をすることを企て、か をさせ、又はやめさせなかつた者

ついて指定した者 係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方に に他の事業者に対し当該違反行為に係る商品若しくは役務に単独で又は共同して、他の事業者の求めに応じて、継続的

重要なものをした者 れかに該当する行為であつて、当該違反行為を容易にすべき 前二号に掲げる者のほか、単独で又は共同して、次のいず

ことを要求し、依頼し、又は唆すこと。 他の事業者に対し当該違反行為をすること又はやめない

(改正により削られた) D こと(専ら自己の取引について指定することを除く。 他当該違反行為の実行としての事業活動について指定する る対価、供給量、購入量、市場占有率、取引の相手方その 他の事業者に対し当該違反行為に係る商品又は役務に係

により削られた) 該事業者が、第七項各号のいずれか及び前項各号のいずれかに 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当

にかかわらず、当該事業者に対し、課徴金の納付を命じないも事業者が次の各号のいずれにも該当する場合には、同項の規定。 公正取引委員会は、第一項の規定により課徴金を納付すべき のとする。

公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、

商品又は役務を供給する他の事業者に当該事業者が供給した当に供給したものを除く。)及び当該一定の取引分野において当該 該一定の取引分野において商品又は役務を供給する他の事業者 定の取引分野において当該事業者が供給した商品又は役務(当

が当該違反行為について事前通知を受けた日。次号、次項及第一項に規定する処分が行われなかつたときは、当該事業者 開始日(第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第百二条 告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査 反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた者(当該報違反行為をした事業者のうち最初に公正取引委員会に当該違 び第二十五項において同じ。)以後に行われた場合を除く。)で

(改正により削られた) て、当該違反行為をしていた者でないこと 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後におい

金の額に百分の三十を乗じて得た額を、それぞれ当該課徴金の 額から減額するものとする。 は第一項又は第五項から第九項までの規定により計算した課徴 での規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た 第一項の場合において、公正取引委員会は、当該事業者が第 号及び第四号に該当するときは同項又は第五項から第九項ま 第二号及び第四号又は第三号及び第四号に該当するとき

報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた者(当該 報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた者(当該 違反行為をした事業者のうち三番目に公正取引委員会に当該 査開始日以後に行われた場合を除く。)であること。 違反行為をした事業者のうち二番目に公正取引委員会に当該 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該

を除く。) であること 反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合ものを除く。)を行つた者(当該報告及び資料の提出が当該違 より既に公正取引委員会によつて把握されている事実に係る 十五条第一項に規定する報告又は同条第四項の措置その他に 違反行為をした事業者のうち四番目又は五番目に公正取引委 査開始日以後に行われた場合を除く。)であること。 員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出(第四 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、 当該

(改正により削られた) て、当該違反行為をしていた者でないこと 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後におい

り、かつ、同号の規定による報告及び資料の提出を行つた者の 告及び資料の提出を行つた者の数を合計した数が五以下であ 当該違反行為をした事業者のうち次の各号のいずれにも該当す る報告及び資料の提出を行つた者の数が五に満たないときは、 る報告及び資料の提出を行つた者の数と第一号の規定による報 る者(第十項第一号又は前項第一号から第三号までの規定によ ついて第十項第一号又は前項第一号から第三号までの規定によ 第一項の場合において、公正取引委員会は、当該違反行為に

> ものとする。 に百分の三十を乗じて得た額を、当該課徴金の額から減額する 項又は第五項から第九項までの規定により計算した課徴金の額

既に公正取引委員会によつて把握されている事実に係るもの掲げる処分又は第百二条第一項に規定する処分その他により を除く。)を行つた者 に係る事実の報告及び資料の提出(第四十七条第一項各号に めるところにより、単独で、公正取引委員会に当該違反行為引委員会規則で定める期日までに、公正取引委員会規則で定 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後公正取

反行為をしていた者以外の者 前号の報告及び資料の提出を行つた日以後において当該違

る事実の報告及び資料の提出を行つた場合には、第一号に該当ところにより、共同して、公正取引委員会に当該違反行為に係 規定を適用する。この場合における第十項第一号、第十一項第報告及び資料の提出を行つた二以上の事業者について前三項の 当該報告及び資料の提出を単独で行つたものとみなして、当該 し、かつ、第二号又は第三号のいずれかに該当する場合に限り、 者(会社である場合に限る。)が、公正取引委員会規則で定める 業者をもつて一の事業者とする。 の提出を行つた事業者の数の計算については、当該二以上の事 第一項に規定する違反行為をした事業者のうち二以上の事業 号から第三号まで及び前項第一号の規定による報告及び資料 (改正により削られた)

いて同じ。)の関係にあること。 会社が同一である他の会社をいう。次号及び第二十五項にお 会社をいう。以下この号において同じ。)又は当該事業者と親 項において同じ。)若しくは親会社(会社を子会社とする他の を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。以下この の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数 において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社 む。以下同じ。)の過半数を有する他の会社をいう。この場合 決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含 とができない株式についての議決権を除き、会社法(平成十 議をすることができる事項の全部につき議決権を行使するこ いて相互に子会社等(事業者の子会社(会社がその総株主当該二以上の事業者が、当該報告及び資料の提出の時にお 七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議 (総社員を含む。以下同じ。)の議決権 (株主総会において決

る。)において、当該他の事業者と相互に子会社等の関係にあ 資料の提出を行つた日からさかのぼり五年以内の期間に限 事業者と共同して当該違反行為をした全期間(当該報告及び 他の事業者と共同して当該違反行為をしたものが、当該他の 当該二以上の事業者のうち、当該二以上の事業者のうちの

いて、次のいずれかに該当する事実があること。他の事業者と共同して当該違反行為をした者でないものにつ 当該二以上の事業者のうち、当該二以上の事業者のうちの

> 部を承継させ、かつ、当該他の事業者が当該譲渡又は分割 の日から当該違反行為を開始したこと。 又は分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは て当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲渡し、 その者が当該二以上の事業者のうちの他の事業者に対し

当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け、ローその者が、当該二以上の事業者のうちの他の事業者から 部を承継し、かつ、当該譲受け又は分割の日から当該違反 又は分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは 行為を開始したこと

(平成十三年法律第七十五号)第百四十七条第一項又は第百四会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律 の一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子 十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株 前項の場合において、会社が有する議決権並びに会社及びそ (改正により削られた)

受けたときは、当該報告及び資料の提出を行つた事業者に対 号まで又は第十二項第一号の規定による報告及び資料の提出を 式に係る議決権を含むものとする。(改正により削られた) し、速やかに文書をもつてその旨を通知しなければならない。 (改正により削られた) 公正取引委員会は、第十項第一号、第十一項第一号から第三

を追加して求めることができる。(改正により削られた) を追加して於りることでである。くいことを追加して於りることである。その事実の報告又は資料の提出事業者に対し、当該違反行為に係る事実の報告又は資料の提出する。という 項若しくは第二十一項の規定による通知をするまでの間、当該かに該当する事業者に対し第一項の規定による命令又は第十八 公正取引委員会は、第十項から第十二項までの規定のいずれ

行つた事業者に対して第一項の規定による命令又は次項の規定号まで又は第十二項第一号の規定による報告及び資料の提出を 事実があると認めるときは、第十項から第十二項までの規定に かかわらず、これらの規定は適用しない。 による通知をするまでの間に、次の各号のいずれかに該当する 公正取引委員会が、第十項第一号、第十一項第一号から第三 当該事業者(当該事業者が第十三項の規定による報告及び

業者と共同して当該報告及び資料の提出を行つた他の事業者 資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事 のうち、いずれか一以上の事業者。次号において同じ。)が行 つた当該報告又は提出した当該資料に虚偽の内容が含まれて 前項の場合において、当該事業者が求められた報告若しく

は資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出を したこと

た他の事業者のうちいずれか一以上の事業者が、当該事業者 者及び当該事業者と共同して当該報告及び資料の提出を行つ よる報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業 事業者が他の事業者に対し(当該事業者が第十三項の規定に 及び当該事業者と共同して当該報告及び資料の提出を行つた 当該事業者がした当該違反行為に係る事件において、当該

をすることを強要し、又は当該違反行為をやめることを妨害他の事業者以外の事業者に対し)第一項に規定する違反行為

い場合にあつては、公正取引委員会規則で定めるときまでに)、項の規定による命令をする際に(同項の規定による命令をしな るものとする。(改正により削られた) これと併せて当該事業者に対し、文書をもつてその旨を通知す 反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し第 ないこととしたときは、同項の規定に該当する事業者がした違 公正取引委員会は、第十項の規定により課徴金の納付を命じ

るものとする。ただし、第一項、第四項から第九項まで、第十一項の公のとする。ただし、第一項、第四項から第九項まで、第十一項の規定により計算した額に代えて、その額から当該制第十二項の規定により計算した額に代えて、その額から当該制第十二項又は 事件について、当該事業者に対し、罰金の刑に処する確定裁判別 公正取引委員会は、第一項又は第四項の場合において、同一 が百万円未満であるときは、この限りでない。(改正により削ら 二分の一に相当する金額を超えないとき、又は当該控除後の額一項若しくは第十二項の規定により計算した額が当該罰金額の

の納付を命ずることができない。(改正により削られた) 前項ただし書の場合においては、公正取引委員会は、

がした第一項、第二項又は第四項に規定する違反行為に係る事 文書をもつてその旨を通知するものとする。(改正により削られ い場合には、罰金の刑に処せられた事業者に対し、当該事業者 公正取引委員会は、前項の規定により課徴金の納付を命じな

定により計算した課徴金を納付しなければならない。(改正に第四項から第九項まで、第十一項、第十二項又は第十九項の規》 第一項又は第四項の規定による命令を受けた者は、第一項、

② 第一項、第四項から第九項まで、第十一項、第十二項又は第 あるときは、その端数は、切り捨てる。(改正により削られた) 十九項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数が

が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したと② 第一項、第二項又は第四項に規定する違反行為をした事業者 の規定による命令、第十八項及び第二十一項の規定による通知の規定による命令、第十八項及び第二十一項の規定による近別では、当該法人がした違反行為並びに当該法人が受けた第一項 より設立された法人がした違反行為及び当該合併後存続し、又 は合併により設立された法人が受けた命令等とみなして、 項において「命令等」という。)は、合併後存続し、又は合併に 並びに第六十三条第二項の規定による決定(以下この項及び次

② 第一項、第二項又は第四項に規定する違反行為をした事業者 「受けた特定事業承継子会社等は、これらの規定による命令を等と連帯して」と、第二十二項中「受けた者は」とあるのは いて読み替えて準用する場合を含む。)中「当該事業者に対し」定事業承継子会社等が二以上あるときは、第一項(第二項におなして、前各項の規定を適用する。この場合において、当該特なして、前各項の規定を適用する。 た違反行為及び当該特定事業承継子会社等が受けた命令等とみ継した子会社等 (以下「特定事業承継子会社等」という。)がし を譲り受け、又は分割により当該事業の全部若しくは一部を承及び当該法人が受けた命令等は、当該事業の全部若しくは一部併以外の事由により消滅したときは、当該法人がした違反行為 割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合査開始日以後においてその一又は二以上の子会社等に対して分 該法人(会社に限る。)が当該違反行為に係る事件についての調 件についての調査開始日以後においてその一又は二以上の子会 が法人である場合において、当該法人が当該違反行為に係る事 項及び次項の規定を適用する。(改正により削られた) 受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」とする。(改正に し、この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社 受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」と、第四項中 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令を とあるのは「特定事業承継子会社等(第二十五項に規定する特 社等に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当 「当該事業者に対し」とあるのは「特定事業承継子会社等に対 定事業承継子会社等をいう。以下同じ。)に対し、この項(次項

の 前二項の場合において、第二項から第十二項までの規定の適 の 前二項の場合において、第二項から第十二項までの規定の適 の 計三項の場合において、第二項から第十二項までの規定の適 の 前二項の場合において、第二項から第十二項までの規定の適 会は、当該違反分配に各。課徴金の納付を命ずることができな 会は、当該違反分配とい。 彼正により削られた)

# 第七条の三一第七条の九 (改正により追加

第八条の三【課徵金納付命令】第七条の二第一項、第三項、第五項、第六項(ただし書を除く)、第十四次の学十八項にする。 第二年第二号と除う)、第二十三項、第二十三項、第二十七項の規定は、第八条第一号(不当な取引制限に相当ちる行為をする場合に限る。又は第二号 (不当な取引制限に相当する行為をする場合に限る。)の規定に違反する行為が行われた場合に使用する。この場合において、第七条の二第一項中「事業者が」とあるのは「当該事業者団体が」と、「当該事業者で対し」とあるのは「当該事業者団体が」と、「当該事業者の利益のためにする行為を行うを行うと、「企業者団体が」と、「当該事業者の利益のためにする行為を行うと、「企業員、代理人をの他の者が構成事業者である場合には、「当該事業者」とあるのは「当該事業者」とあるのは「当該事業者」とあるのは「当

と、「二以上の事業者」とあるのは「二以上の特定事業者」と、る。)の規定に違反する行為をした事業者団体の特定事業者」 行為をする場合に限る。)又は第二号(不当な取引制限に該当す事業者」とあるのは「次条第一号(不当な取引制限に相当する る事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をする場合に限 三項各号列記以外の部分中「第一項に規定する違反行為をしたあるのは「の実行としての事業活動をしていた」と、同条第十 まで」とあるのは「、第五項又は第六項」と、「をしていた」と 為をした事業者団体の特定事業者」と、「又は第五項から第九項 あるのは「の実行としての事業活動をしていた」と、同条第十 違反行為をした事業者団体の特定事業者」と、「をしていた」と は第六項」と、「当該違反行為をした事業者」とあるのは「当該 者」と、「又は第五項から第九項まで」とあるのは「、第五項又 と、同条第十一項中「当該事業者」とあるのは「当該特定事業 していた」とあるのは「の実行としての事業活動をしていた」 るのは「当該違反行為をした事業者団体の特定事業者」と、「を のは「当該特定事業者」と、「当該違反行為をした事業者」とあ とあるのは「納付すべき特定事業者」と、「当該事業者」とある 行としての事業活動」と、同条第十項中「納付すべき事業者 のは「の実行としての事業活動をやめた者(当該違反行為の実 は「当該特定事業者」と、「をやめた者(当該違反行為」とある 該特定事業者」と、同条第六項本文中「当該事業者」とあるの |項中「当該違反行為をした事業者」とあるのは「当該違反行

> 、 「第十二項又は第十九項」とあるのは「実行期間」と読行為については、違反行為期間」と表でのは「実行期間(第四項に規定する違反 の表第二十七項中「実行期間(第四項に規定する違反 のとする。「第十二項又は第十二年

第九条【事業支配力過度集中の規制】(①―②(略) ・ 一型では、当該会社の子会社とみなす。 ・ 一型において、子会社、以上の子会社となる。 ・ 一型において、子会社、以上の子会社となる。 ・ 一型において、子会社、は会社の一若しくは ・ 二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国 のの一発しくは一以上の子会社とみなす。

第一八条の二(改正により追加)

第二〇条の二【特定の共同取引拒絶を繰り返した場合の課徴金納 第二項の規定による決定を受けたとき、又はこの条の規定によ 二十条の四及び第二十条の五において同じ。)、第七条の二第十項の規定による命令(当該命令が確定している場合に限る。第 争者に対し当該事業者が供給した当該同一の商品又は役務及び争者に対し当該事業者が供給した当該同一の商品又は役務の数量若しくは内容を制限した事業者の競合さい)、拒絶事業者がその供給を拒絶し、又はその供給に係 当該同一の商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務定する商品又は役務と同一の商品又は役務(当該拒絶事業者が条において「拒絶事業者」という。)に対し供給した同号ロに規 限した事業者の競争者に対し供給した同号イに規定する商品又 又はその供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制 における、当該行為において当該事業者がその供給を拒絶し、 節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした 第十九条の規定に違反する行為(第二条第九項第一号に該当す 付命令】事業者が、次の各号のいずれかに該当する者であつて る課徴金の額が百万円未満であるときは、その納付を命ずるこ 該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は 務)の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三 (当 拒絶事業者が当該事業者に対し供給した当該同一の商品又は役 は役務と同一の商品又は役務(同号ロに規定する違反行為にあ えるときは、当該行為がなくなる日から遡つて三年間とする。 日から当該行為がなくなる日までの期間(当該期間が三年を超 るものに限る。)をしたときは、公正取引委員会は、第八章第 つては、当該事業者が同号ロに規定する他の事業者(以下この 八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第六十三条

当該行為に係る事件について第四十七条第一項第四号に掲

一 第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該運反行為について事前通知を の条の規定による命令又はこ の条の規定による命令を受けたことがある者

第二〇条の三、特定の差別対価を繰り返りた場合の課金納付命 ・ 事業者が、次の各号のいずれかに該当する者である。 ・ 市人条の規にで返くする行為(第一条第一条) ・ 市人条の規にで返くする行為(第一条第一系) ・ 市人条の規にで返くする行為(第一条第十八条の規定である) ・ は、当該行為がなくなる日までの期間(当該研書) ・ は、当該行為がなくなる日までの期間(当該所書) ・ は、当該行為がなくなる日までの期間(当該所書) ・ は、当該行為がなくなる日までの期間(当時で記述する者である方とは、当該年業者が小売業を宣む場合は自分の二、申売室に なときは、当該行為にない、当該事業者が対給した同号に規定する。 では、第八章第二節 では、第八章第二節 では、第一次第二章に自分に、第一次第二章に自分の三、自該事業者が一元業を合助を当時ではならなた。 ・ は、第八章第二節 ・ は、第一次第二章に自分の一とする。)を乗じて得た額に相当する額の課 第金事業者が当該行為について第七条の二第一項者 しくは第四世者とくは第六十二者としくは第二十一 「中でとりたとき、又はこの条の規定による職金の額による決 重を受けたとき、又はこの条の規定による職金の額による決 重を受けたとき、又はこの条の規定による職金の額にする。 「中でを受けたとき、又はこの条の規定による職金の額にする。 ・ でを受けたとき、スとはの、第一次第二章を記述する。 ・ でも、第二章を記述する。 ・ でも、第二章を、 ・ でも、 ・ でも、

を財場合は自約で一とする。企乗じて得た領に相当する館の課となる。 をお場合は自約でする。企乗じて得た領に相当する館の課となる。 とは第四項の規定による命令、同条第十八項若しくは第二十一項の規定による確合で、は第二十一項の規定による確合で、以はこの条の規定による課金を関係しては第二十一項規定によるの規定によるの場が自方の、第二人を第二年の規定によるのの規定によるの場合では、第二十条の規定によるので、第二人を第二年の規定によるので、第二人を第二年の規定による命令を受けたことがある者(当該命令が確定している場合に限る。次号において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から郷が日内に、第二十条の規定による命令で受けた日から郷が日かれなかった場合では、1十条の規定による命令で表している。1十条の規定による命令では、1十条の規定による命令で表している。1十条の規定による命令で表している。1十条の規定による命令で表している。1十条の規定による命令で表している。1十条の規定による命令で表している。11年間で、11年間

第一〇条の五 (特定の再販売価格拘束を繰り返した場合の課金 納付命令) 事業者が、次の名号のいずれかに該当する者であっ で、第十九条の規定に達反する行為。第二条が九項部別では 第十九条の規定に達反する行為。第二条が九項部別では を担えるときは、当該事業者が対した。 2 当該事業者が当該行為がなくなる日から御りて「年間と年 を超えるときは、当該行為なくなる日から関づして行した。 2 当該事業者が当該行為がなくなる日から関づして行した。 3 当該行為がなくなる日から関づして行した。 2 当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、当該事業者が会議ではのる方法により算定した元に同号に る。こにおける、当該行為において当該事業者が供給した同号に る。こにおける、当該行為がなくなる日から関でした。 2 当該事業者が当該行為において当該事業者が供給した同号に の三(当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、第上で観じ百分の一 の三(当該事業者が当該行為において第立で表の一第一項を でありました。 2 は第四項の規定による命令、「周条第十八項若しくは第二十一 「年の規定による命令、「周条第十八項若しくは第二十一 「東を受けたとき、又はこの条の規定による課金の報が百万円 たを受けたとき、又はこの条の規定による課金の報が百分に 、当該の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表とされ、その条の規定による。 一項を明を目があるととができない。

第二〇条の大「特定の優越的地位濫用をした場合の課徴金納付命 ・「当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為が に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為が を、事者が、第十九条の境紀に違反する行為、第二条第九項 ・「会」事業者が、第十九条の規紀に違反する行為、第二条第九項 ・「会」事業者が、第十九条の規紀に違反する行為、第二条第九項 ・「会」事業者が、第十九条の関係に違反する行為、第二条第九項 ・「会」を表する。

> 「行為がなくなる日からさかのぼつて三年即とする。」 に大売上額(当該行為の相手方との間における政令で定める方法により京定 がするものである場合は当該行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した購入額と「当該行為の相手方が ので定める方法により算定した購入額とした場合を引きる相手方が をで定める方法により算定した購入額としま設行為の相手方が をで定める方法により算定した購入額としま設行為の相手方が で定める方法により算定した購入額としま設行為の相手方が ので定める方法により算定した場上額では職人額の合計額とす ので定める方法により算定した。 を関している。 で定める方法により算定した。 で定める方法により算定した。 で定める方法により算定した。 で定める方法により算定した。 で定める方法により算定した。 で定める方法により算定した。 で定める方法により算定した。 でで定める方法により算定した。 でで定める方法により算定した。 でで定める方法により算定した。 でで定める方法により算定した。 でで定める方法により算定した。 でで定める方法により算でによりました。 でで定める方法により算でした。 でできるが、 でできるが、 でできるが、 できるが、 できるが

第二一十二項から第二十五項まで及び第二十七項の規定は、第二第二〇条の七【不当な取引制限等に係る規定の準用】第七条の二 から第二十条の六までの規定中 、当該」と、特定事業承継子から第二十条の六まで、と、第一項(第三項において読み替え、作用する場合を含む:中、当該」とあるのは、第二十条の二において読み替え、と、第一項(第三項において読み替え、第一項(第三位とおいて読み替んで使用する前ご選及び第二十条の一 む")及び第四項の規定による命令、第十八項及び第二十一項の受けた第一項(第二項において誘み替えて使用する場合を含めて第一年(第二年条の一から第二十条の一から第二十条の一をでした。近びに当該法人がしている。 十条の二から第二十条の六まで」と、同条第二十五項中「第一条の七において読み替えて準用する前二項及び次項並びに第二人がした違反行為」と、「前各項及び次項」とあるのは「第二十人がした違反行為」と、「前各項及び次項」とあるのは「第二十 又は第四項」とあるのは「第二十条の二から第二十条の六ま用する。この場合において、第七条の二第二十二項中「第一項 特定事業承継子会社等に対し、この条の規定による命令を受け 受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」とあるのは「、 は「特定事業承継子会社等に対し、この項の規定による命令を 社等と連帯して」と、第四項中「当該事業者に対し」とあるの 場合を含む。)の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会 以下同じ。)に対し、この項(次項において読み替えて準用する会社等(第二十五項に規定する特定事業承継子会社等をいう。 り、及び「違反行為及び当該特定事業承継子会社等が受けた命 条の六まで」と、「違反行為及び当該法人が受けた命令等」とあ 項、第二項又は第四項」とあるのは「第二十条の二から第二十 とあるのは「は、合併後存続し、又は合併により設立された法 併後存続し、又は合併により設立された法人が受けた命令等」 し、又は合併により設立された法人がした違反行為及び当該合 下この項及び次項において「命令等」という。)は、合併後存続 規定による通知並びに第六十三条第二項の規定による決定(以 「第一項、第四項から第九項まで、第十一項、第十二項又は第十九項」とあるのは「これら」と、同条第二十三項中で」と、「第一項、第四項から第九項まで、第十一項、第十二項 十条の二から前条までに規定する違反行為が行われた場合に準

あるのは「第二十条の比において読み替えて棄用する第二十二を事業承継子会社等。第二十条の上において読み替えて棄用する第二十五項に規定する様反行為所用、第二十五項に規定する違反行為所用、第四項において同じ」と、同条第二十七項中「実行期間(第四項において同じ」と、同条第二十七項中「実行期間(第四項において同じ」と、同条第二十七項中「実行期間(第四日、定する違反行為がなくなつた日」と読み替えるものとする。

第四八条の 【排除措置計画の認定の取消し】 ○○ ③ 第) ● 前項の規定は、第七条の二部、項(同条第二項などは ・ でを持て、連用する場合を含むござしくは第四項又 ・ でをの一部・三項なり第二十条のこれで、 ・ でをの一第二項なり第二十条のこので第二項をだしてとあるのは は、第七条の二第二十七項(第八条の三及び第二十条のにない は、第七条の二第二十七項(第八条の三及び第二十条のにない は、第七条の二第二十七項(第八条の三及び第二十条のにない は、第七条の二第二十七項(第八条の三及び第二十条第二項にだしました。 とあるのは ・ でをの一第二十七項」と読み替えるものとする。

④ 前項の規定は、第七条の二第一項(同条第二項及び第八条の| 第四八条の九【排除確保措置計画の認定の取消し】①─③ (略)

た他の特定事業承継子会社等と連帯して」と、「第二十二項」と

三において読み替えて準用する場合を含む)者しくは第四項とは第二十条の二から第二十条の一次までの規定におるでしてを用する。この場合において、第1十条の一次にするのは「第14条の二第二甲及び第二十条の一におして」とあるのは「第14条の二第二十五項(第八条の三及び第二十条の七において読み替えて」と、「第14条第二項ただし書」とあるのは「第14条第二項上、第14条第二項ただし書」とあるのは「第14条第二項上、第14条第二項上、第14条第二項上、第14条の二第二十七項」と読み替えるものとする。

第八二条「課徴金納付命令の手続」① 第七条の二第一項(同条第二項及び第八条の三において読み替えて準用する場合を行い、課唆金納付命令書には、納付すべき課徴金の額、課徴金の計算の基礎及び課役を信任に各違反行為達取役の額、課徴金の計算の基礎及び課役を告任に、海付すべき課徴金の額、課徴金し、委員長及び第六十五条第一項の規定による合議に出席したし、委員長及び第六十五条第一項の規定による合議に出席したし、委員長及び第六十五条第一項の規定による合議に出席したし、委員長及び第六十五条第一項の規定による合議に出席したし、委員長及び第十五条第一項の規定による合議といい。

第六三条「課徵金納付命令後に別金の刑が確定した場合の調整」
第七条の二第元はおいて同じ、第一項(同条第二項において記述者を含む、次項において同じ、プレスは第四項の規定により公正が合金を受けた者に対し、開金の刑に処する確定裁判があつたときは、公正取引委員会は、決定で、当該納付命令に係る課後金の額を、その額から記述表判において命じられた開金額の二分の一に相当する金額を整除した額に変更しなければならない。ただし、当該納行金径(経る課後金の額が、当時、行政では、一次のに相当な金額を控除した額に変更しなければならない。ただし、当該納行任係る課後金額を担保の表別を指数を提供した額に変更した。

分の一に相当する企額を超えないとき、又は当該変更後の額が 国万円未満となるときは、この限りでない。 当該第七条の二第一項又は第四項の規定による納付命令を取り 消さなければならない。 第一個(略)

② 公正収引を担合は、この限りでない。 ② 公正収引を担合は、前項の規定による管促をしたときは、そ で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した 延滞金を徴収することができる、ただし、延滞金の額が千円末 延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金の額が千円末

23 納付命令に基づき既に納付された金額で、還付すべきものがあよる課徴金の納付を命じた場合において、これらの規定による るとき (第六十三条第五項に規定する場合を除く。)は、遅滞な しくは第四項又は第二十条の二から第二十条の六までの規定に 金銭で還付しなければならない

四年法律第百五十一号)第二条第七号に規定する処分通知等で政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十第七〇条の九【電子情報処理組織を使用した処分通知等】① 行 下この条において同じ)を使用して行うことができない。(改下この条において同じ)を使用して行うことができないときは、電正取引委員会規則で定必る方式による表示をしないときは、電にかかわらず、当該処分通知等の相手方が送達を受ける旨の公にかかれらず、当該処分通知等の相手方が送達を受ける旨の公下 おける情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項の規定 あつて、この法律又は公正取引委員会規則の規定により書類の 送達により行うこととしているものについては、行政手続等に 2

2 当該事項を電子情報処理組織を使用して公正取引委員会の使用 る送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、 七において読み替えて準用する民事訴訟法第百九条の規定によ 事務を電子情報処理組織を使用して行つたときは、第七十条の) 公正取引委員会の職員が前項に規定する処分通知等に関する に記録しなければならない。(改正後の本条) に係る電子計算機 (入出力装置を含む。)に備えられたファイル

正により削られた)

新② (改正により追加) 第一〇二条 【臨検・捜索・差押え】 ① 委員会職員は、犯則事件 る許可状により、臨検、捜索又は差押えをすることができる。 管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発す を調査するため必要があるときは、公正取引委員会の所在地を

さえるべき物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押娘すべき場所、身体若しくは物件又は差し押り。 前項の場合において急速を要するときは、委員会職員は、臨 の裁判官があらかじめ発する許可状により、同項の処分をする ことができる。(改正後の③)

て「許可状」という。)を請求する場合においては、犯則事件が 存在すると認められる資料を提供しなければならない。(改正 委員会職員は、第一項又は前項の許可状(以下この章におい

犯則の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しな 名を記載し、自己の記名押印した許可状を委員会職員に交付し 名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができず くは物件又は差し押さえるべき物件並びに請求者の官職及び氏 判所の裁判官は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若し) 前項の請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易裁 なければならない。この場合において、犯則嫌疑者の氏名又は これを返還しなければならない旨、交付の年月日並びに裁判所

ければならない。(改正後の⑤)

56

捜索又は差押えをさせることができる。(改正後の⑦) 委員会職員は、許可状を他の委員会職員に交付して、 (改正により追加) 臨検

# 一〇三条の二・第一〇三条の三 (改正により追加)

の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはなら捜索又は差押えは、許可状に夜間でも執行することができる旨捜索又は差押えは、許可状に夜間でも執行することができる旨 ない

めるときは、日没後まで継続することができる。 日没前に開始した臨検、捜索又は差押えは、必要があると認

第一〇五条【許可状の提示】臨検、捜索又は差押えの許可状は、 これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを問、検査、領置、臨検、捜索又は差押えをするときは、その身第一〇六条【身分の証明】委員会職員は、この章の規定により質 提示しなければならない。

第一〇七条【臨検・捜索・差押えに際しての必要な処分】① は、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることがで員会職員は、臨検、捜索又は差押えをするため必要があるとき 委

2 ができる。 、領置物件又は差押物件についても、すること

# 第一〇七条の二 (改正により追加)

第一〇八条【処分中の出入りの禁止】委員会職員は、この章の規 を禁止することができる。 何人に対しても、許可を受けないでその場所に出入りすること定により質問、検査、領置、臨検、捜索又は差押えをする間は、

(2) (3) 又は差押えをするときは、その所有者若しくは管理者(これらは人の看守する邸宅若しくは建造物その他の場所で臨検、捜索第一〇九条 「所有者等の立会い」① 委員会職員は、人の住居又 た者を立ち会わせなければならない。 む。)又はこれらの者の使用人若しくは同居の親族で成年に達し の者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含

第一〇条【警察官の援助】委員会職員は、臨検、捜索又は差押 ができる。 ができる。

第一一一条【犯則調査の調書の作成】委員会職員は この章の規

> 又は立会人が署名押印せず、又は署名押印することができない これに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者 成し、質問を受けた者又は立会人に示し、これらの者とともに は、その処分を行つた年月日及びその結果を記載した調書を作定により質問、検査、領置、臨検、捜索又は差押えをしたとき ときは、その旨を付記すれば足りる。

第一二二条【領置目録等の作成等】委員会職員は、領置又は差押 件の所有者若しくは所持者又はこれらの者に代わるべき者にそ えをしたときは、その目録を作成し、領置物件若しくは差押物 の謄本を交付しなければならない。

又は差押物件は、その所有者又は所持者その他委員会職員が適第一一三条【領置物件等の処置】運搬又は保管に不便な領置物件 ことができる。 当と認める者に、その承諾を得て、保管証を徴して保管させる

第一一四条【領置物件等の還付等】① 公正取引委員会は、領置 の返還を受けるべき者にこれを還付しなければならない。 物件又は差押物件について留置の必要がなくなつたときは、 そ

その旨を公告しなければならない。 の事由によりこれを還付することができない場合においては、 けるべき者の住所若しくは居所がわからないため、又はその他 公正取引委員会は、前項の領置物件又は差押物件の返還を受

は、国庫に帰属する。 から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件 前項の公告に係る領置物件又は差押物件について、公告の日

3

# 第一一四条の二・第一一四条の三 (改正により追加

第一一六条【検察官への引継ぎ】① 録又は差押目録とともに引き継がなければならない において、領置物件又は差押物件があるときは、これを領置日 件の調査の結果、第七十四条第一項の規定により告発した場合 公正取引委員会は、 犯則事

継ぐとともに、その旨を同条の保管者に通知しなければならな に係るものである場合においては、同条の保管証をもつて引き 前項の領置物件又は差押物件が第百十三条の規定による保管

きは、当該物件は、刑事訴訟法の規定によつて押収されたもの) 前二項の規定により領置物件又は差押物件が引き継がれたと とみなす

# ○不当景品類及び不当表示防止法

令和二年. 一月一日以降有効な旧規定

・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性 の向上率にに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政 を改正する法律(帝和一・五・三一法一六)附則四一条(令 和二・二・二九までに施行)

## 電子情報処理組織の使用

第二四条① 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する り削られた) 項において同じ。)を使用して行うことができない。(改正によ 子情報処理組織(同項に規定する電子情報処理組織をいう。次 ける旨の内閣府令で定める方式による表示をしないときは、電 一項の規定にかかわらず、当該処分通知等の相手方が送達を受送達により行うこととしているものについては、同法第四条第処分通知等であつて、この節又は内閣府令の規定により書類の処分通知等であつて、この節又は内閣府令の規定により書類の 法律(平成十四年法律第百五十一号)第二条第七号に規定する

② 消費者庁の職員が前項に規定する処分通知等に関する事務を を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報て準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項

処理組織を使用して消費者庁の使用に係る電子計算機(入出力 電子情報処理組織を使用して行つたときは、第二十二条におい 装置を含む。)に備えられたファイルに記録しなければならな

# ○金融商品取引法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

- 四・一施行)四・一施行(中成二九・六・二法四五)本則七〇条(令和二・関する法律(平成二九・六・二法四五)本則七〇条(令和二・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に
- ・漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三〇・一二・一四 法九五)附則三八条(令和二・一二・一三までに施行)
- · 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するため 六・七**法二八**)本則二条(令和二・六・六までに施行) の資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和

### 第一条① (柱書略

品市場及び外国金融商品市場によらないで行う第二十二項第 した数値に限る。)に係るものを除っ)に係る権力又は金融商品・制度、当該金融商品の価格及びこれに基づいて貸出 リーク (東京) に関する。 国金融商品市場をいう。以下この号において同じ。)において係る権利、外国金融商品市場(第八項第三号ロに規定する外 ション」という。)を表示する証券又は証書 る基準及び方法に従い行う第二十一項第三号に掲げる取引に 三号若しくは第四号に掲げる取引に係る権利(以下「オプ 行う取引であつて第二十一項第三号に掲げる取引と類似の取 九 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定め

### 一匹(略) イ・ロ (略)

合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法(昭和二十一項第一号に規定する事業を行う同法第二条に規定する組でする組定する組定する組合の二第一号、第九十三条第一項第六号の二若しくは第百条の二第 条に規定する組合と締結した共済契約、水産業協同組合法 号に規定する事業を行う同法第四条に規定する組合と締結 合法 (昭和二十二年法律第百三十二号) 第十条第一項第十 する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組 した共済契約、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第 |百号) 第十条第二項に規定する共済事業を行う同法第四 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第一項に規定 (昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第十

> 権利(イ及びロに掲げる権利を除く。) 項に規定する特例事業者と締結したものを除く。)に基づく 二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約(同条第九又は不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第事業を行う同法第三条に規定する組合と締結した共済契約

③ この法律において、「有価証券の募集」とは、新たに発行され にあつては第一号及び第二号に掲げる場合、当該取得勧誘が前にあつては第一号及び第二号に指げる場合、当該取得勧誘が直域というご係が各のである場合、次条第四項及び第五項並びに第二十三条の十三第四の第一条の 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利 閣府令で定めるもの(次項において「取得勧誘類似行為」といる有価証券の取得の申込みの勧誘(これに類するものとして内 いものをいう。 券の私募」とは、取得勧誘であつて有価証券の募集に該当しな あつては第三号に掲げる場合に該当するものをいい、「有価証 において「第二項有価証券」という。)に係るものである場合に が第一項に掲げる有価証券又は前項の規定により有価証券とみ う。)を含む。以下「取得勧誘」という。)のうち、当該取得勧誘 (次項、次条第四項及び第五項並びに第二十三条の十三第四項

### (柱書略)

上三 (略)

る市場デリバティブ取引(以下「商品関連市場デリバティブの前の情がでは、中国第一5の一、市場では、大変に限るごの保険の一、では、「おいては、大変に限る」と、ないに同じ。、、市場デリバティブ取引(金融商品(第二十く。以下同じ。)、市場デリバティブ取引(金融商品(第二十く。以下同じ。)、市場デリバティブ取引(金融商品(第二十分)以下ので、 | — 十 (略) 価証券の売買にあつては、第十号に掲げるものを除く。) 取引」という。)を除く。)又は外国市場デリバティブ取引(有 有価証券の売買(デリバティブ取引に該当するものを除

### (柱書略)

D び時期についての判断をいう。以下同じ。) 期についての判断又は行うべきデリバティブ取引の内容及券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時 同じ。)の分析に基づく投資判断(投資の対象となる有価証取引所に上場されているものに限る。)の動向をいう。以下 (同号に掲げる金融商品に係るものにあつては、金融商品ものに限る。)の価値、オプションの対価の額又は金融指標掲げるものにあつては、金融商品取引所に上場されている 金融商品の価値等(金融商品(第二十四項第三号の二に

十六 その行う第一号から第十号までに掲げる行為に関して、 託を受けること(商品関連市場デリバティブ取引についての顧客から金銭又は第一項各号に掲げる証券若しくは証書の預

> 号の二に掲げるものをいう。以下この号において同じ。)又はは、これらの行為に関して、顧客から商品(第二十四項第三第二号、第三号又は第五号に掲げる行為を行う場合にあつて を受けることを含む。)。 寄託された商品に関して発行された証券若しくは証書の預託

手方と取り決めた金融商品(第二十四項第三号及び第三号の四 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相 金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当するに基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引(これらの 除く。の利率等文は金融指標の約定した期間における変化率除く。の利率等文は金融指品(第二十四項第三号及び第三号の二に掲げるものを金融商品(第二十四項第三号及び第三号の二に掲げるものを上が、相手方が当事者の一方と取り決めた次項第五号において同じ。)の約定した期間における変化率に次項第五号において同じ。)の約定した期間における変化率に 金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。) 等及びこれに基づいて算出した数値を除く。以下この号及び融指標(金融商品(これらの号に掲げるものを除く。)の利率 ものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)又は金 二に掲げるものを除く。)の利率等(利率その他これに準ずる

した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互い、相手方が当事者の一方と取り決めた当該金融指標の約定 指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払当事者の一方が相手方と取り決めた当該金融商品に係る金融 に約する取引 二に掲げるものに限る。以下この号において同じ。)について

### 五・六 (略)

つて決済することができる取引 買戻しその他政令で定める行為をしたときは差金の授受によ あつて、当該売買の目的となつている金融商品の売戻し又は び第六号において同じ。)及びその対価の授受を約する売買で

表示を行う場合の金融指標(第二十四項第三号の二又は第五四 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思 に掲げる金融商品に係る金融指標の数値を除く。)の差に基づ 商品に係る金融指標の数値を除く。)と現実数値(これらの号 いて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する

### ② (柱書略)

### (22) (柱書略)

四の二 当事者が数量を定めた金融商品(第二十四項第三号の

十四項第三号の二及び第五号に掲げるものを除く。第三号及一売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品(第二

約定数値(第二十四項第三号の二又は第五号に掲げる金融

当該金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭を授受す定する数値と現に当該意思表示を行つた時期における現実の号に掲げる金融商品に係るものを除く。)としてあらかじめ約

当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を

ることとなる取引を成立させることができる権利を相手方が

る。)又は金融指標(当該金融商品の価格及びこれに基づいて算りと類似の取引(金融商品、で持つるのに限りと類似の取引(金融商品、ではついて行う取引であつて、市場デリバティブ取引)とは、外国のよりに発生において「外国市場デノバティブ取引」とは、外国の 出した数値に限る。)に係るものを除く。)をいう。 五 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相 における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約するにおける変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に対けるのを除く。の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うに、相 人び第五号に掲げるものを除く。)の利率等若しくは金融指標 及び第五号に掲げるものを除く。)の利率等若しくは金融指標 及び第五号に掲げるものを除く。)の利率等若しくは金融指標 む。)又はこれに類似する取引 金額に相当する金銭又は金融商品(同項第三号の二及び第五取引(これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた 支払うことを約する取引又はこれに類似する取引 号に掲げるものを除く。)を授受することを約するものを含 手方と取り決めた金融商品(第二十四項第三号、第三号の一

新三の二 (改正により追加) 三 の 二 (略、改正後の三の三)

### 五.四

市場デリバティブ取引を円滑化するため、利率、償還期限そのうち内閣府令で定めるものについて、金融商品取引所が、 の他の条件を標準化して設定した標準物 第一号若しくは第二号に掲げるもの又は前号に掲げるもの

に掲げるものを除く。)の利率等 (柱書略) 金融商品の価格又は金融商品 (前項第三号及び第三号の二

(路)

第二条の二(改正により追加)

### 第二章 一条 の二

## (適用除外有価証券

(略、改正後の第二条の三)

### 第三条 (柱書略)

に掲げる権利(次に掲げるもの(第二十四条第一項において 第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号

「有価証券投資事業権利等」という。)を除く。 る出資対象事業(同号に規定する出資対象事業をいう。)が第二条第二項第五号に掲げる権利のうち、当該権利に係

1 第二条第二項第一号から第四号まで、第六号又は第七号て政令で定めるもの として有価証券に対する投資を行う事業であるものとし

に掲げる権利のうち、イに掲げる権利に頼する権利として か令で定めるもの ハーその他の令で定めるもの 四・五(略) 第**集又は売出しの届出)** 第四条①・略) (2) (経書略) 一一四・第二条の二第五項第二号イに掲げる場合 六、第二条の二第五項第二号イに掲げる場合

## 「条① 前条第一項からば有価証券届出書の提出)

第五条() 前条約一項から第三項までの規定による有価証券の募集五条() 前条約一項から第三項までの規定により有価証券の表し、当該価値数の一定の上の大きなのをいる事業に関する情報がその発行者が行う資産の運用をの他に知にを発している事業に関する情報がその発行者が行う資産の運用をの他に対している事業に関する情報がその発行者が行う資産の運用をの他に対している事業に関する情報がその発行者が大きの円・第五項をが発している事業に関する情報が表している事業の関係を表し、以下この項及び次項において同じごに係多のを対している場合である場合で定める場合では、第15つの重から第四項を対しては、以下の同じごである場合(当該有価証券の等何を行権的が表し、以下にの項から第四項を対しては、以下の同じごに係多の一般で定めるところにより、次に掲げる字母を記載した。第五十条の一等。項第三号を除く、以下同じごである場合(当該有価証券の等何権を対し、以下の可から第四項を対しては、以下の可から第四項を対しては、以下の可から第四項を対しては、以下の可能が表し、対しては、対して同じ、ので定め、対しては、対して同じ、のでで定める事項を記載しないで提出するともの他の内閣府令で定める事項を記載しないで提出すると、当該有価部券の発行ので定める事項を記載しては、対して同じ、対していましている。

# 対) (虚偽記載のある届出書の届出者等に対する賠償請求権の時

第二〇条 第十八条の規定による賠償の請求権は、請求権者が有無計算者しくは論解を重要な事項方と、は誤解を任めの記載があり、又は記載すべき重要な事項方と、は誤解をとして明立た時又は相当な注意をもって知ることができるの規定による存開、これを行わないとは、消滅する。当該何価証券のら三年間、これを行わないとは、消滅する。当該何価証券のら三年間、これを行わないとは、消滅する。当該何価証券のら三年間、これを行わないとは、消滅する。当該何価証券の第二年までの規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解した。当該停止命令があつた日本での期間は、算人しない。。これを行わないときむ、また、同様とする。

(建橋職業等のある書類の提出者に対する服飾調求権の時効)
第二-条の三 第二十条の現定は、前条の規定による賠償の前頭・ 権について連用する。この場合において、第二十条中、第十八条ととあるのは「第二十条の第二十五条第一項各号(第五号及びは、第二十五条第一項各号(第五号及びは、第二十五条第一項各号(第五号及びは第二十条第一項の規定による保止命令があった場合には、当該第十一条第一項の規定による保止命令があった場合には、当該第十一条第一項の規定による保止命令があった場合には、当該第十一条第一項の規定による保止命令があった場合には、当該第十一条第一項の規定による保止命令があった場合には、当該第十一条第一項の規定による保止命令があった場合には、当該第十一条第一項の規定による保止命令があった出行(第十条第一項入員)とあるのは、当該書類が提出された時から五年日と読み替えるものとする。

### 五 第二条の二第四頁第二号イに場。 一一四(略) 一一四(略)

――四 (ജ)
――四 (ജ)
――四 (ജ)
―― 第二条の二第五項第二号イに掲げる場合
(※) (解)
― (注書略)
― (注書略)
― (本書略)

ができる。

(略) ロ 第二条の二第四項第三号に掲げる場合に該当しない場合 (略)

第二四条① 有価証券の発行者である会社は、その会社が発行者

(有価証券報告書の提出)

である有価証券(特定有価証券を除く。

次の各号を除き、以下

有価証券が第三号又は第四号に掲げる有価証券に該当する場合 券の所有者の数が政令で定める数に満たないとき、並びに当該 満)であるとき、及び当該事業年度の末日における当該有価証 する場合において、その発行者である会社の資本金の額が当該 を受けたとき、当該有価証券が第四号に掲げる有価証券に該当 告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがない るところにより計算した数に満たない場合であつて有価証券報すべての末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定め 日及び当該事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度経過している場合に該当する会社に限る。)の当該事業年度の末 投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間理大臣の承認を受けた期間内)、外国会社にあつては公益又は 場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総 むを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる う。)を、内国会社にあつては当該事業年度経過後三月以内(や 定める事項を記載した報告書(以下「有価証券報告書」とい 益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で する場合には、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとこの条において同じ。)が次に掲げる有価証券のいずれかに該当 総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない 等である場合にあつては、当該会社の資産の額として政令で定 事業年度の末日において五億円未満(当該有価証券が第二条第 ものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認 有価証券が第三号に掲げる有価証券(株券その他の政令で定め 内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該 の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公 に、当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社 に欠けることがないものとして政令で定めるところにより内閣 において有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護 めるものの額が当該事業年度の末日において政令で定める額未 一項の規定により有価証券とみなされる有価証券投資事業権利

四、当該会社が発行する有価証券 供券、第二条第二項の規定 により有価証券とみなざれる有価証券に扱う事業年度以当該 かの全で定める有価証券に扱い。 事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度のいずれ かの末日におけるその所有者の数が政やで定める数以上(当 教授資事業権利等である場合にあつては、当該事業年度の末 日におけるその所有者の数が政令で定める数以上)である がはまけるその所有者の数が政令で定める数以上)であるも の(前三号に掲げるものを除く。)

# (応募株主等による契約の解除)

第二七条の | 二〇、応募株主等(公開買付けに係る株参等の買付第の申込みに対する来書とは一部で表示する。以下この節において同じごは、公開買付財に係る株参等の買付等の申込みを上土者をの一十一第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項及び第二項において同じご中においては、いつでも、当該公開買付けに係る契約の解除をすることができる。

(H)

# | 公開買付けに係る違反行為による賠償請求権の時効|

第二十条の11一位、第二十七条の十七第一項の規定による請求権は、請求権者が当該違反を知った時又「項の規定による請求権は、請求権者が当該違反を知った時又行わないときは、時効によって活滅する、当該公田豊付けに係る公開買付相関の本日の翌日から起算して五年間、これを行わないときは、時効によって活滅する。当該公田豊付けに係る公開買付相関の本日の翌日から起算して五年間、これを行わないときも、また、同様とする。

前条第二項の適用がある場合における同条第一項の規定による請求権は、請求権者が公開質付開始会1等、公開質付配付表で、 公開度付成明書と大学でいることを知った時文は相当な注意をもつて知ることができる時から一年間、これぞ行わないときは、で知ることができる時から一年間、これぞ行わないときは、明初のようで消滅する。当然公開質付けに係る公開質付ける場合で知ることができる時から一年間、これを行わないときは、下りの要目から起算して五年間、これを行わないときも、また、末日の翌日から起算して五年間、これを行わないときも、また、本日の第一年の第一年の規定による記述を表現している。

第三章第二節

新第六款(第四三条の六)(改正により追加)

第六款名・第七款名(改正後の第七款名・第八款名)

# (風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止

第 五八条 何人も、有価証券の募集、売出し若しくは売買くの 「有価証券を除く。」若しくはを頭が第一項において同じ。の相動の変動を図る目的をもって、風説を流布し、いて同じ。の相動の変動を図る目的をもって、風説を流布し、いて同じ。の相動の変動を図る目的をもって、風説を流布し、いて同じ。の相動の変動を図る目的をもって、風説を流布し、いて同じ。の相動の変動を図る目的をもって、風説を流布し、いて同じ。の相動の変動を図る目的をもって、風説を流布し、いて同じ。の相動の変動を図る目的をもって、風説を流布し、いては一般にある。

## (相場操縦行為等の禁止)

第一五九条① 何人も、有価証券の売買 (金融商品取引所が上場

有効な改正前規定(金融商品取引法

有効な改正前規定(金融商品の販売等に関する法律)

2 る。以下この条において同じ。)、市場デリバティブ取引又は店する有価証券、店頭売買有価証券又は取扱有価証券の売買に限 これらの取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもつ ちいずれかの取引が繁盛に行われていると他人に誤解させる等 る金融指標に係るものに限る。以下この条において同じ。)のう 頭デリバティブ取引(金融商品取引所が上場する金融商品、店 づき算出される金融指標を含む。)又は金融商品取引所が上場す 頭売買有価証券、取扱有価証券(これらの価格又は利率等に基 (略 次に掲げる行為をしてはならない。 九 略)

# ○金融商品の販売等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

六・七法二八)本則三条(令和二・六・六までに施行)の資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和一・の資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和一・ 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するため

第六章の三(第一八五条の二三一第一八五条の二四)(改正に

第 条 ①

六 次に掲げるものを取得させる行為(代理又は媒介に該当す イ・ロ (略) るものを除く。)

# (金融商品販売業者等の説明義務)

(改正により追加)

2

(改正により追加)

財産上の利益を得る目的で、前項第五号の罪を犯して有価証

第一九七条① (柱書略)

第三条①② (略) おいて「顧客等」という。)の取得することとなる金銭の合計額となる者がある場合にあっては、当該者を含む。以下この項に 払うこととなる金銭の合計額(当該金融商品の販売が行われるれ」とは、当該金融商品の販売が行われることにより顧客の支 れをいう。 処分推定価額)の合計額を加えた額)を上回ることとなるおそ 該金銭以外の物又は権利の市場価額(市場価額がないときは、 金銭以外の物又は権利がある場合にあっては、当該合計額に当 ころにより金銭又は金銭以外の物若しくは権利を取得すること より当該顧客(当該金融商品の販売により当該顧客の定めると 分推定価額)の合計額を加えた額)が、当該金融商品の販売に計額に当該金銭相当物の市場価額(市場価額がないときは、処 おいて「金銭相当物」という。)がある場合にあっては、当該合 利であって政令で定めるもの(以下この項及び第六条第二項に ことにより当該顧客の譲渡することとなる金銭以外の物又は権 第一項第一号、第三号及び第五号の「元本欠損が生ずるおそ (当該金融商品の販売により当該顧客等の取得することとなる

2

略

(略

第一九八条の二①(柱書略)

条の二第十三号の罪の犯罪行為により得た財産 第百九十七条第一項第五号若しくは第二項又は第百九十七

連市場デリバティブ取引のみに係るものである場合を除く。) 他の取引又はデリバティブ取引等を行つた者(当該罪が商品関 定させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の売買その 定させ、当該変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安券等の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安

は、十年以下の懲役及び三千万円以下の罰金に処する。

第一九八条の六(柱書略)

(改正により追加

(柱書略)

三 前条第一項第六号イに掲げる行為にあっては、当該規定に 規定する権利の内容及び当該行為が行われることにより顧客

新五 (改正により追加)

五・六 (略、改正後の六・七)

ことにより顧客の支払った金銭及び支払うべき金銭の合計額② 前項の「元本欠損額」とは、当該金融商品の販売が行われた 銭以外の物若しくは権利がある場合にあっては、当該合計額に 顧客等の取得した金銭以外の物若しくは権利又は取得すべき金 及び取得すべき金銭の合計額(当該金融商品の販売により当該 利を取得することとなった者がある場合にあっては、当該者を 該顧客の定めるところにより金銭又は金銭以外の物若しくは権 金融商品の販売により当該顧客(当該金融商品の販売により当 ないときは、処分推定価額)の合計額を加えた額)から、当該 きは、処分推定価額)の合計額を加えた額)と当該金融商品の これらの金銭以外の物又は権利の市場価額(市場価額がないと 含む。以下この項において「顧客等」という。)の取得した金銭 は、当該合計額にこれらの金銭相当物の市場価額(市場価額が た金銭相当物又は譲渡すべき金銭相当物がある場合にあって 額とを合算した額を控除した金額をいう。 て当該顧客等が売却その他の処分をしたものの処分価額の合計 販売により当該顧客等の取得した金銭以外の物又は権利であっ (当該金融商品の販売が行われたことにより当該顧客の譲渡し

変動により損失が生ずることとなるおそれがある場合におけ 通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る めるものに限る。以下この項において同じ。)について金利、 掲げる行為及び同項第十一号に掲げる行為であって政令で定

当該金融商品の販売(前条第一項第八号から第十号までに

る当該損失の額が当該金融商品の販売が行われることにより

顧客が支払うべき委託証拠金その他の保証金の額を上回るこ ととなるおそれ

拠金その他の保証金の額を上回ることとなるおそれ 融商品の販売が行われることにより顧客が支払うべき委託証 こととなるおそれがある場合における当該損失の額が当該金 その他の者の業務又は財産の状況の変化により損失が生ずる 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行う者 当該金融商品の販売について第一項第六号の事由により損

べき委託証拠金その他の保証金の額を上回ることとなるおそ額が当該金融商品の販売が行われることにより顧客が支払う 失が生ずることとなるおそれがある場合における当該損失の

### (略

· 二 (略)

が負担することとなる債務の内容規定する債権の内容及び当該行為が行われることにより顧客 が負うこととなる義務の内容 前条第一項第六号ロに掲げる行為にあっては、当該規定に

(損害の額の推定)

害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、 求を妨げない。この場合において、特許権又は専用実施権を侵)前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請

有効な改正前規定

4

(改正により追加) (改正により追加)

# 令和二年一月一日以降有効な旧規定

関する法律(平成二九・六・二法四五)本則二八〇条(令和・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に 二・四・一施行)

則一条(令和二・五・一六までに、令和二・一一・一六まで・特許法等の一部を改正する法律(令和一・五・一七法三)本

## 第六五条①一⑤

読み替えるものとする 加害者を知った時」とあるのは、「特許権の設定の登録の日」と知つたときは、同条中「被害者又はその法定代理人が損害及び当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその実施をした者を 合において、当該請求権を有する者が特許権の設定の登録前に 第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場 九号)第七百十九条及び第七百二十四条(不法行為)の規定は、条第三項から第六項まで並びに民法(明治二十九年法律第八十 五条の二、第百五条の四から第百五条の七まで及び第百六十八 第百一条、第百四条から第百四条の三まで、第百五条、 第百 2-5 (略)

# 新第二〇〇条の二 (改正により追加)

(略)

第二〇〇条の二(略、改正後の第二〇〇条の三)

第一〇二条① 特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により

(損害の額の推定等)

自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害によ

る。 損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができ (改正後の⑤

## **一〇五条**①─3

できる。 第一款に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することがときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法第一編第五章第二節 て専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認める裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示し

新第一〇五条の二一第一〇五条の二の一〇 (改正により追加)

# 第一〇五条の二(略、改正後の第一〇五条の二の一一

一〇五条の四① ること た書面を含む。)の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれ 示された書類又は第百五条の七第四項の規定により開示され は取り調べられるべき証拠(第百五条第三項の規定により開 保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しく 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の

令和二年一月一日以降有効な旧規定

則四条(令和二・五・一六までに、令和二・一一・一六まで特許法等の一部を改正する法律(令和一・五・一七法三)本 関する法律(平成二九・六・二法四五)本則二八二条(令和・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に 二・四・一施行)

# (設定の登録前の金銭的請求権等

第一三条の二①一④ 時」とあるのは、<br />
「商標権の設定の登録の日」と読み替えるもの 同条中「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った 係る商標の使用の事実及びその使用をした者を知つたときは、 求権を有する者が商標権の設定の登録前に当該商標登録出願に 請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請 び第七百二十四条(不法行為)の規定は、第一項の規定によるで並びに民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百十九条及 第一項において準用する同法第百六十八条第三項から第六項ま 第百五条の四から第百五条の六まで及び第百六条、第五十六条 法第百四条の三第一項及び第二項、第百五条、第百五条の二、 第二十七条、第三十七条、第三十九条において準用する特許

### 〇商標法

裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌する 使用権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、 の賠償の請求を妨げない。この場合において、商標権又は専用。前二項の規定は、これらの規定に規定する金額を超える損害

### (特許法の準用

ことができる。

(改正後の⑥)

第三九条 特許法第百三条 (過失の推定)、第百四条の二 (具体的 命令、 の権利行使の制限)、第百五条から第百五条の六まで(書類の提態様の明示義務)、第百四条の三第一項及び第二項(特許権者等 知等)並びに第百六条(信用回復の措置)の規定は、 は専用使用権の侵害に準用する。 並びに第百六条(信用回復の措置)の規定は、商標権又秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通 損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持

ないとする事情があるときは、 当する数量を商標権者又は専用使用権者が販売することができ ない限度において、商標権者又は専用使用権者が受けた損害のを、商標権者又は専用使用権者の使用の能力に応じた額を超え ことができた商品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額 額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相 標権者又は専用使用権者がその侵害の行為がなければ販売する 自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がそ た額を控除するものとする 商品の数量(以下この項において「譲渡数量」という。)に、商 の侵害の行為を組成した商品を譲渡したときは、その譲渡した 己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対しその侵害により (略、改正後の⑤) ・二 (改正により追加) (改正により追加 商標権者又は専用使用権者が故意又は過失により自 当該事情に相当する数量に応じ

することができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当す 限度において、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額と 特許権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない とができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、 物の数量 (以下この項において「譲渡数量」という。)に、特許 その侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡した り自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者が

権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売するこ

る数量を特許権者又は専用実施権者が販売することができない

当該事情に相当する数量に応じた額

とする事情があるときは、

を控除するものとする。

(特許法

著作権法)

# 〇不正競争防止法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

# ○著作権法

・四本の一覧 ・Q法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に ・Q法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に ・Q法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に

令和二年 一 一月一日以降有効な旧規定

# 著作権者が補償金の受領を拒み、又は補償金を受領するこ

三 その者がその補償金の額について第七十二条第一項の訴え 場合(改正後の三) とができない場合 その者が過失がなくて著作権者を確知することができない (改正により追加)

に係る補償金の額との差額を供託しなければならない。 (略)

## 第七四条① (柱書略)

第一五条①

第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競

(補償金等の供託)

当該補償金を支払うべき者は、自己の見積金額を支払い、裁定の前項第三号の場合において、著作権者の請求があるときは、質権を有する者の承諾を得た場合を除く。)(改正後の五) 四 当該著作権を目的とする質権が設定されている場合(当該 を提起した場合(改正後の四)

2

ら二十年を経過したときも、同様とする。

わないときは、時効によって消滅する。その行為の開始の時か有者がその事実及びその行為を行う者を知った時から三年間行上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある営業秘密保 う者がその行為を継続する場合において、その行為により営業定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、その行為を行 争のうち、営業秘密を使用する行為に対する第三条第一項の規

について準用する。この場合において、前項中「営業秘密保有 第三条第一項の規定による侵害の野上又は予防を請求する権利 元の規定は、第二条第一項第十一号から第十六号までに掲 が直接を行った。第二条第一項第十一号から第十六号までに掲 者」とあるのは、「限定提供データ保有者」と読み替えるものと